二級河川水系流域治水プロジェクト
（位置図・ロードマップ・主要施策・流域治水の具体的な取組）

令和8年6月9日

鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外
流域治水協議会（合同協議会）

四日市圏域
二級水系流域治水プロジェクト

策定：令和４年３月
更新：令和８年６月
三重県

Mie Prefectual Government

四日市圏域二級水系流域治水プロジェクト【位置図】

～三重県最大の都市圏域を守る外水・内水対策が一体となった流域治水の推進～

○ 四日市圏域では、昭和34年の伊勢湾台風、昭和49年の集中豪雨、平成12年の東海豪雨等において、外水氾濫および内水氾濫により、大きな被害が発生している。全国的に激甚な水害が近年頻発している状況や、今後見込まれる気候変動による降雨量の増大等を踏まえ、当圏域において事前防災対策を進める必要がある。
○ 四日市圏域においては、中下流部に三重県最大の市街地が形成され、臨海部には工業地帯が集積し、国道や鉄道など重要な交通網が集中している。
○ 出水時には多くの住民、多大な資産に影響を及ぼすものとなるが、その被害の要因は外水による被害だけでなく、内水による被害も大きいものとなっている。
○ 当圏域における二級水系流域治水プロジェクトでは、河川改修による外水の氾濫対策と下水道整備による内水の氾濫対策が一体となったハード対策を中心に行うとともに、圏域全体において、ハザードマップの作成や防災訓練による被害軽減対策等を実施することで、浸水被害の低減を図る。

：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
：被害対象を減少させるための対策
：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

広域的に行う対策

- 下水道（雨水排水）施設の整備、耐水化
- ポンプ場の整備・砂防堰堤、治山ダムの整備
- 農業用ため池の活用
- 森林整備、保全

- 立地適正化計画における防災指針の作成・検討
- 土砂災害特別警戒区域外への住宅移転支援

- 水害リスク情報の空白域の解消（洪水・高潮ハザードマップなどの策定・周知）
- 土砂災害警戒区域等の指定・発表
- 持続的な水災害教育の実施と伝承（出前講座、講演会、防災教育の支援の実施）
- 要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成促進と避難の実効性の確保
- 高齢者等の避難行動への理解促進（避難行動要支援者の個別計画の作成）
- 防災訓練の実施（図上訓練、避難訓練）
- 流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供（SNS・防災アプリを活用した防災情報の継続的な情報発信、危機管理型水位計・河川監視カメラの設置、防災気象情報の改善）
- 企業等と連携した避難体制等の確保（災害協定による一時避難場所の確保）
- 広報誌等を活用した継続的な情報発信（防災アプリを使った避難情報の配信）
- 排水ポンプ車の配備・運用　等

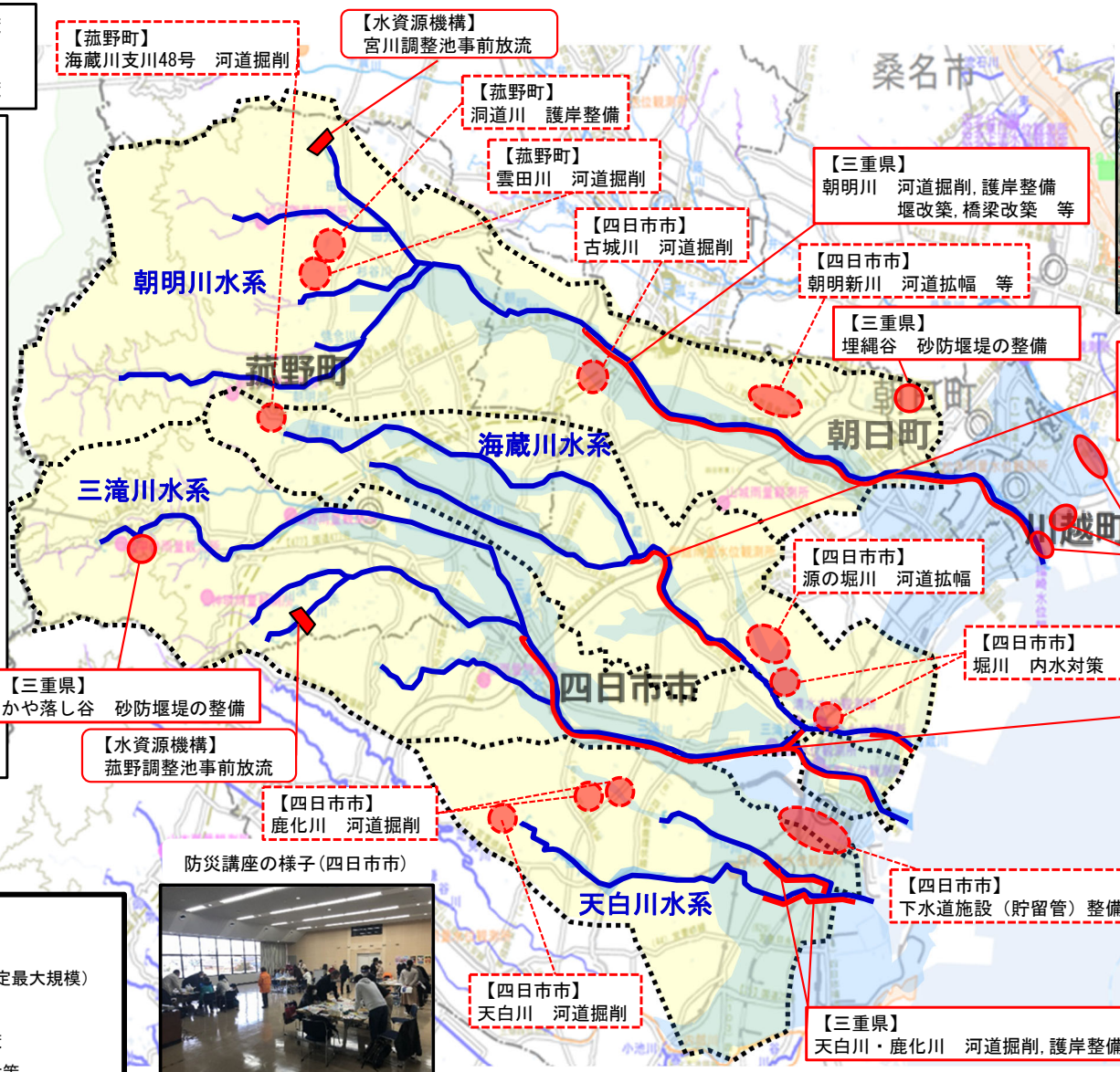

三滝新川大規模特定河川事業（三重県）

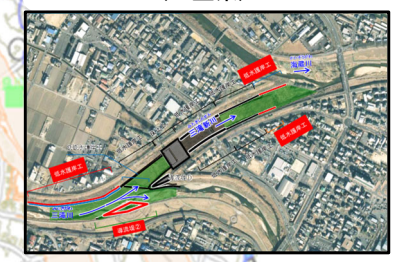

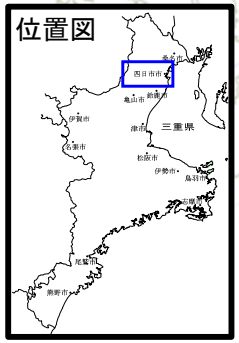

凡例
- 流域界
- 浸水想定区域（想定最大規模）
- 県管理区間
- 県管理区間の対策
- 市町管理区間の対策

防災講座の様子（四日市市）

阿瀬知排水区大規模雨水処理施設整備事業（四日市市）

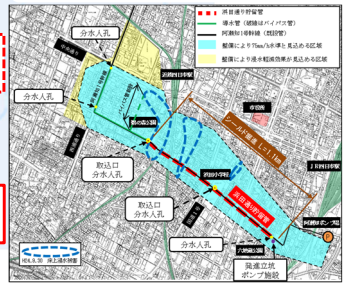

四日市圏域二級水系流域治水プロジェクト【ロードマップ】

～三重県最大の都市圏域における外水・内水対策が一体となった流域治水の推進～

■ 四日市圏域における二級水系全体を俯瞰し、県、市町、あらゆる関係者が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。

【短　期】四日市圏域内の市街地等での重大災害の発生を未然に防ぐため、中下流部で河道掘削や下水道施設整備等を主に実施。
被害軽減のため、立地適正化計画（見直し）に基づく防災指針の作成や水害リスク情報の空白域解消等を実施。

【中　期】四日市圏域内の市街地等での重大災害の発生を未然に防ぐため、河川改修事業と内水対策事業を主に実施。
被害軽減のため、防災マップの周知や水防災教育、要配慮者施設の避難体制強化等を継続的に実施。

【中長期】四日市圏域全体の浸水被害を防ぐため、橋梁改築・堰改築、河道拡幅等を実施し、圏域全体の安全度向上を図る。
被害軽減の取り組みをあらゆる関係者と一体となって継続的に実施。

【事業費】

■河川対策

全体事業費　約108億円
対策内容　河道掘削、河道拡幅、護岸整備、堰改築、橋梁改築、耐震対策　等

※圏域内で策定済みの河川整備計画の残事業を記載

■下水道対策

全体事業費　約52億円
対策内容　下水道施設の整備
ポンプ場整備

区分	対策内容	実施内容	実施主体	工程 短期	工程 中期	工程 中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	洪水氾濫対策	・河道掘削、河道拡幅、護岸整備、堰改築、橋梁改築、耐震対策、堤防整備　等	三重県、四日市市、菰野町	洞道川整備完了	三滝新川大規模特定河川事業完了 朝明新川整備完了	
	流水の貯留機能の拡大	・宮川調整池、菰野調整池における事前放流等の実施	水資源機構	事前放流		
	内水氾濫対策	・内水対策、下水道（雨水排水）施設の整備、耐水化、ポンプ場整備、貯留管整備　等	四日市市、川越町、朝日町	貯留管整備完了 川越排水機場ストックマネジメント事業完了	堀川内水対策事業完了	
	土砂災害対策	・砂防堰堤の整備　等	三重県	かや落し谷砂防事業完了		
	流域の雨水貯留機能の向上	・農業用ため池の活用　等	三重県、四日市市、菰野町			
		・治山ダムの整備、森林整備　等	三重県、森林整備センター	森林整備・保全		
被害対象を減少させるための対策	水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫	・立地適正化計画における防災指針の作成・検討	四日市市			
		・土砂災害特別警戒区域内での住宅建て替え時の支援	三重県、四日市市			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	土地の水災害リスク情報の充実	・水害リスク情報の空白域の解消 （洪水・高潮ハザードマップ作成・周知）等	気象庁、三重県、四日市市、川越町、朝日町、菰野町　他あらゆる関係者	全ての二級河川における洪水浸水想定区域図の作成完了	ハザードマップの作成・更新	
	避難体制等の強化	・土砂災害警戒区域等の指定・発表 ・持続的な水災害教育の実施と伝承 （出前講座、講演会、防災教育の支援の実施） ・要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成促進と避難の実効性の確保 ・高齢者等の避難行動への理解促進 （避難行動要支援者の個別計画の作成） ・防災訓練の実施（図上訓練、避難訓練） ・流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供　（SNS・防災アプリを活用した防災情報の継続的な情報発信、危機管理型水位計・河川監視カメラの設置、防災気象情報の改善） ・企業等と連携した避難体制等の確保 （災害協定による一時避難場所の確保） ・広報誌等を活用した継続的な情報発信 （防災アプリを使った避難情報の配信） ・排水ポンプ車の配備・運用　等				

気候変動を踏まえた更なる対策を推進

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。
各事業者の計画が見直された場合には、反映します。
新たな関係者にも広く参加を呼び掛けることから、新たな関係者の計画も反映します。

四日市圏域二級水系流域治水プロジェクト【海蔵川水系・三滝川水系】

～三重県最大の都市圏域を守る外水・内水対策が一体となった流域治水の推進～

【位置図】

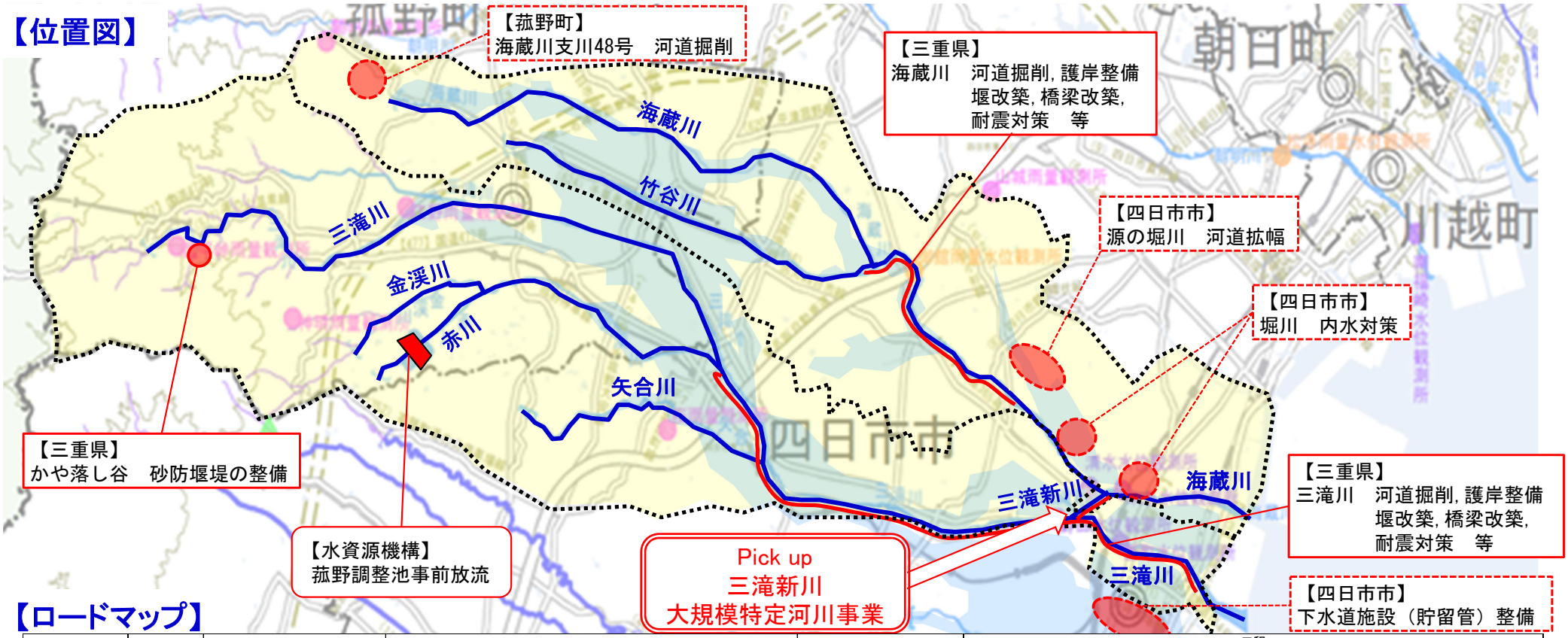

【ロードマップ】

区分	水系名	対策内容	実施内容	実施主体	工程 短期	工程 中期	工程 中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	海蔵川水系	洪水氾濫対策	・河道掘削、河道拡幅、護岸整備、堰改築、橋梁改築、耐震対策　等	三重県、四日市市、菰野町			
		内水氾濫対策	・内水対策、下水道（雨水排水）施設の耐水化　等	四日市市		堀川内水対策事業完了	
	三滝川水系	洪水氾濫対策	・河道掘削、護岸整備、堰改築、橋梁改築、耐震対策　等	三重県		三滝新川大規模特定河川事業完了	
		流水の貯留機能の拡大	・菰野調整池における事前放流等の実施	水資源機構		事前放流	
		内水氾濫対策	・下水道（雨水排水）施設の耐水化、貯留管整備　等	四日市市		貯留管整備完了	
		土砂災害対策	・砂防堰堤の整備　等	三重県		かや落し谷砂防事業完了	

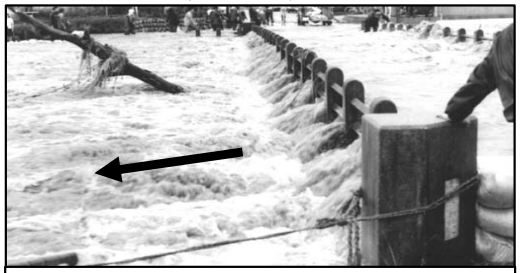

昭和49年9月　集中豪雨時河川状況（海蔵川東部）

平成12年9月　東海豪雨時浸水状況（羽津地区）

三滝川整備状況（近鉄橋りょう　左：整備前　右：整備後）

四日市圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（洪水氾濫対策）
実施主体：三重県、四日市市、菰野町

河川整備計画等に基づき、洪水時の河川水位の低下や、整備計画目標流量を安全に流すための断面確保等を行うため、河道拡幅、護岸整備、河道掘削等を実施するとともに、二級水系に関連する海岸の堤防整備を実施することにより、流域一体で浸水被害の低減を図る。

また、計画的な維持・修繕（河道掘削等）実施することで、河川の健全な機能を保全する。

朝明川における護岸整備
（三重県）

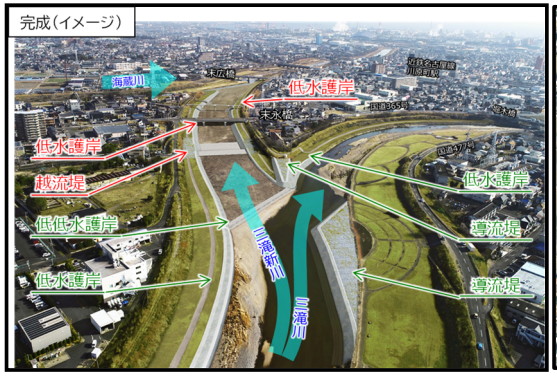

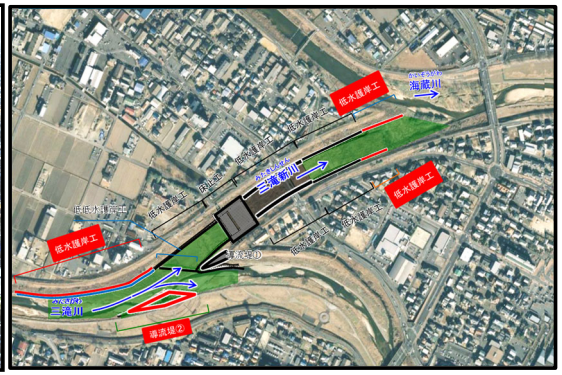

三滝川における放水路整備
（三重県）

川越地区海岸における堤防整備
（三重県）

【実施予定箇所】

河川整備計画に基づく整備：（河道掘削、河道拡幅、護岸整備、堰改築、橋梁改築、耐震対策）
【三重県】朝明川、三滝川、海蔵川

河道拡幅：【四日市市】朝明新川、源の堀川

護岸整備：【三重県】天白川、鹿化川
【菰野町】洞道川

河道掘削：【三重県】天白川、鹿化川
【四日市市】古城川、天白川、鹿化川
【菰野町】雲田川、海蔵川支川48号

海岸整備：【三重県】川越地区海岸

※その他、状況に応じて維持修繕を行う。

堀川における河川整備
（四日市市）

雲田川における浚渫
（菰野町）

四日市圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（洪水氾濫対策）

【Pick up事業】三滝新川大規模特定河川事業　実施主体：三重県

二級河川三滝新川の河川改修に着手

防災・減災の推進　～新たな改修のステージへ～

下流域の整備が進んだことから、中流域や分派河川である三滝新川の改修に向けた取組を始めており、さらなる減災・防災を推進。

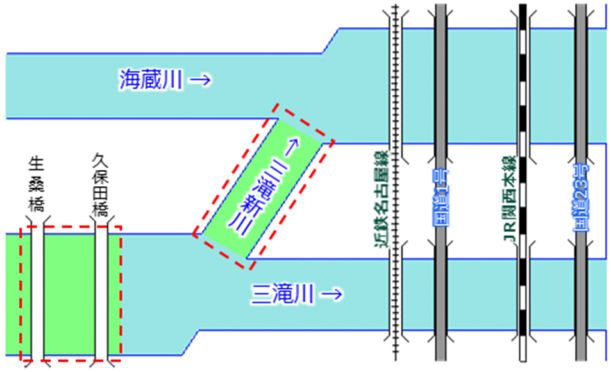

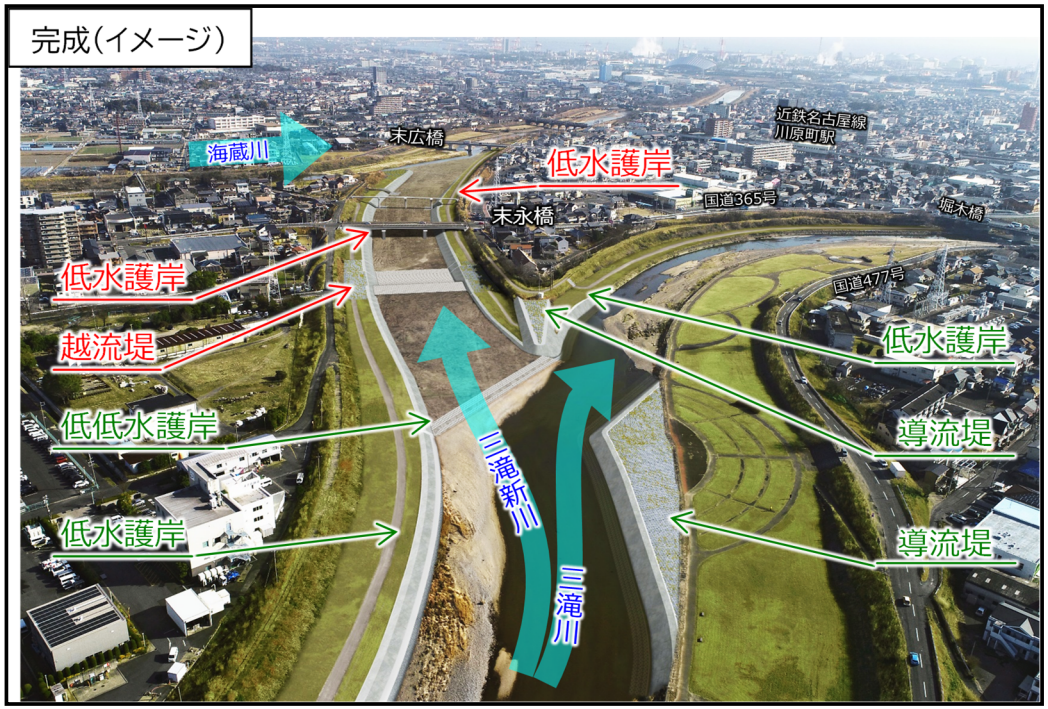

三滝新川の改修効果

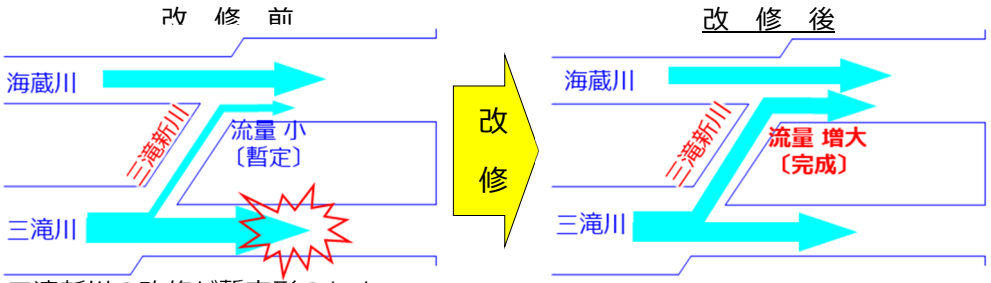

三滝新川の改修が暫定形のため、出水時に三滝川に負荷がかかりやすい

下流エリアの治水安全度向上

三滝新川の河川改修

三滝新川は三滝川から海蔵川へ三滝川の流水を分流させる県内でも数例しかない分派河川である。現在の河床を掘り下げて河道断面を拡大する改修を行う。

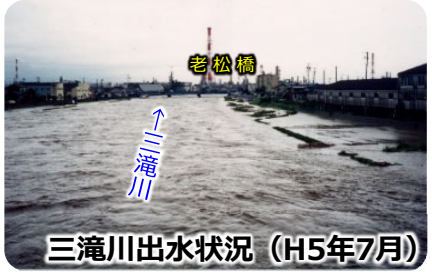

三滝川出水状況（H5年7月）

三滝新川の改修により、三滝川、海蔵川、三滝新川の三川が一体となって下流エリアの治水安全度向上を図る。

四日市圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（内水氾濫対策）
実施主体：四日市市、川越町、朝日町

四日市市、川越町、朝日町において、地盤高の低い市街地等で発生する内水氾濫のリスク低減のため、雨水下水道の整備や耐水化、排水機場の整備を実施する。

四日市市

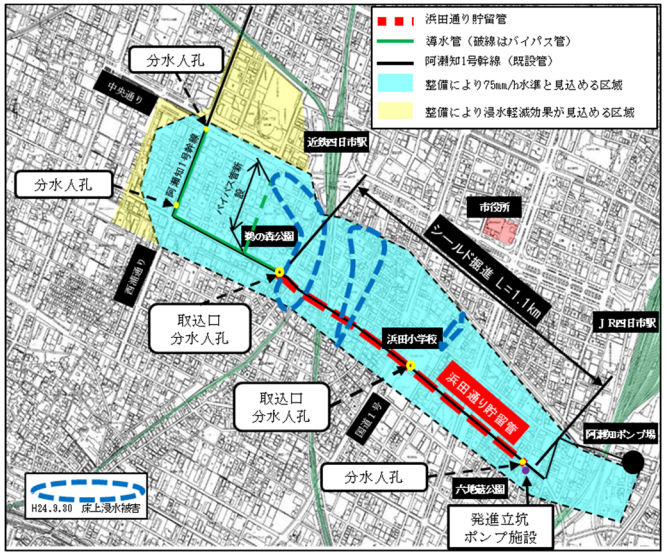

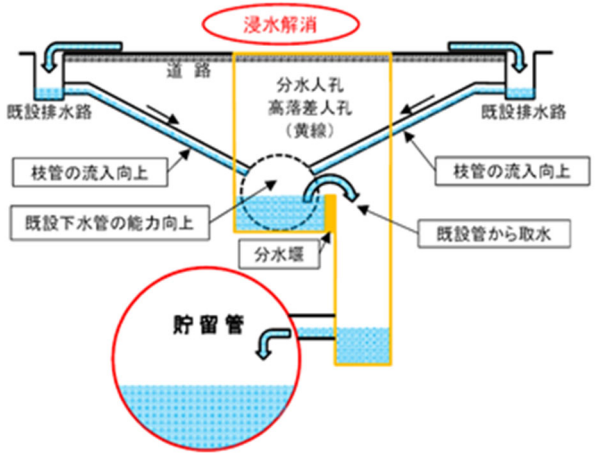

阿瀬知排水区 大規模雨水処理施設整備事業

川越町

下水道（雨水排水）施設の整備

ポンプ場整備

朝日町

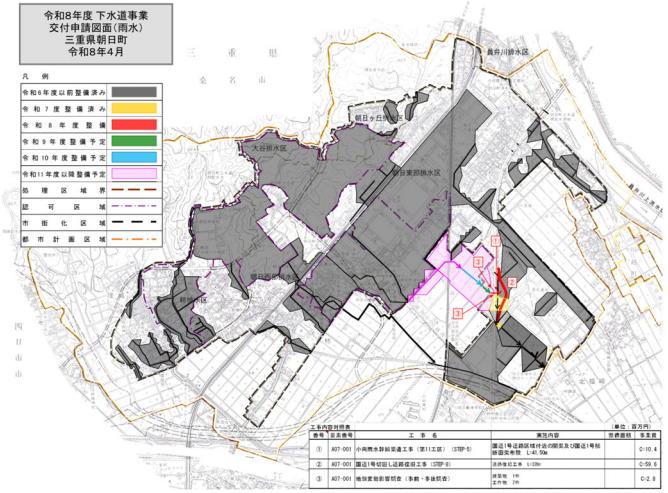

小向雨水幹線事業

四日市圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（流域の雨水貯留機能の向上）
実施主体：三重県、四日市市、菰野町

水田の貯留機能向上に向けた田んぼダムの普及・啓発を行う。
洪水調節機能を発揮するため、ため池の活用を行う。

【田んぼダムの普及･啓発】

・流域上流部の田んぼにおいて、排水口（落水工）を改良することにより、大雨時に降水を一時的に田んぼに貯留し排水を調節する排水調整板を設置することにより、排水路や河川への流出を抑制し、下流域での浸水被害の軽減を図るための普及･啓発を行い被害リスクを低減する。

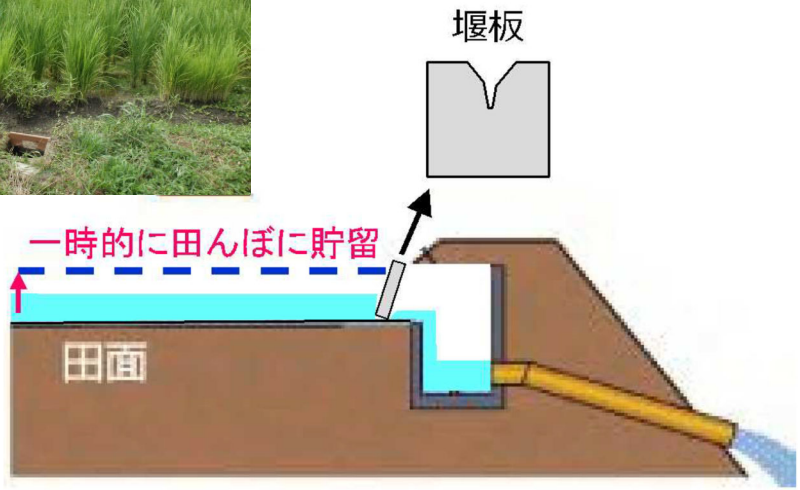

【農業用ため池の活用】

・大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることによって洪水調節機能を発揮する。
（低水位管理含む）

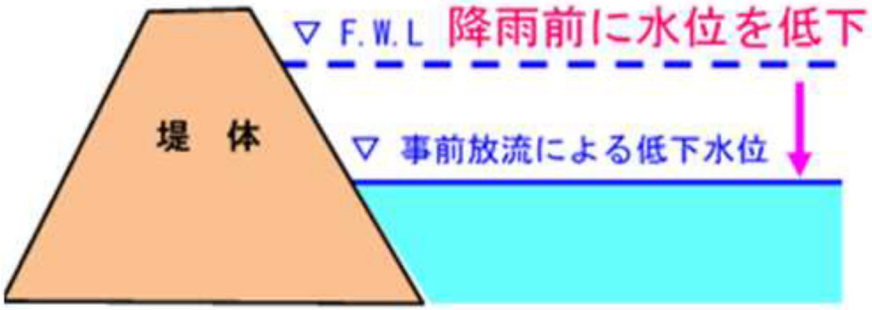

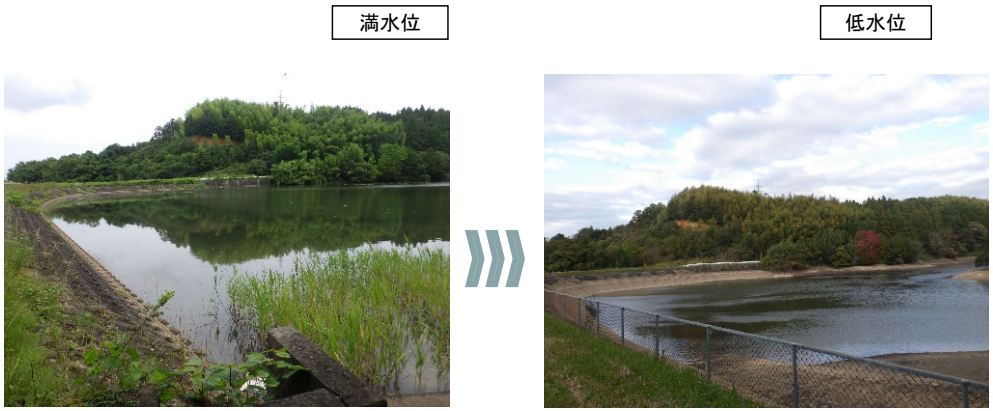

四日市圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（流水の貯留機能の拡大）
実施主体：水資源機構

朝明川水系に設置されている宮川調整池および三滝川水系に設置されている菰野調整池において、有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、事前放流により洪水調節可能容量を一時的に空け、台風など予測できる出水に備える。

三重県内既存ダム位置図

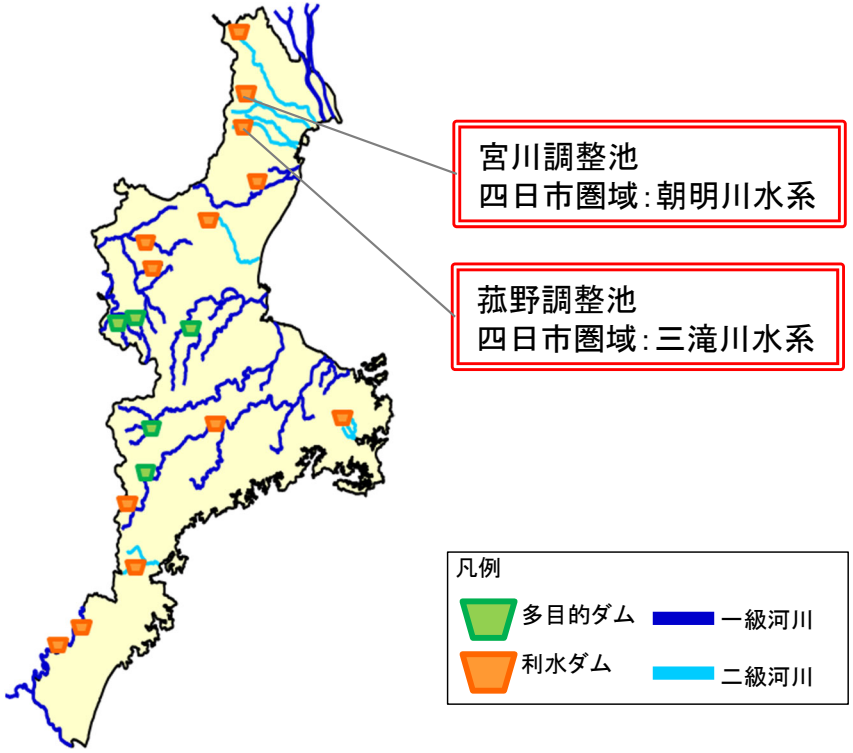

宮川調整池（朝明川水系）

菰野調整池（三滝川水系）

事前放流イメージ図

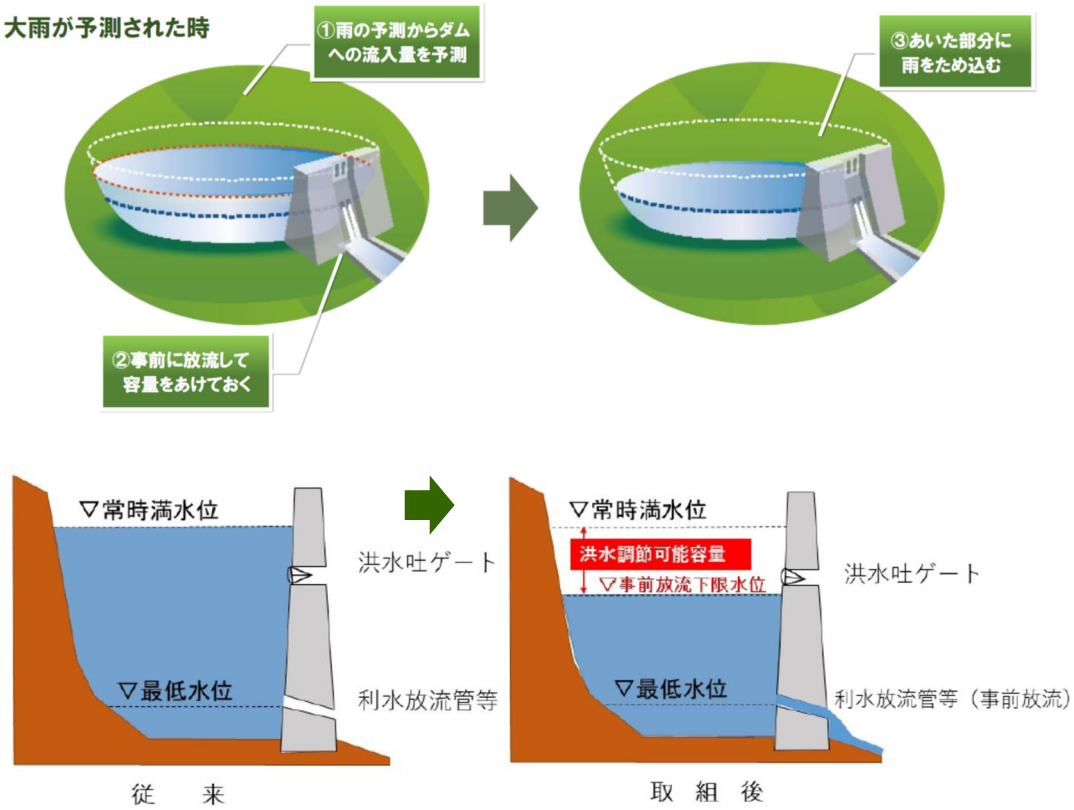

気象庁から発信される降雨予測が基準降雨量以上である時に、洪水調節可能容量の範囲内で事前放流を実施

四日市圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（流域の雨水貯留機能の向上）
実施主体：三重県、森林整備センター

【治山ダム、森林整備】

今後の気候変動の激化を見据え、森林の有する土砂流出防止機能や洪水緩和機能の適切な発揮のため、氾濫河川上流域における治山対策・森林整備を実施する。

【治山ダムの整備による土砂・流木の流出抑制効果の発揮】

治山ダムの整備により、上流側の渓床勾配を緩くすることで土砂や流木の流出を抑制し災害を防止または被害を軽減。

○治山事業の実施による流木・土砂の流出抑制効果

土砂・流木補足イメージ（県内治山ダム整備箇所）

【森林整備による水源涵養機能の適切な発揮】

手入れ不足等によりが過密状態となった林内において、森林整備を実施することで下層植生を繁茂させ、降雨等に伴う土砂流出を抑制。

○森林整備により林内の光環境の改善

整備前後イメージ（県内森林整備箇所）

※上記対策は、山地災害の発生状況や森林の荒廃状況等に応じて実施箇所を決定するものであり、その年によって実施状況が変わる対策である。

四日市圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害対象を減少させるための対策（立地適正化計画における防災指針の作成・検討）

実施主体：四日市市、菰野町

防災を取り入れた安全なまちづくりのための方針として、災害リスク情報と都市計画情報を重ね合わせるなど、都市の災害リスクを踏まえた立地適正化計画の検討や都市マスタープランの策定を行う。

第7章　防災指針

7-1 防災指針とは

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組とあわせて立地適正化計画に定めるものです（第 13 版都市計画運用指針（令和 7 年 3 月））。

国土交通省の「立地適正化計画の手引き（令和 7 年 4 月改訂）」において、以下のとおり防災指針検討のフローが示されており、このフローを基本に検討を行います。

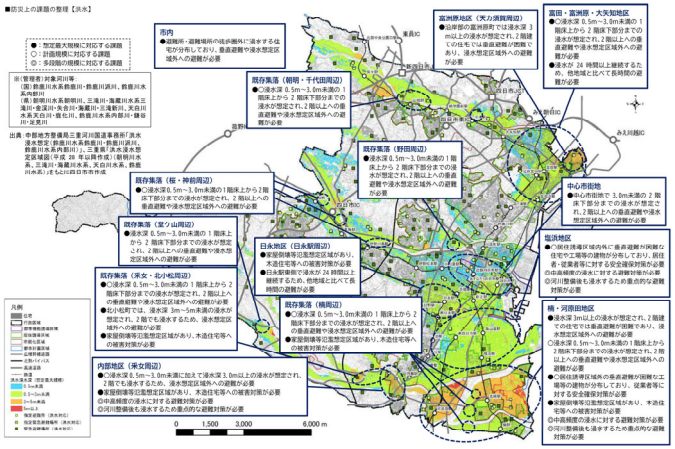

【災害ハザードとリスク対策の基本的な考え方イメージ】

災害ハザード			リスク対策	目指す姿
災害ハザード			①災害リスクの回避 災害レッドゾーンなど災害リスクが特に高い区域について、被害を事前に回避する取組 ・災害リスクの高い区域の居住誘導区域からの除外 ・開発行為や建築行為の規制　等	災害対応力のあるまち
レッドゾーン	急傾斜地崩壊危険区域			
レッドゾーン	土砂災害特別警戒区域			
イエローゾーン	土砂災害警戒区域		②災害リスクの低減（ハード） 計画規模、過去最大規模の災害ハザードなど災害イエローゾーンを中心にハード対策により、浸水等の災害リスクをできるだけ低減させる取組 ・河川整備事業、雨水排水対策事業 ・住宅・建築物の耐震化 ・土砂災害警戒区域に関する砂防等土砂災害対策施設整備の推進　等	
イエローゾーン	津波浸水想定区域 ※南海トラフ地震の理論上最大規模、過去最大規模			
イエローゾーン	想定最大規模	洪水浸水想定区域		
イエローゾーン	想定最大規模	家屋倒壊等氾濫想定区域		
イエローゾーン	想定最大規模	高潮浸水想定区域		
イエローゾーン	想定最大規模	内水浸水想定区域		
イエローゾーン	計画規模	洪水浸水想定区域	③災害リスクの低減（ソフト） 想定最大規模の災害ハザードなど、ハード対策だけでは対策しきれない災害リスクについて、災害リスクをできるだけ低減させる取組 ・情報収集・提供手段の多様化、確実化 ・警戒避難体制整備　等	
イエローゾーン	計画規模	高潮浸水想定区域		
イエローゾーン	計画規模	内水浸水想定区域		

7-5 具体的な取組

取組方針に基づく各災害リスクに対する具体的な取組を以下に整理します。

具体的な取組(施策)	対応する災害 洪水	内水	津波	高潮	土砂	実施主体
取組方針① リスク回避						
災害リスクの高い区域の居住誘導区域からの除外			○		○	市
災害ハザードエリアにおける開発許可規制	○	○		○	○	市
がけ地近接等危険住宅移転事業(土砂災害防止法第 26 条に基づく移転勧告の活用)					○	県、市
誘導区域に係る届出制度の活用等による立地誘導	○	○	○	○	○	市
取組方針② リスクの低減(ハード)						
緊急輸送道路の指定、機能確保	○	○	○	○	○	国、県、市
避難路等の整備、保全	○	○	○	○	○	国、県、市
都市の発展と命を支える道づくり(都市計画道路整備等)	○	○	○	○	○	市
公園施設の整備・長寿命化の推進	○	○	○	○	○	市
避難地機能を有する大規模公園の整備			○			市
河川の整備	○			○		国、県、市
河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全	○		○	○		国、県、市
雨水排水対策整備事業		○				県、市
田んぼダム活動への支援	○	○				国、市
ため池の適正な管理と整備、活用	○	○				市
都市農地・里山などの樹林地の保全	○				○	県、市
密度の高い既成市街地の解消に向けた取組			○			市
狭あい道路後退用地整備事業	○	○	○	○		市
住宅の耐震化、不燃化			○			市
空き家の除却、利活用の促進	○	○	○	○	○	市
地区計画等による誘導(居室床面高さの嵩上げ等)	○	○	○	○		市
急傾斜地崩壊対策事業					○	県、市
砂防事業					○	県
防災教育センター整備事業	○	○	○	○	○	市
防災倉庫の整備	○	○	○	○	○	市
拠点となる指定避難所の機能強化への支援等	○	○	○	○	○	市
指定緊急避難場所等の整備	○	○	○	○	○	市、民間
津波避難ビルの指定等避難場所の確保			○			市

具体的な取組(施策)	対応する災害 洪水	内水	津波	高潮	土砂	実施主体
取組方針③ リスクの低減(ソフト)						
ハザードマップの作成、更新	○	○	○	○	○	市
情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化	○	○	○	○	○	市
防災知識と技術の普及及び意識の向上	○	○	○	○	○	市
継続的な防災訓練や防災教育等の推進	○	○	○	○	○	市
AR防災学習アプリ「ARLook(あるっく)」の開発・展開	○	○	○	○	○	市
防災マップ改正リークショップ	○	○	○	○	○	市
広域的な連携体制の構築、強化	○		○	○		市
地域や企業の自発的な防災活動の促進	○	○	○	○	○	市、市民
大規模地震に備えた協力体制の構築			○			市
市民による自発的な防災活動の促進	○	○	○	○	○	市、市民
警戒避難体制整備等のソフト対策	○	○	○	○	○	市
避難体制整備の支援	○	○	○	○	○	市
各家庭における備蓄量の確保	○		○	○		市民
民間備蓄等との連携	○	○	○	○	○	市、民間
被災時の適切な活動体制の整備・人材育成	○	○	○	○	○	市
要配慮者への対応	○	○	○	○	○	市、民間、市民
地域のコミュニティ力の向上、強化のための支援	○	○	○	○	○	市、地域
災害に対応できる人材の育成	○	○	○	○	○	市
自主防災組織の結成や育成	○	○	○	○	○	市、地域
要配慮者施設の避難確保計画作成の促進	○	○	○	○	○	市、民間
企業等と連携した避難体制等の確保	○	○	○	○	○	市、民間

出典：四日市市立地適正化計画

四日市圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害対象を減少させるための対策（土砂災害特別警戒区域外への住宅移転支援）
実施主体：三重県、四日市市

【対策の概要】

がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険から住民の生命の安全を確保するため、土砂災害特別警戒区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転を行う者に対し支援を行い、被害の軽減を図る。

【補助対象】

（1）除却等費
- 危険住宅の除却などに要する費用で撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等

（2）建設助成費
- 危険住宅に代わる新たな住宅の建設（購入を含む。）及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額

（3）事業推進経費
- 市町が行う事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用

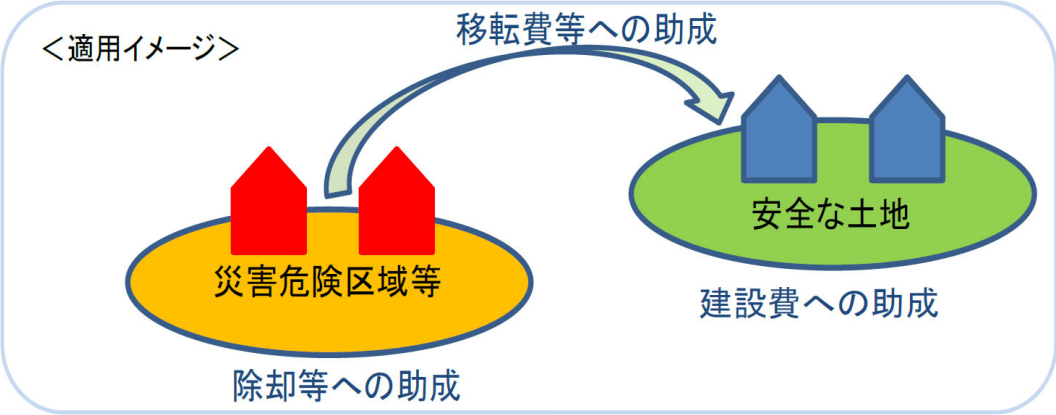

【補助要件】

（1）対象地区要件
- 都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
  （土砂災害防止法第9条）
- 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域
  （土砂災害防止法第4条）
- 地方公共団体が条例で指定した災害危険区域
  （建築基準法第39条第1項）
- 地方公共団体が条例で建築を制限している区域
  （建築基準法第40条）
- 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域
  （災害救助法第2条）

（2）対象住宅要件
- 既存不適格住宅（区域指定前に存する住宅等）
- 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行った住宅

市町によっては、支援制度を設けていない場合もありますので、詳細については、各市町担当窓口までお問合せください。

四日市圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（水害リスク情報の空白域の解消）
実施主体：三重県、四日市市、川越町、朝日町、菰野町

四日市圏域の二級水系流域において、水害リスク情報の空白域の解消を図るため、各種浸水想定区域図を基にハザードマップの作成・周知を行う。

【洪水】四日市圏域内の全ての県管理河川について浸水想定区域図を作成

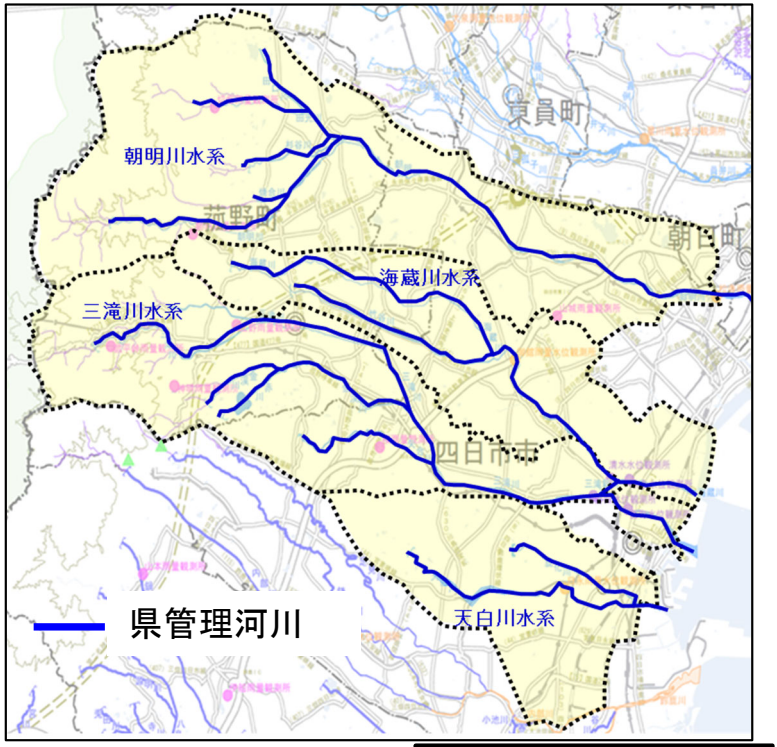

【高潮】伊勢湾沿岸について浸水想定区域を指定し、高潮ハザードマップ作成エリアを拡大

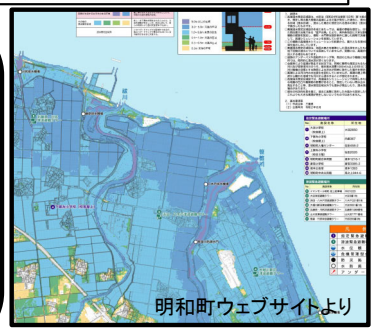

高潮ハザードマップ（例）

三重県が作成した洪水浸水想定区域図データの活用

市町へ提供

「浸水ナビ」への登録

ハザードマップ作成

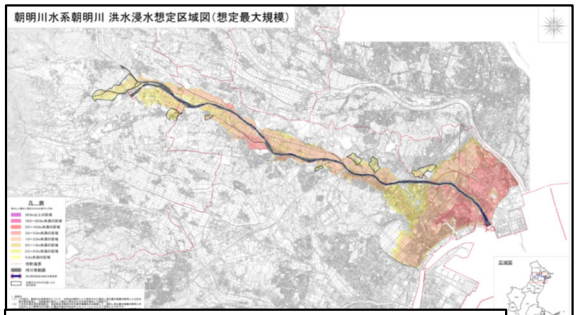

洪水浸水想定区域図（三重県）

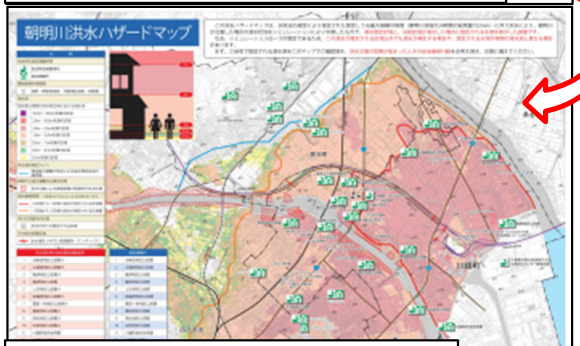

洪水ハザードマップ（市町）

「浸水ナビ」による浸水シミュレーション

「浸水ナビ」は、洪水浸水想定区域図を電子地図上に表示するシステムです。堤防決壊が想定される地点（破堤点）や堤防が決壊した後、どこが・いつ・どのくらい浸水するか、の変化をアニメーションやグラフで見ることができます。

http://suiboumap.gsi.go.jp/

四日市圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（土砂災害警戒区域等の指定・発表）
実施主体：三重県

■ 地形改変等のあった箇所について基礎調査を実施

二巡目以降の基礎調査については、おおむね五年ごとに、各区域における地形や土地利用の状況等を確認し、変化が認められた箇所等については、調査を行う。「土砂災害防止法」より

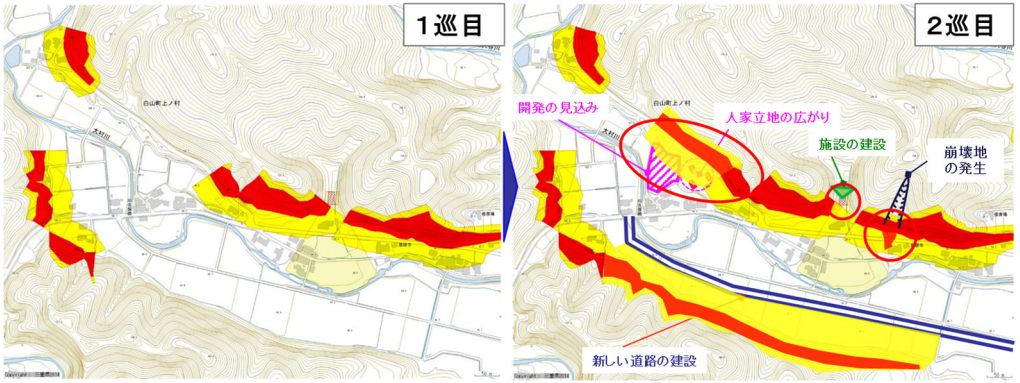

１巡目：要件を満たす箇所について、
土砂災害警戒区域等（イエロー・レッド）を指定。

２巡目：地形改変・施設整備・人家立地、周辺状況の変化（開発・道路建設）などによって、１巡目調査時と差異が生じた箇所を抽出

土砂災害警戒区域の指定

■三重県土砂災害情報提供システムによる
土砂災害警戒区域等の表示

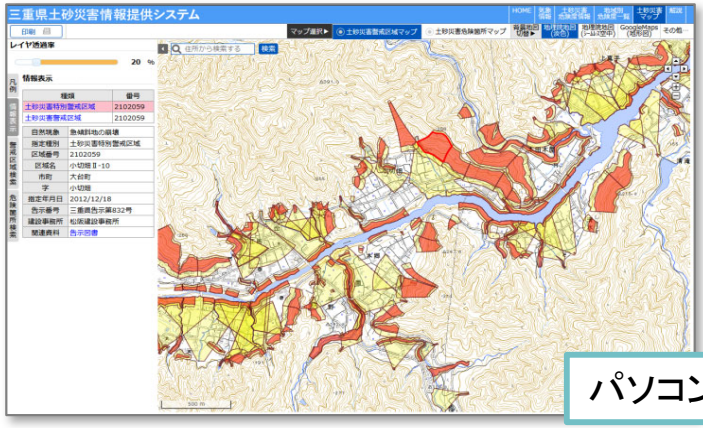

パソコン画面

指定完了箇所について「三重県土砂災害情報提供システム」での情報発信により土砂災害に対する認知度を向上

■土砂災害警戒情報の発表

三重県と津地方気象台は、土砂災害発生の危険性が高まったとき、土砂災害警戒情報を発表

四日市圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（持続的な水災害教育の実施と伝承）
実施主体：三重県、四日市市、川越町、朝日町、菰野町

自然災害に関する心構えや知識を浸透させ、災害発生時に適切な避難行動をとる能力を養うため、持続的に水災害教育を実施する。

防火・防災教室の配布資料
（四日市市）

防災講座の様子
（四日市市）

体験型防災訓練の実施
（川越町）

県と市町担当者の勉強会
（三重県）

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
（要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成促進と避難の実効性の確保）
実施主体：三重県、四日市市、川越町、朝日町、菰野町

洪水による浸水が想定される区域や土砂災害（特別）警戒区域内で市町地域防災計画に定められた要配慮者利用施設等について、避難確保計画の作成および計画に基づく避難訓練を促進する。

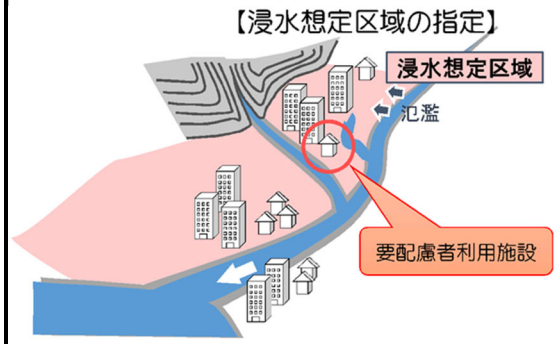

※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

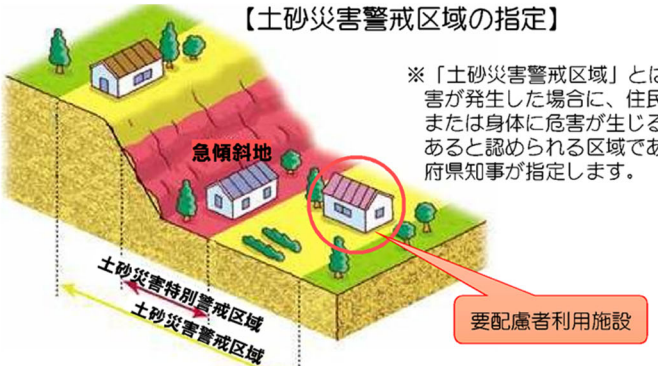

※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

要配慮者利用施設の職員向けに避難確保計画の作成等に関する講演会及び説明会（四日市市）

四日市圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（防災訓練の実施）
実施主体：三重県

令和7年度　三重県･いなべ市･木曽岬町　総合防災訓練

1　訓練目的

（1）令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨の教訓を踏まえ、南海トラフ地震及び風水害による複合災害に対する対処能力向上を目的に県内外の関係機関が相互に連携して訓練を実施する。

（2）国や他自治体の応援を円滑に受け入れ、効果的な支援に繋げるために、受援体制を確立することを目的とする。

2　訓練概要

（1）実施日時　令和8年3月8日（日）

（2）訓練会場　（メイン会場）いなべ市藤原文化センター
（サブ会場）　いなべ市防災拠点倉庫、トヨタ車体（株）いなべ工場、いなべ総合病院
木曽岬町役場、木曽川グラウンド、木曽岬町北部地区津波避難タワー
三重県広域防災拠点（北勢拠点）他

（3）参加者　三重県、いなべ市、木曽岬町、その他防災関係機関、地域住民　　計　約1，000名参加

（4）訓練想定　南海トラフ地震及び風水害による複合災害の発生を想定

（5）主な訓練内容　本部運営訓練、広域避難訓練、避難所運営訓練、浸水区域からの救助訓練、航路啓開訓練、孤立地域対応訓練、空中消火訓練、土砂災害対応訓練、災害医療対応訓練、遺体安置所運営訓練、物資輸送訓練、被災者支援訓練、災害廃棄物対応訓練、防災啓発展示

四日市圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供）
実施主体：三重県、四日市市、菰野町、気象庁

■ 危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラによるリアルタイムな情報の提供（三重県,菰野町）

危機管理型水位計
（菰野町）

簡易型河川監視カメラ
（三重県）

危機管理型水位計
アイコンをクリック

簡易型河川監視カメラ
アイコンをクリック

「川の防災情報」 https://www.river.go.jp/からいつでも水位や河川状況を確認

■防災気象情報の改善（気象庁）

新しい防災気象情報（令和8年５月下旬から運用開始予定）　国土交通省

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を５段階の警戒レベルにあわせて発表します。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル４相当の情報として危険警報を新設します**。
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します**。（例：レベル４大雨危険警報 等）

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	（警戒レベルごとの）住民がとるべき行動
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険　直ちに安全確保！
<警戒レベル４までに危険な場所から かならず避難！>					
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル1	早期注意情報				災害への心構えを高める

■防災アプリの導入（四日市市）

四日市市Sアラート

戸別受信機のように、緊急時にスマホなどの端末から、強制的に音声を再生することができる！（令和３年４月～運用中）

ARLook（あるっく）

現在地でカメラをかざすと、その場所の想定浸水深や避難所までの距離・方角を表示することができる！（令和４年７月～運用中）

四日市圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（企業等と連携した避難体制等の確保）
実施主体：朝日町

災害協定締結企業と連携した訓練実施

〇津波避難ビルや緊急避難施設としての使用に関する協定を締結後、避難訓練実施

【日本トランスシティ㈱】 締結日：R5.8.7

◆災害時における施設利用に関する支援協定

【津波避難訓練実施】 実施日：R6.10.20

◆トランスシティ㈱三重朝日物流センター事務所棟の屋上へ実際に避難

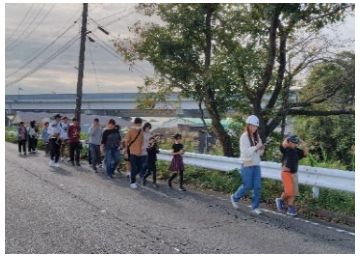

【避難の様子】

【避難場所での点呼の様子】

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（広報誌等を活用した継続的な情報発信）
実施主体：三重県、四日市市、川越町、朝日町

日常的に防災情報を目にすることで、災害に備える意識を醸成するよう、定期的に広報誌に防災に関する情報を掲載。また、自治会などを通じた回覧や、ホームページなどでも防災に関する情報を定期的に発信し、防災アプリなど新たなツールを用いた継続的な情報発信についても行う。

市の広報紙への記事掲載や啓発チラシの配布（四日市市）

防災アプリ朝日Sアラート（朝日町）

県の広報誌
県政だよりみえ
（三重県）

四日市圏域二級水系流域治水プロジェクト【流域治水の具体的な取組】

～三重県最大の都市圏域を守る外水・内水対策が一体となった流域治水の推進～

河川整備計画等に基づき河川改修や河床掘削を実施

河川改修の実施延長　６０４ｍ
河床掘削による堆積土砂撤去量　63,154m3
（令和７年度実施分）
※整備が完了した延長
※撤去が完了した量

農地・農業用施設の活用

２市町
たんぼダム（令和７年９月末時点）
ため池（令和６年度実施分）
※農業用ため池の洪水調整池転用
※ため池の低水管理

流出抑制対策の実施

１施設
（令和４～７年度実施分）
※整備が完了した施設

山地の保水機能向上および土砂・流木災害対策

治山対策等の実施箇所　０箇所
（令和７年度実施分）
※国直轄事業及び補助事業に限る
砂防関連施設の整備数　１施設
（令和７年度完成分）
※施行中　４施設

立地適正化計画における防災指針の作成

１市町
（令和８年３月末時点）

避難のためのハザード情報の整備

洪水浸水想定区域　１３河川
（令和８年３月末時点）
内水浸水想定区域　２団体
（令和７年３月末時点）

高齢者等避難の実効性の確保

避難確保計画　洪水　２１３施設
　　　　　　　土砂　２４施設
（令和７年３月末時点）
個別避難計画　４市町
（令和７年４月１日時点）

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

河川整備計画に基づく整備

【三重県】

・ 三滝新川は三滝川から海蔵川へ三滝川の流水を分流させる県内でも数例しかない分派河川である。現在の河床を掘り下げて河道断面を拡大する改修を行う。

内水氾濫対策

【四日市市・朝日町・川越町】

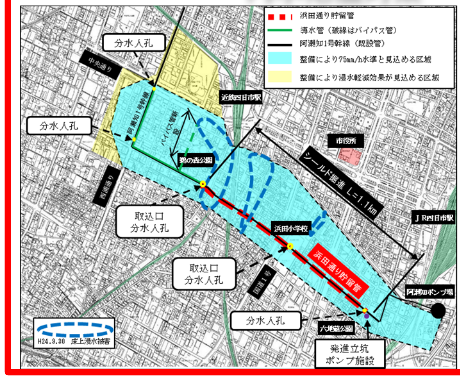

・地盤高の低い市街地等で発生する内水氾濫のリスク低減のため、雨水下水道の整備や耐水化、排水機場の整備を実施する。

被害対象を減少させるための対策

立地適正化計画に基づく防災指針の策定・検討

【四日市市、菰野町】

第7章　防災指針

7-1 防災指針とは

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組とあわせて立地適正化計画に定めるものです（第13版都市計画運用指針（令和7年3月））。

国土交通省の「立地適正化計画の手引き（令和7年4月改訂）」において、以下のとおり防災指針検討のフローが示されており、このフローを基本に検討を行います。

7-5 具体的な取組

取組方針に基づく各災害リスクに対する具体的な取組を以下に整理します。

具体的な取組(施策)	対応する災害					実施主体
	洪水	内水	津波	高潮	土砂	
取組方針① リスク回避						
災害リスクの高い区域の居住誘導区域からの除外			○		○	市
災害ハザードエリアにおける開発許可規制	○	○		○	○	市
がけ地近接等危険住宅移転事業(土砂災害防止法第26条に基づく移転勧告の活用)					○	県、市
誘導区域に係る届出制度の活用等による立地誘導	○	○	○	○	○	市
取組方針② リスクの低減(ハード)						
緊急輸送道路の指定、機能確保	○	○	○	○	○	国、県、市
避難路等の整備、保全	○	○	○	○	○	国、県、市
都市の発展と命を支える道づくり(都市計画道路整備等)	○	○	○	○	○	市
公園施設の整備・長寿命化の推進	○	○	○	○	○	市
避難地機能を有する大規模公園の整備			○			市
河川の整備	○			○		国、県、市
河川・海岸堤防等の整備・耐震化及び機能保全	○		○	○		国、県、市
雨水排水対策整備事業		○				県、市
田んぼダム活動への支援	○	○				国、市
ため池の適正な管理と整備、活用	○	○				市
都市農地・里山などの樹林地の保全	○				○	県、市
密度の高い既成市街地の解消に向けた取組			○			市
狭あい道路後退用地整備事業	○	○	○	○		市
住宅の耐震化、不燃化			○			市
空き家の除却、利活用の促進	○	○	○	○	○	市
地区計画等による誘導(居室床面高さの嵩上げ等)	○	○	○	○		市
急傾斜地崩壊対策事業					○	県、市
砂防事業					○	県
防災教育センター整備事業	○	○	○	○	○	市
防災倉庫の整備	○	○	○	○	○	市
拠点となる指定避難所の機能強化への支援等	○	○	○	○	○	市
指定緊急避難場所等の整備	○	○	○	○	○	市、民間
津波避難ビルの指定等避難場所の確保			○			市

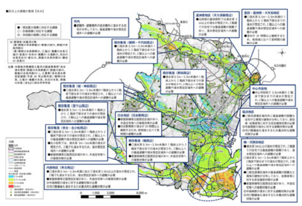

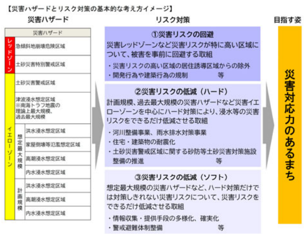

立地適正化計画（四日市市）

・ 近年の自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、災害リスクを踏まえた防災まちづくりを進めることが重要である。
・ 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年9月7日施行）に伴い、新たに立地適正化計画の居住誘導域内で行う防災対策・安全確保対策を定める「防災指針」の作成を実施する。

被害の軽減、早期の復旧・復興のための対策

企業等と連携した避難体制等の確保

【朝日町】

・ 企業の施設を一時避難場所としていただく協定を締結
　ビジネスホテルサンキュー四日市桑名店】締結日：R3.6.22

流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供

【三重県・四日市市・菰野町・気象庁】

危機管理型水位計

簡易型河川監視カメラ

新しい防災気象情報（令和8年５月下旬から運用開始予定）　国土交通省

● 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を５段階の警戒レベルにあわせて発表します。
● 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル４相当の情報として危険警報を新設します。**
● **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します。**（例：レベル４大雨危険警報 等）

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの)住民がとるべき行動
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
<警戒レベル４までに危険な場所から かならず避難！>					
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル1	早期注意情報				災害への心構えを高める

・ 頻発する豪雨災害への備えとして、「危機管理型水位計」、「簡易型河川監視カメラ」を設置し、水災害の早期把握に資する情報提供や防災気象情報の改善を行う。

鈴鹿圏域
二級水系流域治水プロジェクト

策定：令和４年３月
更新：令和８年６月
三重県

鈴鹿圏域二級水系流域治水プロジェクト【位置図】

～国内有数の産業集積地を守る外水・内水対策が一体となった流域治水の推進～

○ 鈴鹿圏域では、昭和34年の伊勢湾台風、昭和49年の集中豪雨、平成16年の台風第21号等において、外水氾濫および内水氾濫により、大きな被害が発生している。全国的に激甚な水害が近年頻発している状況や、今後見込まれる気候変動による降雨量の増大等を踏まえ、当圏域において事前防災対策を進める必要がある。
○ 当圏域においては、下流部に市街地・工業地帯が形成され、中上流部は主に水田が広がっている。近年は丘陵地での開発が進み、市街化が進んでいる。
○ 出水時の被害の特徴として下流部の地盤高が低く、高潮時には内水の自然排水が困難となるため、内水被害が多いものとなっている。
○ 当圏域における二級水系流域治水プロジェクトでは、河川改修による外水の氾濫対策と下水道整備による内水の氾濫対策が一体となったハード対策を中心に行うとともに、圏域全体において、ハザードマップの作成や防災訓練による被害軽減対策等を実施することで、浸水被害の低減を図る。

：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
：被害対象を減少させるための対策
：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

広域的に行う対策

- 田んぼダムの普及・啓発、農業用ため池の活用
- 治山ダムの整備
- 森林整備、保全

- 立地適正化計画における防災指針の作成・検討
- 土砂災害特別警戒区域外への住宅移転支援

- 水害リスク情報の空白域の解消（洪水・内水ハザードマップなどの策定・周知）
- 土砂災害警戒区域等の指定・発表
- 持続的な水災害教育の実施と伝承（出前講座、防災教育の支援の実施）
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性の確保
- 防災訓練の実施（図上訓練、避難訓練）
- 流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供（SNS・防災アプリを活用した防災情報の継続的な情報発信、危機管理型水位計・河川監視カメラの設置、防災気象情報の改善）
- 企業等と連携した避難体制等の確保
- 広報誌等を活用した継続的な情報発信
- 排水ポンプ車の配備・運用　等

鈴鹿圏域二級水系流域治水プロジェクト【ロードマップ】

～国内有数の産業集積地を守る外水・内水対策が一体となった流域治水の推進～

■ 鈴鹿圏域における二級水系全体を俯瞰し、県、市、あらゆる関係者が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。

【短　期】鈴鹿圏域内の市街地等での重大災害の発生を未然に防ぐため、中下流部で河道掘削や下水道施設整備等を主に実施。
被害軽減のため、水害リスク情報の空白域解消等を実施。

【中　期】鈴鹿圏域内の市街地等での重大災害の発生を未然に防ぐため、河川改修事業と内水対策事業を主に実施。
被害軽減のため、防災マップの周知や水防災教育、要配慮者施設の避難体制強化等を継続的に実施。

【中長期】鈴鹿圏域全体の浸水被害を防ぐため、橋梁改築・水門改築、河道拡幅等を実施し、圏域全体の安全度向上を図る。
被害軽減の取り組みをあらゆる関係者と一体となって継続的に実施。

【事業費】

■河川対策

全体事業費　約87億円
対策内容　河道掘削、河道拡幅、堤防整備、護岸整備、水門改築　等

※圏域内で策定済みの河川整備計画の残事業を記載

■下水道対策

全体事業費　約51億円
対策内容　下水道施設の整備、ポンプ場整備　等

区分	対策内容	実施内容	実施主体	工程 短期	工程 中期	工程 中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	洪水氾濫対策	・河道掘削、河道拡幅、堤防整備、護岸整備、橋梁改築、水門改築、排水機場改築、施設の延命化　等	三重県、鈴鹿市		稲生新川改修事業完了	
	内水氾濫対策	・下水道（雨水排水）施設の整備、ポンプ場整備、調整池整備　等	鈴鹿市	稲生中央第2排水区下水道整備完了 安塚南部第1排水区調整池整備完了	白子中央排水区雨水ポンプ場整備完了 金沢排水区下水道整備完了	
	流域の雨水貯留機能の向上	・田んぼダムの普及・啓発、農業用ため池の活用　等	三重県、鈴鹿市、亀山市			
		・治山ダムの整備、森林整備　等	三重県		森林整備・保全	
被害対象を減少させるための対策	水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫	・立地適正化計画における防災指針の作成・検討	鈴鹿市、亀山市			
		・土砂災害特別警戒区域内での住宅建て替え時の支援	三重県、亀山市			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	土地の水災害リスク情報の充実	・水害リスク情報の空白域の解消（洪水・内水ハザードマップなどの策定・周知）　等	気象庁、三重県、鈴鹿市、亀山市　他あらゆる関係者		ハザードマップの作成・更新 全ての二級河川における洪水浸水想定区域図の作成完了	
	避難体制等の強化	・土砂災害警戒区域等の指定・発表 ・持続的な水災害教育の実施と伝承（出前講座、防災教育の支援の実施） ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性の確保 ・防災訓練の実施（図上訓練、避難訓練） ・流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供（SNS・防災アプリを活用した防災情報の継続的な情報発信、危機管理型水位計・河川監視カメラの設置、防災気象情報の改善） ・企業等と連携した避難体制等の確保 ・広報誌等を活用した継続的な情報発信 ・排水ポンプ車の配備・運用　等				

気候変動を踏まえた更なる対策を推進

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。
各事業者の計画が見直された場合には、反映します。
新たな関係者にも広く参加を呼び掛けることから、新たな関係者の計画も反映します。

鈴鹿圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（洪水氾濫対策）
実施主体：三重県、鈴鹿市

河川整備計画等に基づき、洪水時の河川水位の低下や、整備計画目標流量を安全に流すための断面確保等を行うため、河道拡幅、護岸整備、河道掘削等を実施するとともに、二級水系に関連する海岸の堤防整備を実施することにより、流域一体で浸水被害の低減を図る。

また、計画的な維持・修繕（河道掘削等）実施することで、河川の健全な機能を保全する。

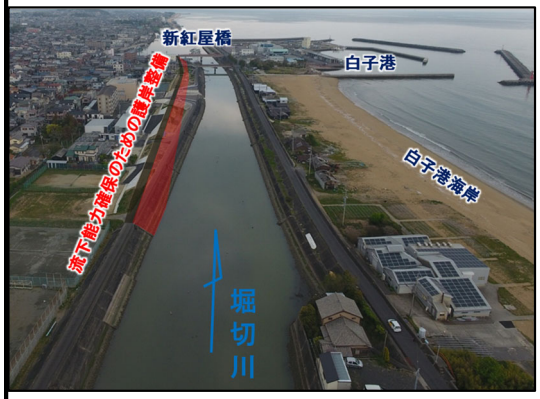

堀切川における護岸整備
（三重県）

中ノ川における堤防補強
（三重県）

南若松海岸における離岸堤整備
（三重県）

堀切川排水機場延命化対策事業
（ポンプ設備更新）（三重県）

【実施予定箇所】

河川整備計画に基づく整備：河道掘削,河道拡幅,堤防整備,護岸整備,橋梁改築,水門改築,排水機場改築
　　【三重県】堀切川、釜屋川
河道拡幅：【鈴鹿市】稲生新川
護岸整備：【三重県】中ノ川
河道掘削：【三重県】中ノ川、金沢川
　　【鈴鹿市】井出川
施設の延命化：【三重県】堀切川、釜屋川
海岸整備：【三重県】千代崎港海岸、南若松地区海岸
※その他、状況に応じて維持修繕を行う。

中ノ川水系井出川
における堆積土砂撤去
（鈴鹿市）

稲生新川における護岸整備
（鈴鹿市）

鈴鹿圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（内水氾濫対策）
実施主体：鈴鹿市

鈴鹿市において、地盤高の低い市街地等で発生する内水氾濫のリスクを低減するため、下水道（雨水排水）施設の整備や雨水ポンプ場の整備、調整池整備を実施する。

【ポンプ場整備】
下水道の雨水ポンプ場を整備することで浸水被害を軽減します。

鈴鹿市では，近鉄白子駅周辺における浸水対策として，下水道整備を進めてきた。

また　近年では渚雨水ポンプ場の建設を実施してきている。しかし，隣接する国道23号西の一部区域から雨水が既存水路を通じ，白子駅方面へ流入しているため，白子駅周辺で浸水被害が集中して発生している。近年の降雨状況をふまえ，既設雨水対策施設（ストック）を活用し，浸水被害の軽減を図るため，白子中央雨水ポンプ場の建設に着手する。

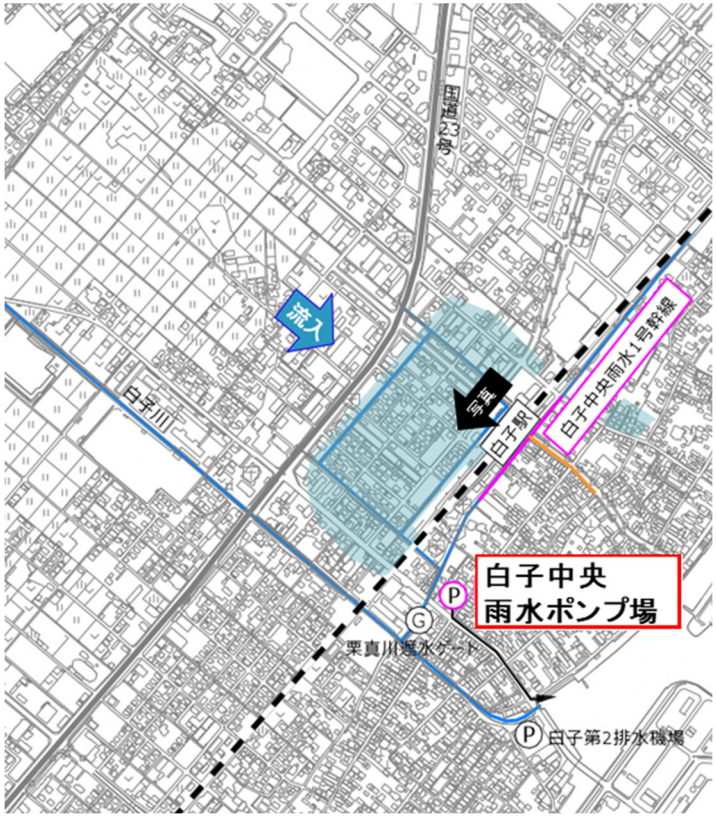

白子駅付近（平成24年）

- 浸水箇所
- 対策箇所（中期）
- 対策箇所（長期）
- 整備済箇所

鈴鹿圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（流域の雨水貯留機能の向上）
実施主体：三重県、鈴鹿市、亀山市

水田の貯留機能向上に向けた田んぼダムの普及・啓発を行う。
洪水調節機能を発揮するため、ため池の活用を行う。

【田んぼダムの普及･啓発】

・流域上流部の田んぼにおいて、排水口（落水工）を改良することにより、大雨時に降水を一時的に田んぼに貯留し排水を調節する排水調整板を設置することにより、排水路や河川への流出を抑制し、下流域での浸水被害の軽減を図るための普及･啓発を行い被害リスクを低減する。

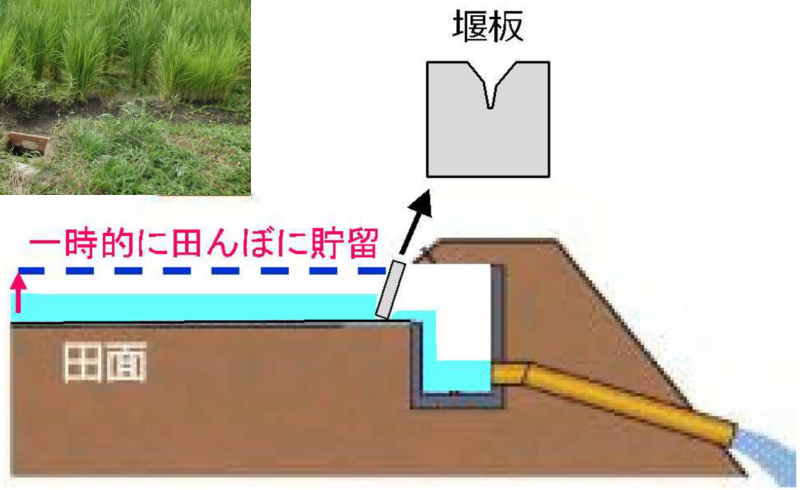

【農業用ため池の活用】

・大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることによって洪水調節機能を発揮する。
（低水位管理含む）

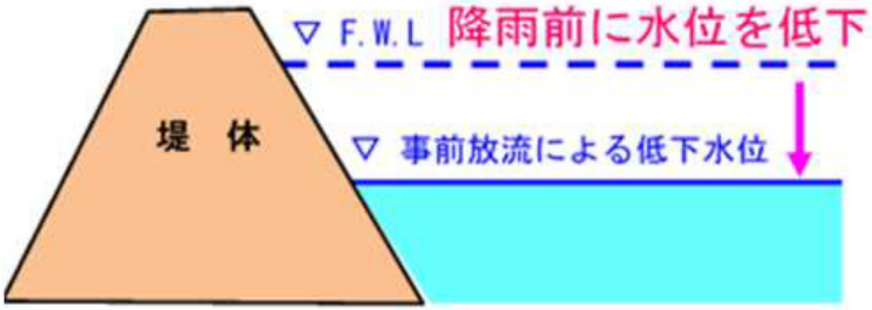

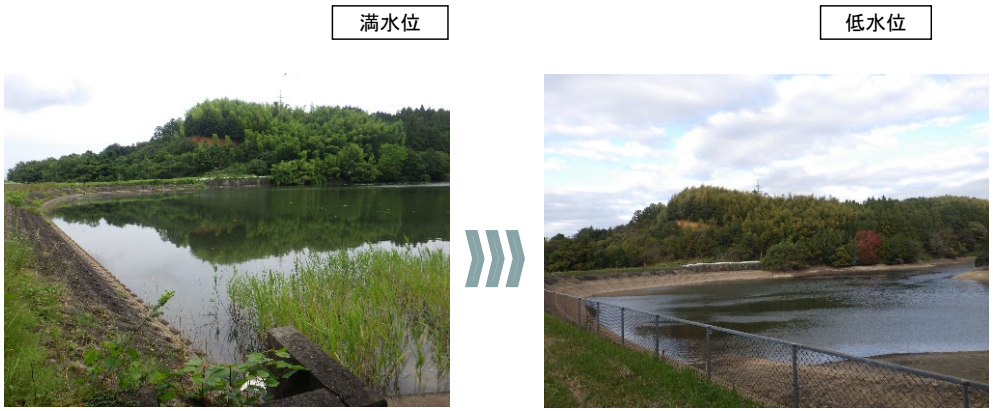

鈴鹿圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（流域の雨水貯留機能の向上）
実施主体：三重県

【治山ダム、森林整備】

今後の気候変動の激化を見据え、森林の有する土砂流出防止機能や洪水緩和機能の適切な発揮のため、氾濫河川上流域における治山対策・森林整備を実施する。

【治山ダムの整備による土砂・流木の流出抑制効果の発揮】

治山ダムの整備により、上流側の渓床勾配を緩くすることで土砂や流木の流出を抑制し災害を防止または被害を軽減。

○治山事業の実施による流木・土砂の流出抑制効果

土砂・流木補足イメージ（県内治山ダム整備箇所）

【森林整備による水源涵養機能の適切な発揮】

手入れ不足等によりが過密状態となった林内において、森林整備を実施することで下層植生を繁茂させ、降雨等に伴う土砂流出を抑制。

○森林整備により林内の光環境の改善

整備前後イメージ（県内森林整備箇所）

※上記対策は、山地災害の発生状況や森林の荒廃状況等に応じて実施箇所を決定するものであり、その年によって実施状況が変わる対策である。

鈴鹿圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害対象を減少させるための対策（立地適正化計画における防災指針の作成・検討）
実施主体：鈴鹿市・亀山市

防災を取り入れた安全なまちづくりのための方針として、災害リスク情報と都市計画情報を重ね合わせるなど、都市の災害リスクを踏まえた立地適正化計画の検討や都市マスタープランの策定を行う。

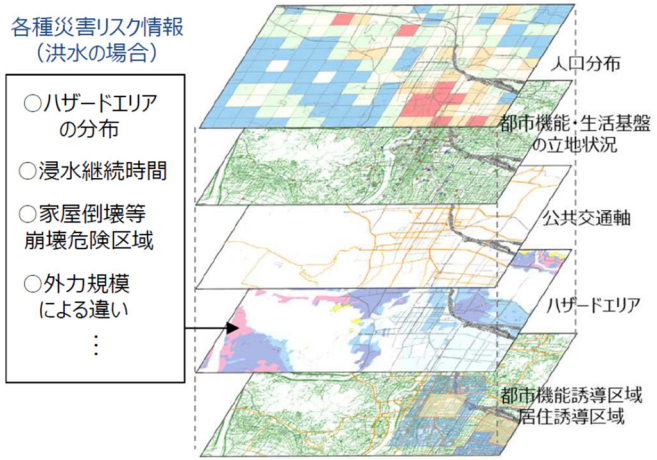

災害リスクと都市計画情報の重ね合わせ（例）

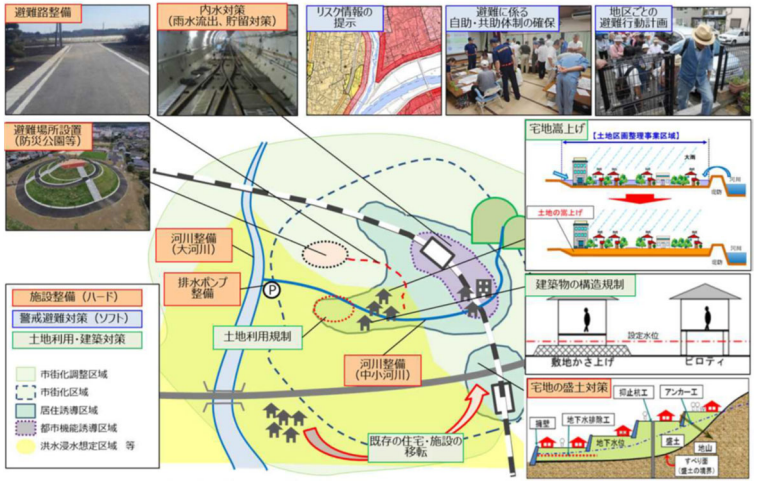

防災指針に位置付ける対策（例）

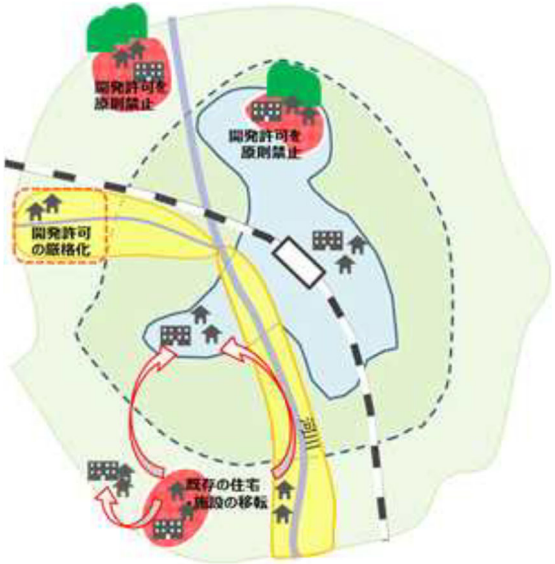

土地利用の規制、安全な区域への移転（例）

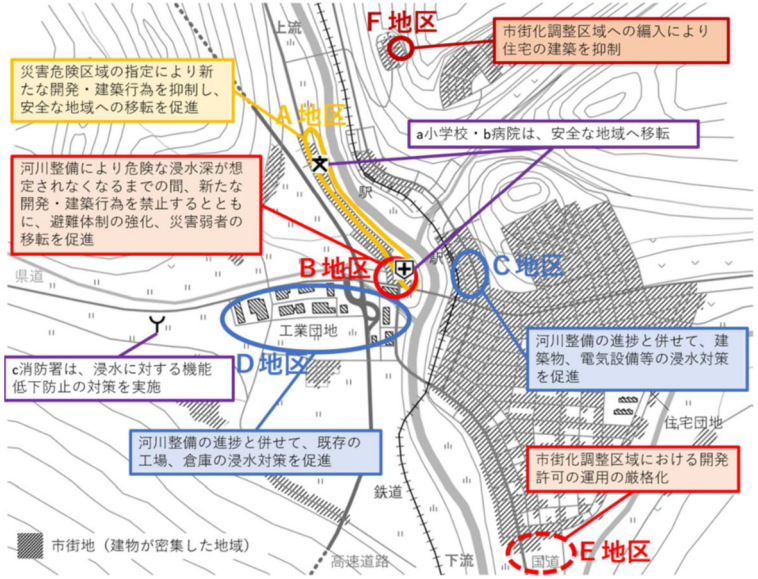

防災まちづくりの目標設定（例）

鈴鹿圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害対象を減少させるための対策（土砂災害特別警戒区域外への住宅移転支援）
実施主体：三重県、亀山市

【対策の概要】

がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険から住民の生命の安全を確保するため、土砂災害特別警戒区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転を行う者に対し支援を行い、被害の軽減を図る。

【補助対象】

（1）除却等費
- 危険住宅の除却などに要する費用で撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等

（2）建設助成費
- 危険住宅に代わる新たな住宅の建設（購入を含む。）及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額

（3）事業推進経費
- 市町が行う事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用

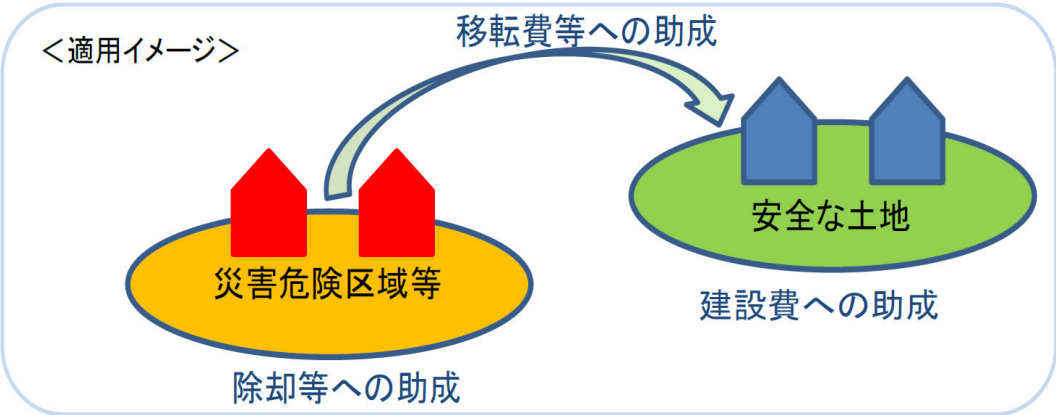

【補助要件】

（1）対象地区要件
- 都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
  （土砂災害防止法第9条）
- 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域
  （土砂災害防止法第4条）
- 地方公共団体が条例で指定した災害危険区域
  （建築基準法第39条第1項）
- 地方公共団体が条例で建築を制限している区域
  （建築基準法第40条）
- 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域
  （災害救助法第2条）

（2）対象住宅要件
- 既存不適格住宅（区域指定前に存する住宅等）
- 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行った住宅

市町によっては、支援制度を設けていない場合もありますので、詳細については、各市町担当窓口までお問合せください。

鈴鹿圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（水害リスク情報の空白域の解消）
実施主体：三重県、鈴鹿市、亀山市

鈴鹿圏域の二級水系流域において、水害リスク情報の空白域の解消を図るため、各種浸水想定区域図を基にハザードマップの作成・周知を行う。

【洪水】鈴鹿圏域内の全ての県管理河川について浸水想定区域図を作成

【高潮】伊勢湾沿岸について浸水想定区域を指定し、高潮ハザードマップ作成エリアを拡大

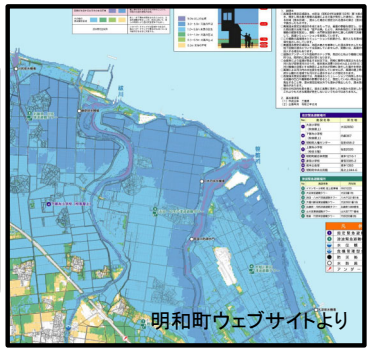

高潮ハザードマップ（例）

三重県が作成した洪水浸水想定区域図データの活用

市町へ提供

「浸水ナビ」への登録

ハザードマップ作成

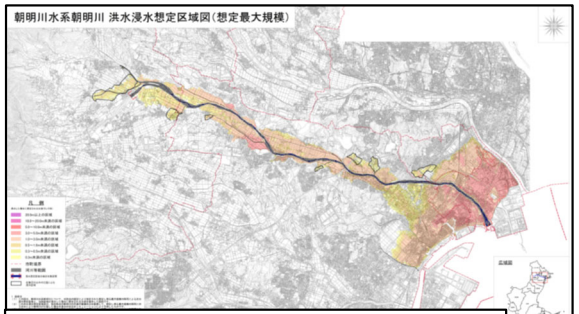

洪水浸水想定区域図（三重県）

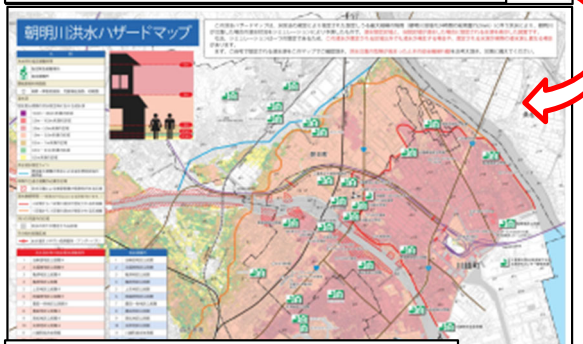

洪水ハザードマップ（市町）

「浸水ナビ」による浸水シミュレーション

「浸水ナビ」は、洪水浸水想定区域図を電子地図上に表示するシステムです。堤防決壊が想定される地点（破堤点）や堤防が決壊した後、どこが・いつ・どのくらい浸水するか、の変化をアニメーションやグラフで見ることができます。

http://suiboumap.gsi.go.jp/

鈴鹿圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（土砂災害警戒区域等の指定・発表）
実施主体：三重県

■ 地形改変等のあった箇所について基礎調査を実施

二巡目以降の基礎調査については、おおむね五年ごとに、各区域における地形や土地利用の状況等を確認し、変化が認められた箇所等については、調査を行う。「土砂災害防止法」より

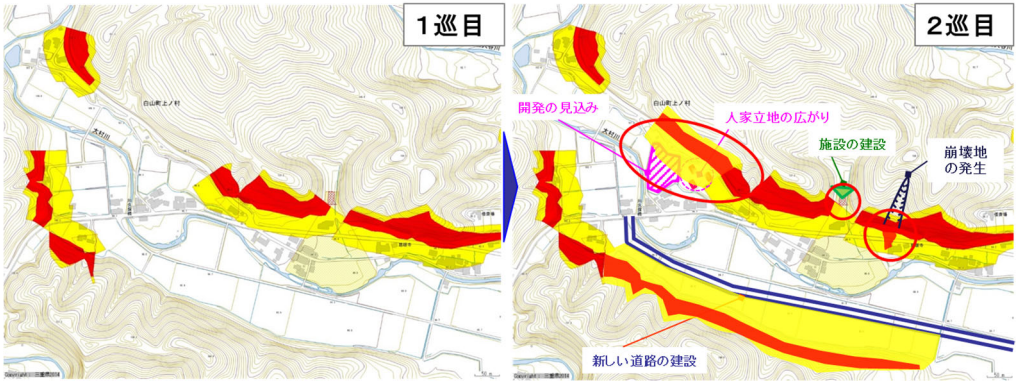

１巡目：要件を満たす箇所について、
土砂災害警戒区域等（イエロー・レッド）を指定。

２巡目：地形改変・施設整備・人家立地、周辺状況の変化（開発・道路建設）などによって、１巡目調査時と差異が生じた箇所を抽出

土砂災害警戒区域の指定

■三重県土砂災害情報提供システムによる
土砂災害警戒区域等の表示

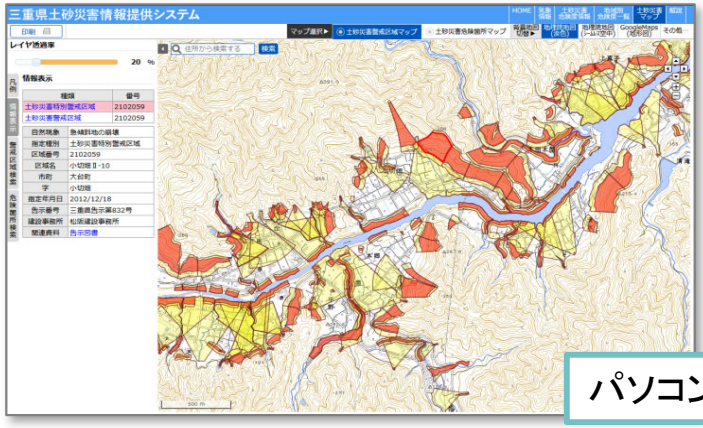

パソコン画面

指定完了箇所について「三重県土砂災害情報提供システム」での情報発信により土砂災害に対する認知度を向上

■土砂災害警戒情報の発表

三重県と津地方気象台は、土砂災害発生の危険性が高まったとき、土砂災害警戒情報を発表

鈴鹿圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（持続的な水災害教育の実施と伝承）
実施主体：三重県、鈴鹿市、亀山市

自然災害に関する心構えや知識を浸透させ、災害発生時に適切な避難行動をとる能力を養うため、持続的に水災害教育を実施する。

防災啓発活動
（鈴鹿市）

防災訓練
（亀山市）

県と市町担当者の勉強会
（三重県）

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
（要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性の確保）
実施主体：三重県、鈴鹿市

洪水による浸水が想定される区域や土砂災害（特別）警戒区域内で市町地域防災計画に定められた要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成および計画に基づく避難訓練を促進する。

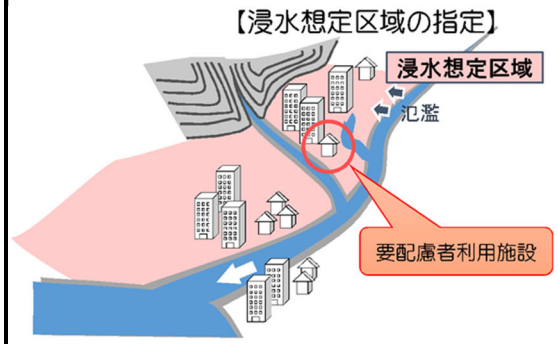

※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

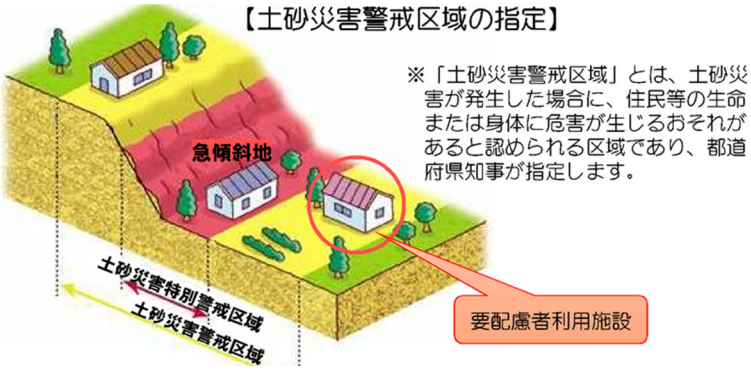

※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

一斉避難訓練の様子
（鈴鹿市）

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（防災訓練の実施）
実施主体：三重県

令和7年度　三重県･いなべ市･木曽岬町　総合防災訓練

1　訓練目的

（1）令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨の教訓を踏まえ、南海トラフ地震及び風水害による複合災害に対する対処能力向上を目的に県内外の関係機関が相互に連携して訓練を実施する。

（2）国や他自治体の応援を円滑に受け入れ、効果的な支援に繋げるために、受援体制を確立することを目的とする。

2　訓練概要

（1）実施日時　令和8年3月8日（日）

（2）訓練会場　（メイン会場）いなべ市藤原文化センター
（サブ会場）いなべ市防災拠点倉庫、トヨタ車体（株）いなべ工場、いなべ総合病院
木曽岬町役場、木曽川グラウンド、木曽岬町北部地区津波避難タワー
三重県広域防災拠点（北勢拠点）他

（3）参加者　三重県、いなべ市、木曽岬町、その他防災関係機関、地域住民　計　約1，000名参加

（4）訓練想定　南海トラフ地震及び風水害による複合災害の発生を想定

（5）主な訓練内容　本部運営訓練、広域避難訓練、避難所運営訓練、浸水区域からの救助訓練、航路啓開訓練、孤立地域対応訓練、空中消火訓練、土砂災害対応訓練、災害医療対応訓練、遺体安置所運営訓練、物資輸送訓練、被災者支援訓練、災害廃棄物対応訓練、防災啓発展示

鈴鹿圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供）
実施主体：三重県、気象庁

■ 危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラによるリアルタイムな情報の提供（三重県）

危機管理型水位計
（三重県）

簡易型河川監視カメラ
（三重県）

危機管理型水位計
アイコンをクリック

簡易型河川監視カメラ
アイコンをクリック

「川の防災情報」 https://www.river.go.jp/からいつでも水位や河川状況を確認

■防災気象情報の改善（気象庁）

新しい防災気象情報（令和8年５月下旬から運用開始予定） 国土交通省

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を５段階の警戒レベルにあわせて発表します。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル４相当の情報として危険警報を新設します**。
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します**。（例：レベル４大雨危険警報 等）

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	（警戒レベルごとの）住民がとるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険　直ちに安全確保！
<警戒レベル４までに危険な場所から かならず避難！>					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

大雨キキクル 国土交通省

- 大雨に関する情報が発表された際に、**危険度が高まっている地域を確認**することができます。
- 大雨に関する情報が対象としている**河川の氾濫の危険度（洪水キキクル）や短時間強雨による浸水害の危険度（浸水キキクル）を重ねて大雨キキクル**として新規表示します。
- **洪水キキクルと浸水キキクルについて切替え表示**で、洪水災害・浸水害**それぞれの危険度の確認**が可能です。

大雨キキクル（イメージ）

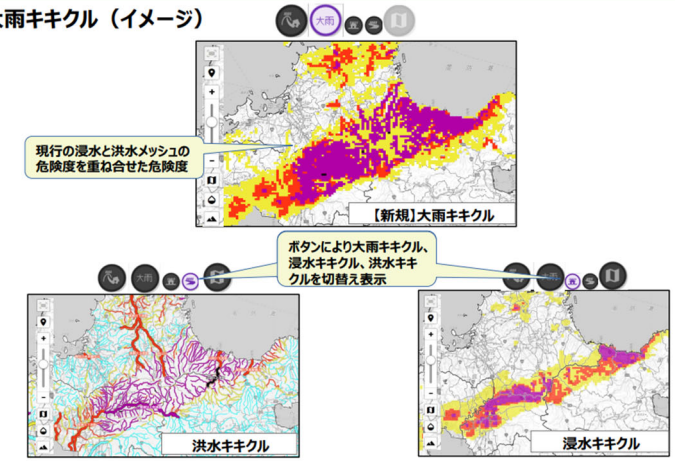

鈴鹿圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（企業等と連携した避難体制等の確保）
実施主体：亀山市

災害協定締結

○応急・復旧対策や物資の確保等を円滑に行うため、災害時応援協定の締結拡大を行いつつ、協定に基づく連携強化を図ります。

（R4 1月末時点）
物資運搬等支援協力に関する協定１件
情報発信等に関する協定１件

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（広報誌等を活用した継続的な情報発信）
実施主体：三重県、鈴鹿市、亀山市

日常的に防災情報を目にすることで、災害に備える意識を醸成するよう、定期的に広報誌に防災に関する情報を掲載。また、自治会などを通じた回覧や、ホームページなどでも防災に関する情報を定期的に発信。

市の情報誌、防災マップ（鈴鹿市）

広報かめやま、
外国人防災リーダー研修（亀山市）

県の広報誌
県政だよりみえ
（三重県）

鈴鹿圏域二級水系流域治水プロジェクト【流域治水の具体的な取組】

～国内有数の産業集積地を守る外水・内水対策が一体となった流域治水の推進～

河川整備計画等に基づき河川改修や河床掘削を実施

河川改修の実施延長　１９４ｍ
河床掘削による堆積土砂撤去量　3,660m3
（令和７年度実施分）
※整備が完了した延長
※撤去が完了した量

農地・農業用施設の活用

２市
たんぼダム（令和７年９月末時点）
ため池（令和６年度実施分）
※農業用ため池の洪水調整池転用
※ため池の低水管理

流出抑制対策の実施

０施設
（令和４～７年度実施分）
※整備が完了した施設

山地の保水機能向上および土砂・流木災害対策

治山対策等の実施箇所　０箇所
（令和７年度実施分）
※国直轄事業及び補助事業に限る
砂防関連施設の整備数　０施設
（令和７年度完成分）
※施行中　０施設

立地適正化計画における防災指針の作成

０市
（令和８年３月末時点）

避難のためのハザード情報の整備

洪水浸水想定区域　７河川
（令和８年３月末時点）
内水浸水想定区域　０団体
（令和７年３月末時点）

高齢者等避難の実効性の確保

避難確保計画　洪水　３５施設
土砂　４施設
（令和７年３月末時点）
個別避難計画　１市
（令和７年４月１日時点）

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

河川整備計画に基づく整備

【三重県】

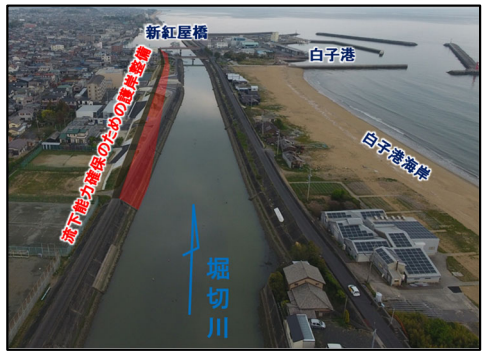

・ 堀切川は、河川整備計画等に基づき、洪水時の河川水位の低下や、整備計画目標流量を安全に流すための断面確保等を行うため、護岸整備等を実施する。

内水氾濫対策

【鈴鹿市】

鈴鹿市では，近鉄白子駅周辺における浸水対策として，下水道整備を進めてきた。しかし、雨水が既存水路を通じ，白子駅方面へ流入しているため，白子駅周辺で浸水被害が集中して発生している。近年の降雨状況をふまえ，既設雨水対策施設（ストック）を活用し，浸水被害の軽減を図るため，白子中央雨水ポンプ場の建設に着手する。

被害対象を減少させるための対策

立地適正化計画における防災指針の作成・検討

【鈴鹿市・亀山市】

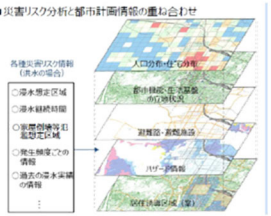

災害リスクと都市計画情報の重ね合わせ（例）

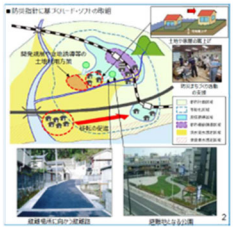

防災指針に基づく取組（例）

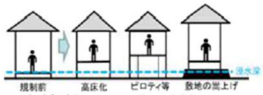

建築物の浸水対策

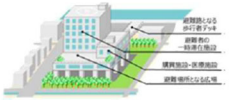

避難路・避難施設の整備（例）

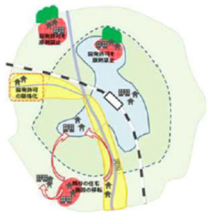

土地利用の規制、安全な区域への移転（例）

・ 近年の自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、災害リスクを踏まえた防災まちづくりを進めることが重要である。
・ 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年9月7日施行）に伴い、新たに立地適正化計画の居住誘導域内で行う防災対策・安全確保対策を定める「防災指針」の作成を実施する。

被害の軽減、早期の復旧・復興のための対策

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性の確保

【鈴鹿市】

洪水による浸水が想定される区域や土砂災害（特別）警戒区域内で市町地域防災計画に定められた要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成および計画に基づく避難訓練を促進する。

一斉避難訓練の様子（鈴鹿市）

持続的な水災害教育の実施と伝承

【三重県・鈴鹿市・亀山市】

学校等での防災出前講座（鈴鹿市）

学校等での防災出前講座（亀山市）

・ 自然災害に関する心構えや知識を浸透させ、災害発生時に適切な避難行動をとる能力を養うため、持続的に水災害教育を実施する。

津圏域
二級水系流域治水プロジェクト

策定：令和４年３月
更新：令和８年６月
三重県

Mie Prefectual Government

津圏域二級水系流域治水プロジェクト【位置図】

～行政・文教施設が集中する県都を守る外水・内水対策が一体となった流域治水の推進～

○ 津圏域では、昭和34年の伊勢湾台風、昭和49年の集中豪雨、平成16年の台風第21号等において、外水氾濫および内水氾濫により、大きな被害が発生している。全国的に激甚な水害が近年頻発している状況や、今後見込まれる気候変動による降雨量の増大等を踏まえ、当圏域において事前防災対策を進める必要がある。
○ 当圏域においては、下流部には多くの行政施設や文教施設を含む市街地が形成されており、中流部には三重県有数の水田地帯、上流部には山林地帯が広がっている。
○ 中流部における広大な農地を潤すため、ため池が多く存在していることに加え、安濃川上流には安濃ダムが設けられ、貯留された水が利用されている。
○ 当圏域における二級水系流域治水プロジェクトでは、県庁所在地を守るため、河川改修による洪水氾濫対策や下水道施設の整備による内水氾濫対策、安濃ダムの事前放流やため池・農地等を活用した流出抑制を行うとともに、圏域全体においてハザードマップの作成や防災訓練による被害軽減対策を実施することで、浸水被害の低減を図る。

：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
：被害対象を減少させるための対策
：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

広域的に行う対策

- 下水道（雨水排水）施設の整備、
- 田んぼダムの普及・啓発、農業用ため池の洪水調整池転用、農業用ため池の活用
- 治山ダムの整備
- 森林整備、保全

- 立地適正化計画における防災指針の作成・検討
- 土砂災害特別警戒区域外への住宅移転支援

- 水害リスク情報の空白域の解消（洪水・高潮・内水ハザードマップなどの策定・周知）
- 土砂災害警戒区域等の指定・発表
- 持続的な水災害教育の実施と伝承（防災教育の支援の実施）
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性の確保
- 防災訓練の実施（図上訓練、避難訓練）
- 流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供（SNS・防災アプリを活用した防災情報の継続的な情報発信、危機管理型水位計・河川監視カメラの設置、防災気象情報の改善）
- 広報誌等を活用した継続的な情報発信
- 排水ポンプ車の配備・運用　等

安濃ダム堆砂対策（東海農政局）

田んぼダムの推進（三重県）

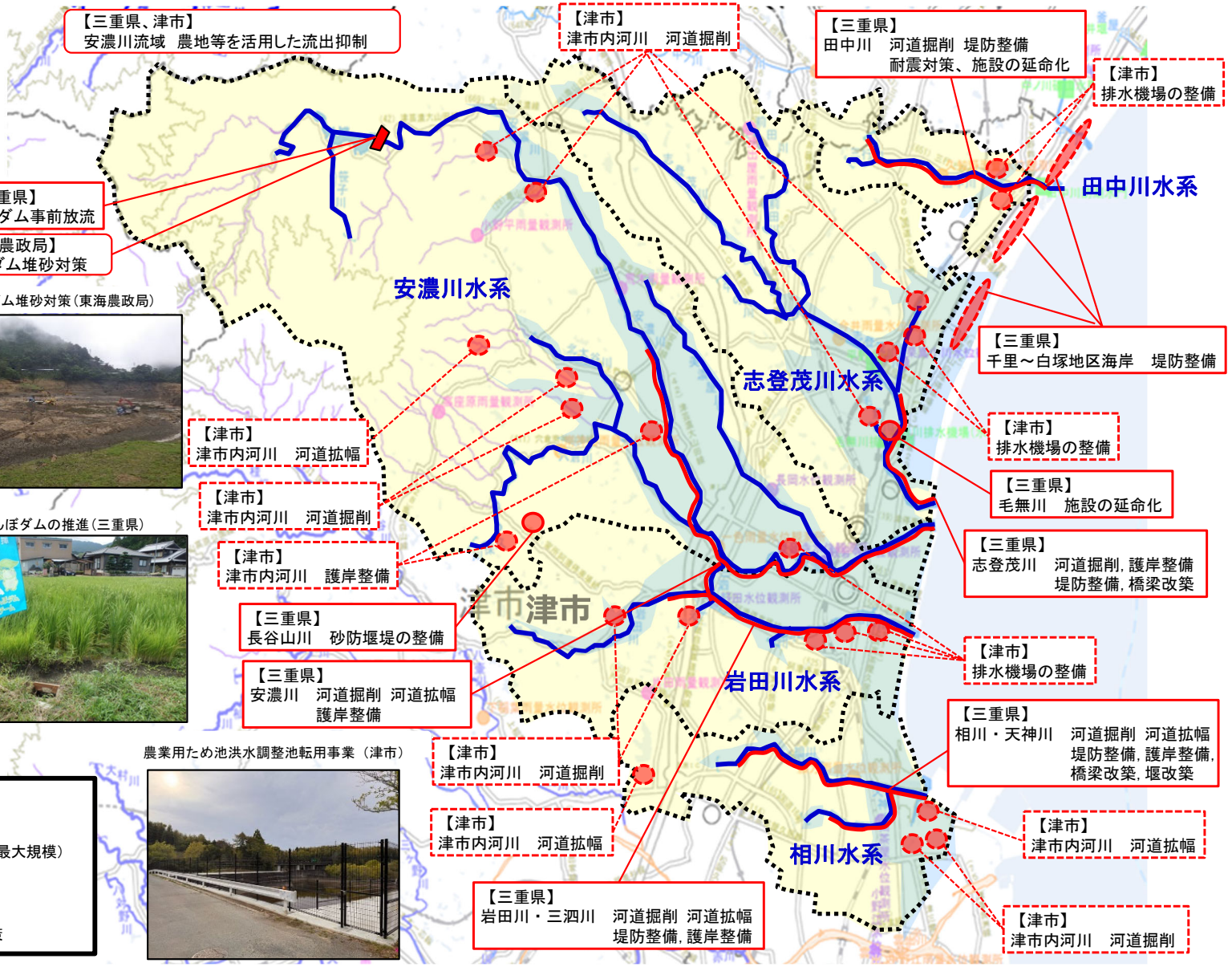

農業用ため池洪水調整池転用事業（津市）

位置図

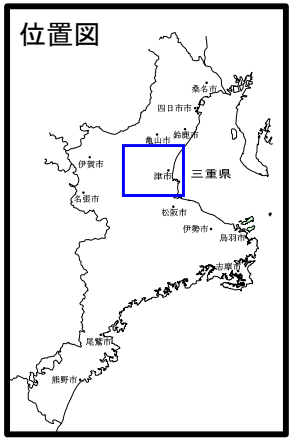

凡例

- 流域界
- 浸水想定区域（想定最大規模）
- 県管理区間
- 県管理区間の対策
- 市町管理区間の対策

津圏域二級水系流域治水プロジェクト【ロードマップ】

～行政・文教施設が集中する県都を守る外水・内水対策が一体となった流域治水の推進～

■ 津圏域における二級水系全体を俯瞰し、県、市、あらゆる関係者が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。

【短　期】津圏域内の市街地等での重大災害の発生を未然に防ぐため、中下流部で河道掘削やため池の調整池化等を主に実施。
被害軽減のため、立地適正化計画に基づく防災指針の作成・検討や水害リスク情報の空白域解消等を実施。

【中　期】津圏域内の市街地等での重大災害の発生を未然に防ぐため、河川改修事業と下水道整備事業を主に実施。
被害軽減のため、防災マップの周知や水防災教育、要配慮者施設の避難体制強化等を継続的に実施。

【中長期】津圏域全体の浸水被害を防ぐため、橋梁改築、河道拡幅等を実施し、圏域全体の安全度向上を図る。
被害軽減の取り組みをあらゆる関係者と一体となって継続的に実施。

【事業費】

■河川対策

全体事業費　約188億円
対策内容　河道掘削、河道拡幅、護岸整備、堤防整備、橋梁改築、耐震対策、堤防整備、堰改築　等

※圏域内で策定済みの河川整備計画の残事業を記載

■下水道対策

全体事業費　約122億円
対策内容　下水道施設の整備、ポンプ場整備　等

※津市雨水管理総合計画事業期間内の残事業費を記載

区分	対策内容	実施内容	実施主体	工程 短期	工程 中期	工程 中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	洪水氾濫対策	・河道掘削、河道拡幅、堤防整備、護岸整備、橋梁改築、堰改築、施設の延命化、耐震対策　等	三重県、津市		新相川橋架替完了	
	流水の貯留機能の拡大	・安濃ダムにおける事前放流、堆砂対策　等	三重県、東海農政局	事前放流・堆砂対策		
	内水氾濫対策	・下水道（雨水排水）施設の整備、排水機場の整備　等	津市		志登茂川処理区下水道整備完了 雲出川左岸処理区下水道整備完了	
	流域の雨水貯留機能の向上	・田んぼダムの普及・啓発、農業用ため池の洪水調整池転用、農業用ため池の活用　等	三重県、津市			
		・治山ダムの整備、森林整備　等	三重県、津市、森林整備センター	森林整備・保全		
被害対象を減少させるための対策	水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫	・立地適正化計画における防災指針の作成・検討	津市			
		・土砂災害特別警戒区域内での住宅建て替え時の支援	三重県、津市			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	土地の水災害リスク情報の充実	・水害リスク情報の空白域の解消（洪水・高潮・内水ハザードマップなどの策定・周知）　等	気象庁、三重県、津市　他あらゆる関係者		ハザードマップの作成・更新 全ての二級河川における洪水浸水想定区域図の作成完了	
	避難体制等の強化	・土砂災害警戒区域等の指定・発表 ・持続的な水災害教育の実施と伝承（防災教育の支援の実施） ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性の確保 ・防災訓練の実施（図上訓練、避難訓練） ・流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供（SNS・防災アプリを活用した防災情報の継続的な情報発信、危機管理型水位計・河川監視カメラの設置、防災気象情報の改善） ・広報誌等を活用した継続的な情報発信 ・排水ポンプ車の配備・運用　等				

気候変動を踏まえた更なる対策を推進

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。
各事業者の計画が見直された場合には、反映します。新たな関係者にも広く参加を呼び掛けることから、新たな関係者の計画も反映します。

津圏域二級水系流域治水プロジェクト【相川水系】

～行政・文教施設が集中する県都を守る外水・内水対策が一体となった流域治水の推進～

【位置図】

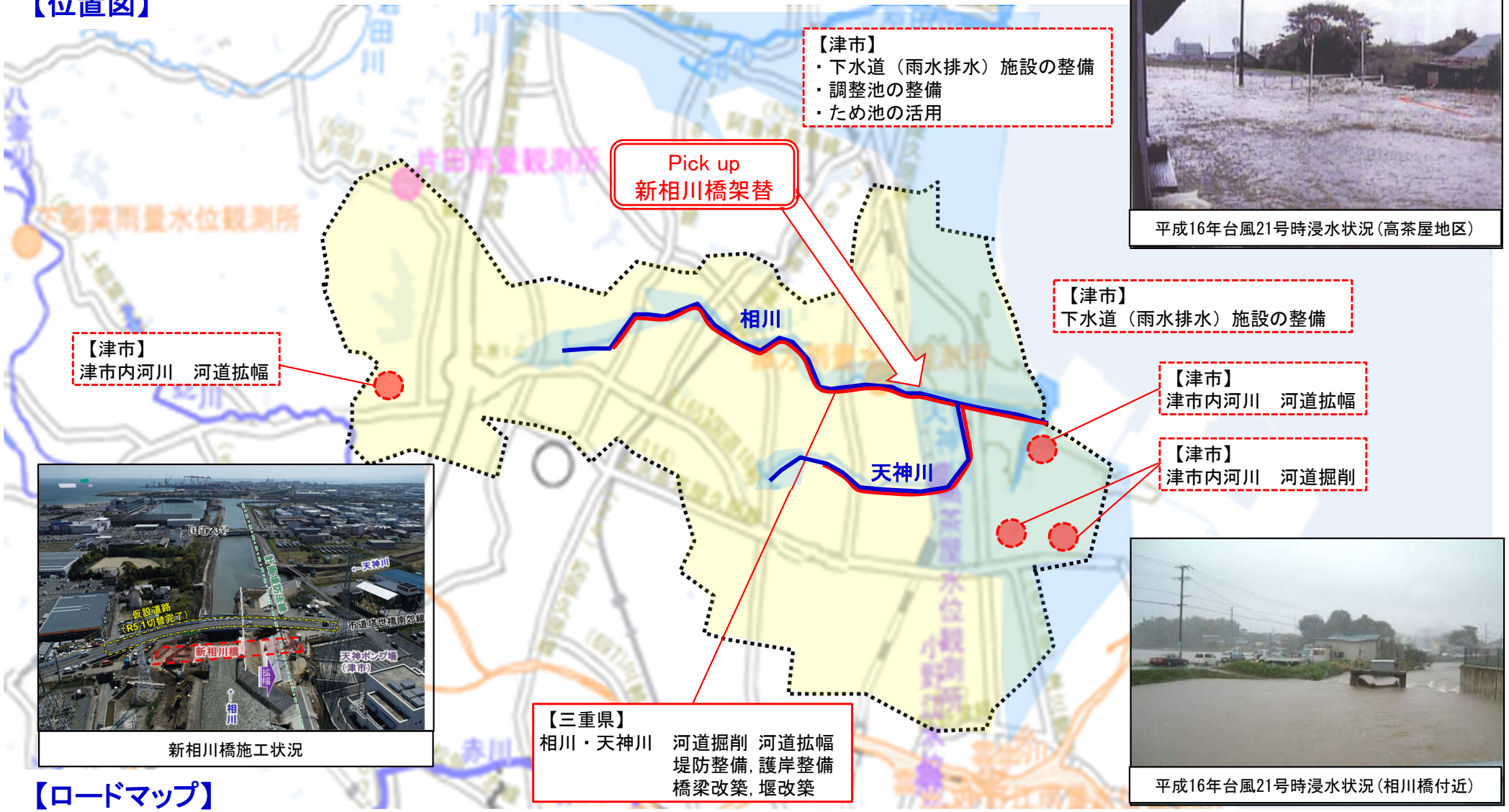

【ロードマップ】

区分	対策内容	実施内容	実施主体	工程 短期	工程 中期	工程 中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	洪水氾濫対策	・河道掘削、河道拡幅、堤防整備、護岸整備、橋梁改築、堰改築　等	三重県、津市	→	新相川橋架替完了	→
	内水氾濫対策	・下水道（雨水排水）施設の整備　等	津市	→	→	→
	流域の雨水貯留機能の向上	・調整池の整備、ため池の活用　等	津市	→	→	→

津圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（洪水氾濫対策）
実施主体：三重県、津市

河川整備計画等に基づき、洪水時の河川水位の低下や、整備計画目標流量を安全に流すための断面確保等を行うため、河道拡幅、護岸整備、河道掘削等を実施するとともに、二級水系に関連する海岸の堤防整備を実施することにより、流域一体で浸水被害の低減を図る。

また、計画的な維持・修繕（河道掘削等）実施することで、河川の健全な機能を保全する。

三泗川における護岸整備
（三重県）

志登茂川における護岸整備
（三重県）

相川における橋梁架替
（三重県）

千里～白塚地区海岸における堤防整備
（三重県）

【実施予定箇所】

河川整備計画に基づく整備：（河道掘削,河道拡幅,堤防整備,護岸整備,堰改築,橋梁改築,耐震対策）
【三重県】安濃川、岩田川・三泗川、志登茂川、相川・天神川、田中川

河道拡幅：【津市】津市内４河川
護岸整備：【津市】津市内２河川
河道掘削：【津市】津市内１２河川
施設の延命化：【三重県】毛無川、田中川
海岸整備：【三重県】千里～白塚地区海岸

※その他、状況に応じて維持修繕を行う。

津市内河川における河道拡幅
（津市）

津市内河川における河道掘削
（津市）

津圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（洪水氾濫対策）

実施主体：三重県

ネック点早期解消を図るため、新相川橋の架替（河道拡幅）に予算を集中的に投資し、治水安全度の向上を図る

【事業概要】

◇ 橋梁架替 （新相川橋）

◇ 護岸工 （右岸） 他

位置図

令和８年度
新相川橋供用予定

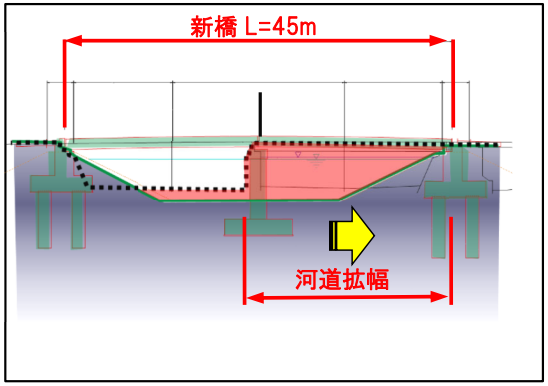

台風21号で床上浸水 33戸
床下浸水180戸の被害発生

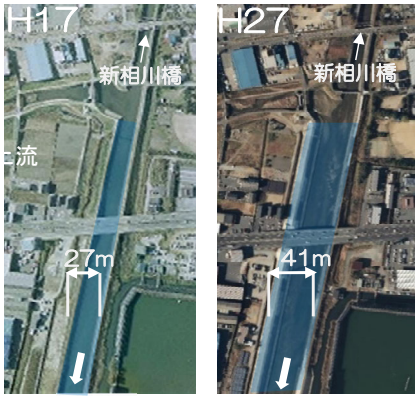

河口部から約900mの引堤完了
次のネック点は、新相川橋！

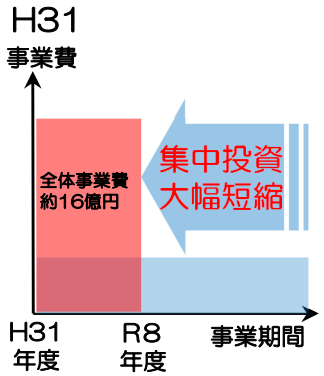

大規模特定河川事業に採択
集中投資で工期短縮！

早期のネック点解消に向けて
仮設道路と仮橋の設置工事に着手！

津圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（流水の貯留機能の拡大）

実施主体：三重県、東海農政局

安濃川水系に設置されている安濃ダムにおいて、有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、事前放流により洪水調節可能容量を一時的に空け、台風など予測できる出水に備える。また、堆砂土砂の貯水容量への影響を軽減するため、貯砂堰堤の設置、堆積土砂の除去を行う。

三重県内既存ダム位置図

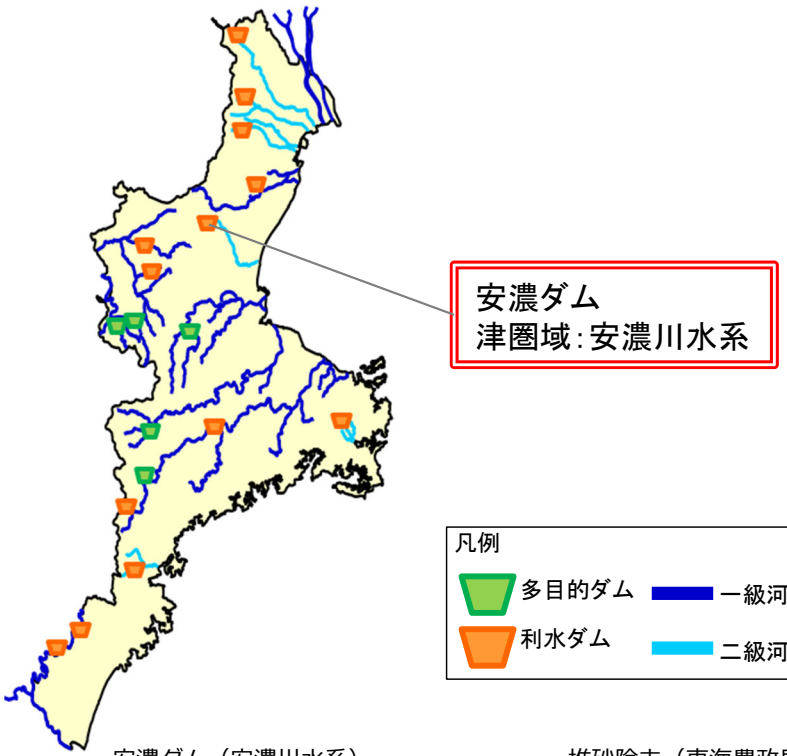

安濃ダム（安濃川水系）

堆砂除去（東海農政局）

事前放流イメージ図

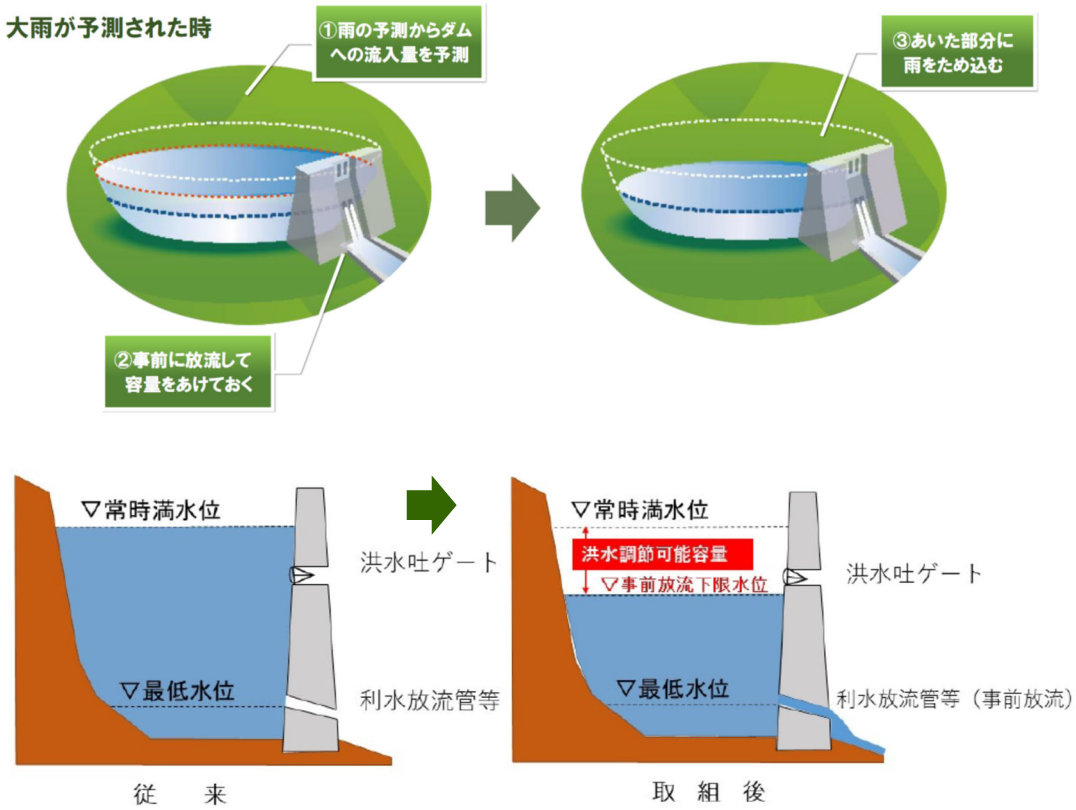

気象庁から発信される降雨予測が基準降雨量以上である時に、洪水調節可能容量の範囲内で事前放流を実施

津圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（内水氾濫対策）
実施主体：津市

■下水道施設の整備：津市の市街地において想定される浸水被害が大きい１４の重点対策地区から計画的に整備し、排水区内で発生する浸水被害の解消を図る。

排水区	内容
・志登茂川水系	
①志登茂川上流第二	バイパス水路建設
②栗真町屋	幹線管渠建設
③上浜	幹線管渠建設
・安濃川水系	
④安濃川上流左岸第二	バイパス水路建設
・安濃川水系、岩田川水系	
⑤橋内東部第二	幹線管渠建設
・岩田川水系	
⑥半田川田	ポンプ場建設、幹線管渠建設
⑦阿漕	幹線管渠建設
・相川水系	
⑧藤方第二	貯留管建設
⑨天神	ポンプ場建設、幹線管渠建設
⑩長浜、伊倉津	ポンプ場改良
⑪野村第一	洪水調整池建設、幹線管渠建設
⑫野村第二	幹線管渠建設
⑬北部第一	洪水調整池建設
⑭射場、明神風早	洪水調整池建設

ポンプ場建設

幹線管渠により集約した雨水を、河川や海へ強制排水することで、排水区の浸水被害を解消する。

天神ポンプ場

半田川田ポンプ場

ポンプ場とは下水道事業により整備された施設。

幹線管渠建設

側溝や水路からの雨水を集約し、河川やポンプ場へ流入させるための主要な下水道（雨水）管渠。

町屋第二雨水幹線
□2000×2000mm

半田川田第一雨水幹線
Φ2800mm

貯留管建設

大雨時、水路で流しきれない雨水を一時的に管渠に貯めることで、浸水被害の解消させる。

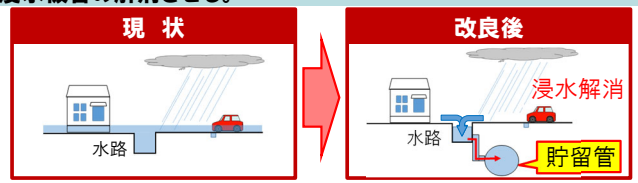

藤方第二排水区は、ポンプ場完成までの間、幹線管渠を貯留管として利用

バイパス水路建設

雨水が集中する地域に対して、雨水を余裕のある別水路等へ誘導するためのバイパス水路を整備し、浸水被害を解消させる。

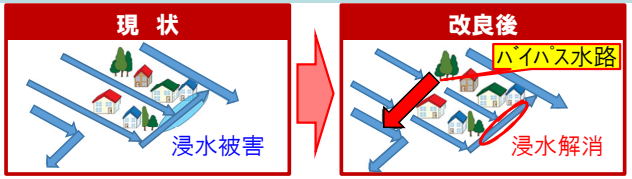

洪水調整池建設

大雨時に雨水を貯める池を造ることで、浸水被害を解消し、下流域の洪水被害を解消させる。

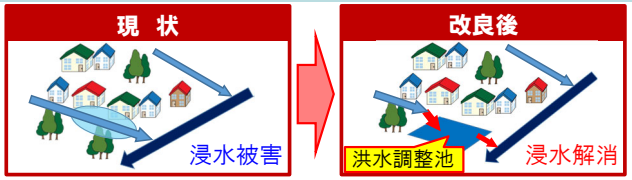

■排水機場の整備：二級水系内にある３２箇所の排水機場を適正に維持管理し、そのうち８箇所の施設改修を行うことで、湛水・浸水被害から家屋や農地等を守る。

石田排水機場

老朽化したスクリーンを改修

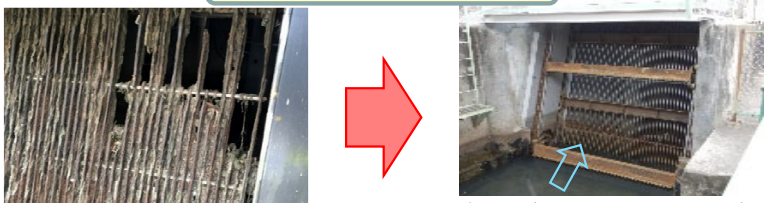

目詰まりが解消され排水機能が回復

河川用排水機場　27箇所
農業用排水機場　　5箇所

排水機場とは
河川や農業に伴う事業により整備された施設。

津圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（流域の雨水貯留機能の向上）
実施主体：三重県、津市

水田の貯留機能向上に向けた田んぼダムの普及・啓発を行う。
洪水調節機能を発揮するため、ため池の活用を行う。

【田んぼダムの普及･啓発】

・流域上流部の田んぼにおいて、排水口（落水工）を改良することにより、大雨時に降水を一時的に田んぼに貯留し排水を調節する排水調整板を設置することにより、排水路や河川への流出を抑制し、下流域での浸水被害の軽減を図るための普及･啓発を行い被害リスクを低減する。

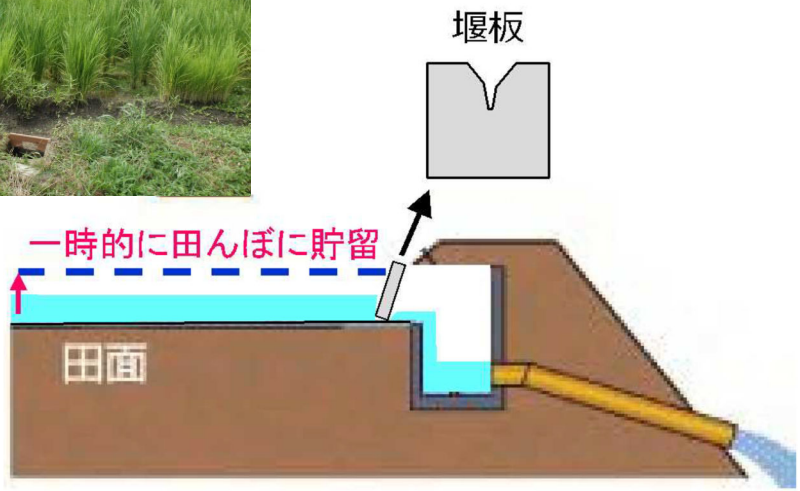

【農業用ため池の活用】

・大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることによって洪水調節機能を発揮する。
（低水位管理含む）

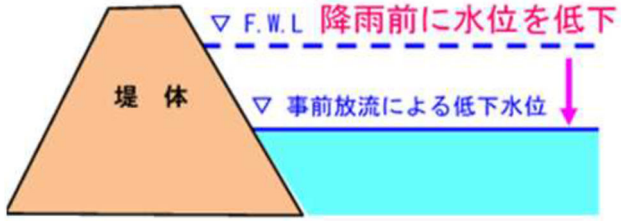

【農業用ため池の洪水調整池転用】

・水田が宅地となり受益地が無くなった農業用ため池に流出抑制の機能を付与することで洪水調整池に転用し、下流域の洪水被害を軽減させる。

真ケ坪池　整備前

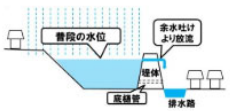

真ケ坪池　整備後

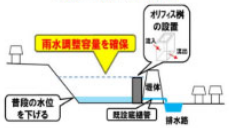

津圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（流域の雨水貯留機能の向上）
実施主体：三重県、津市、森林整備センター

【治山ダム、森林整備】

今後の気候変動の激化を見据え、森林の有する土砂流出防止機能や洪水緩和機能の適切な発揮のため、氾濫河川上流域における治山対策・森林整備を実施する。

【治山ダムの整備による土砂・流木の流出抑制効果の発揮】

治山ダムの整備により、上流側の渓床勾配を緩くすることで土砂や流木の流出を抑制し災害を防止または被害を軽減。

○治山事業の実施による流木・土砂の流出抑制効果

土砂・流木補足イメージ（県内治山ダム整備箇所）

【森林整備による水源涵養機能の適切な発揮】

手入れ不足等によりが過密状態となった林内において、森林整備を実施することで下層植生を繁茂させ、降雨等に伴う土砂流出を抑制。

○森林整備により林内の光環境の改善

整備前後イメージ（県内森林整備箇所）

※上記対策は、山地災害の発生状況や森林の荒廃状況等に応じて実施箇所を決定するものであり、その年によって実施状況が変わる対策である。

津圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害対象を減少させるための対策（立地適正化計画における防災指針の作成・検討）
実施主体：津市

防災を取り入れた安全なまちづくりのための方針として、災害リスク情報と都市計画情報を重ね合わせるなど、都市の災害リスクを踏まえた立地適正化計画の検討や都市マスタープランの策定を行う。

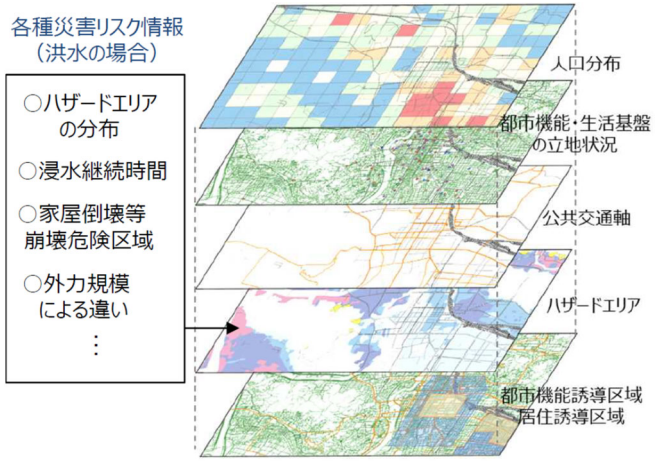

災害リスクと都市計画情報の重ね合わせ（例）

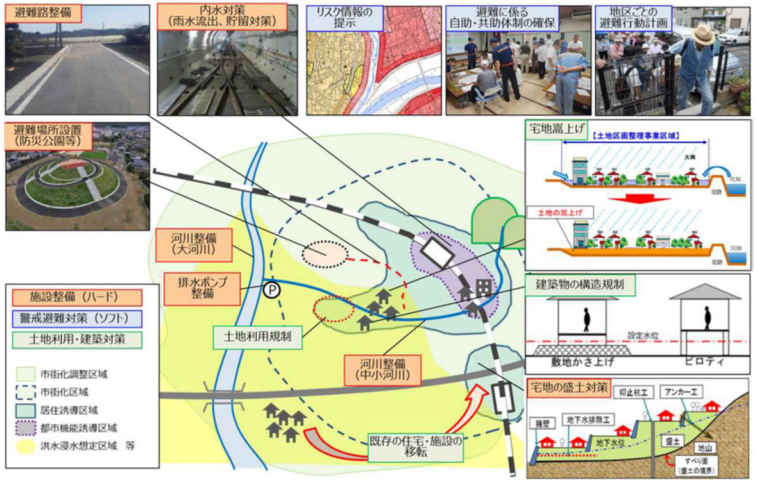

防災指針に位置付ける対策（例）

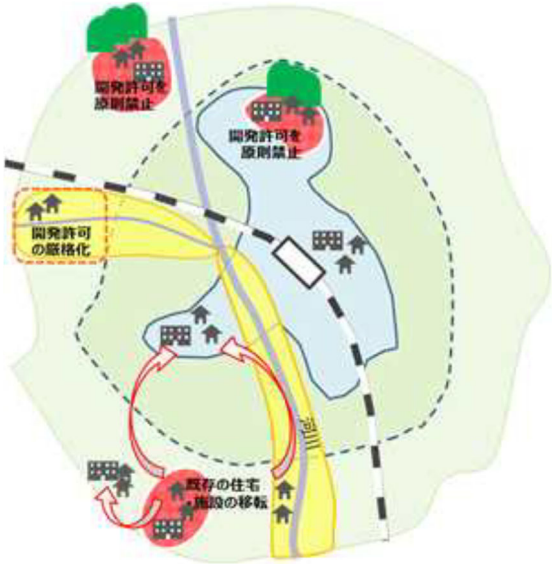

土地利用の規制、安全な区域への移転（例）

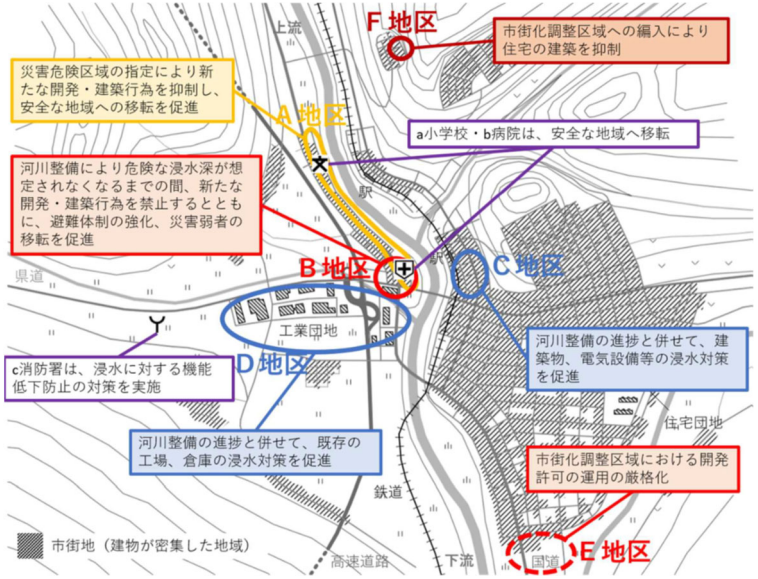

防災まちづくりの目標設定（例）

津圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害対象を減少させるための対策（土砂災害特別警戒区域外への住宅移転支援）
実施主体：三重県、津市

【対策の概要】

がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険から住民の生命の安全を確保するため、土砂災害特別警戒区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転を行う者に対し支援を行い、被害の軽減を図る。

【補助対象】

（1）除却等費
- 危険住宅の除却などに要する費用で撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等

（2）建設助成費
- 危険住宅に代わる新たな住宅の建設（購入を含む。）及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額

（3）事業推進経費
- 市町が行う事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用

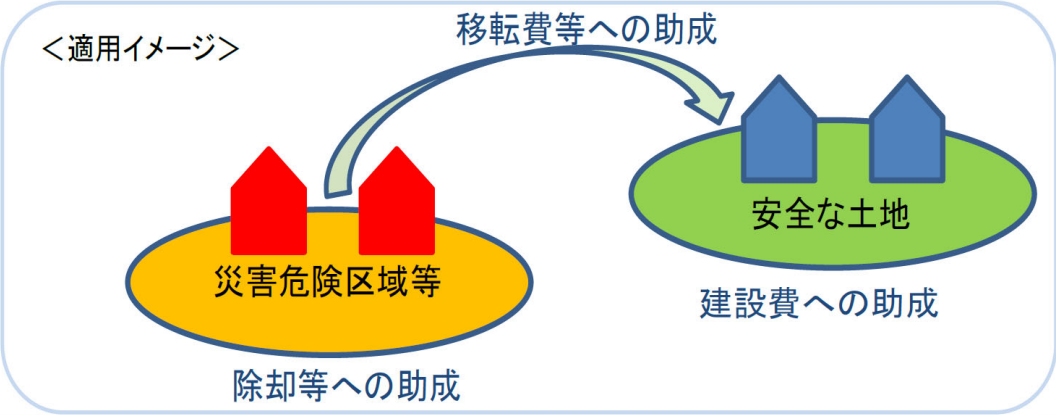

【補助要件】

（1）対象地区要件
- 都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
  （土砂災害防止法第9条）
- 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域
  （土砂災害防止法第4条）
- 地方公共団体が条例で指定した災害危険区域
  （建築基準法第39条第1項）
- 地方公共団体が条例で建築を制限している区域
  （建築基準法第40条）
- 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域
  （災害救助法第2条）

（2）対象住宅要件
- 既存不適格住宅（区域指定前に存する住宅等）
- 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行った住宅

市町によっては、支援制度を設けていない場合もありますので、詳細については、各市町担当窓口までお問合せください。

津圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（水害リスク情報の空白域の解消）
実施主体：三重県、津市

津圏域の二級水系流域において、水害リスク情報の空白域の解消を図るため、各種浸水想定区域図を基にハザードマップの作成・周知を行う。

【洪水】津圏域内の全ての県管理河川について浸水想定区域図を作成

【高潮】伊勢湾沿岸について浸水想定区域を指定し、高潮ハザードマップ作成エリアを拡大

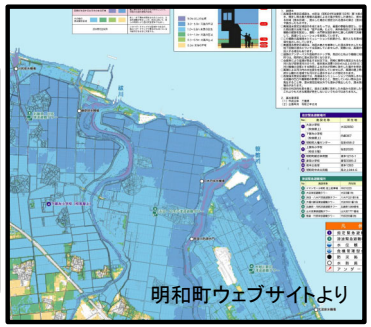

高潮ハザードマップ（例）

三重県が作成した洪水浸水想定区域図データの活用

市町へ提供

ハザードマップ作成

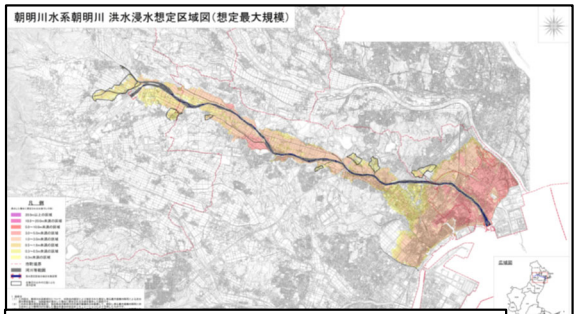

洪水浸水想定区域図（三重県）

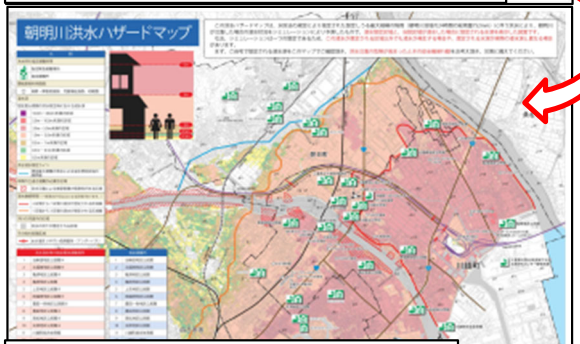

洪水ハザードマップ（市町）

「浸水ナビ」への登録

「浸水ナビ」による浸水シミュレーション

「浸水ナビ」は、洪水浸水想定区域図を電子地図上に表示するシステムです。堤防決壊が想定される地点（破堤点）や堤防が決壊した後、どこが・いつ・どのくらい浸水するか、の変化をアニメーションやグラフで見ることができます。

http://suiboumap.gsi.go.jp/

津圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（土砂災害警戒区域等の指定・発表）
実施主体：三重県

■ 地形改変等のあった箇所について基礎調査を実施

二巡目以降の基礎調査については、おおむね五年ごとに、各区域における地形や土地利用の状況等を確認し、変化が認められた箇所等については、調査を行う。「土砂災害防止法」より

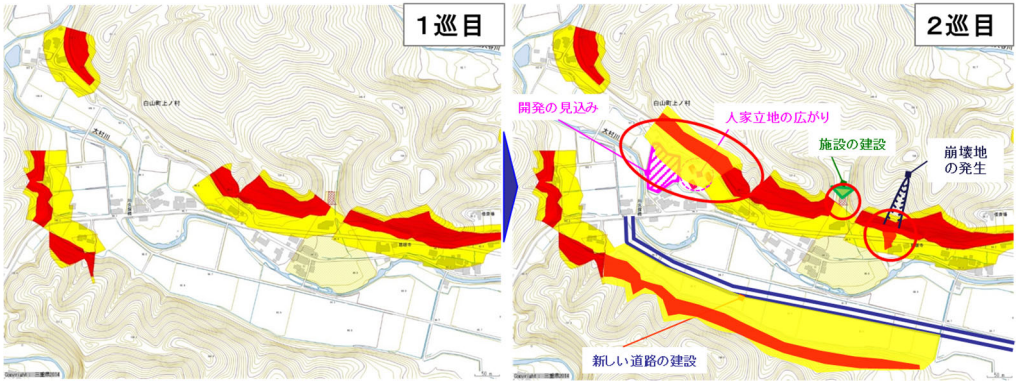

１巡目：要件を満たす箇所について、
土砂災害警戒区域等（イエロー・レッド）を指定。

２巡目：地形改変・施設整備・人家立地、周辺状況の変化（開発・道路建設）などによって、１巡目調査時と差異が生じた箇所を抽出

土砂災害警戒区域の指定

■三重県土砂災害情報提供システムによる
土砂災害警戒区域等の表示

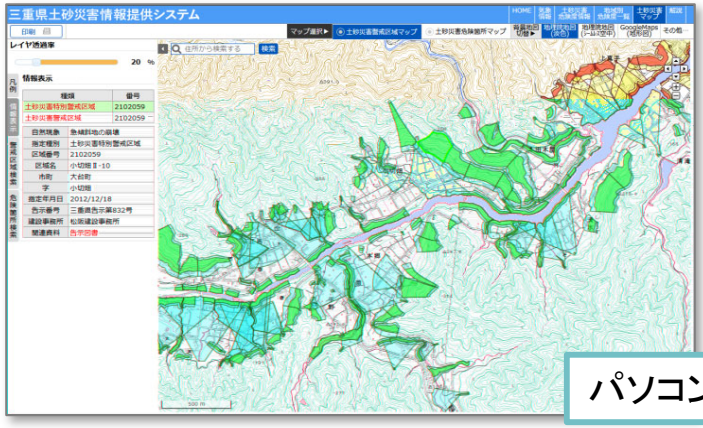

パソコン画面

指定完了箇所について「三重県土砂災害情報提供システム」での情報発信により土砂災害に対する認知度を向上

■土砂災害警戒情報の発表

三重県と津地方気象台は、土砂災害発生の危険性が高まったとき、土砂災害警戒情報を発表

津圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（持続的な水災害教育の実施と伝承）
実施主体：三重県、津市

自然災害に関する心構えや知識を浸透させ、災害発生時に適切な避難行動をとる能力を養うため、持続的に水災害教育を実施する。

ハザードマップ説明会
（津市）

ハザードマップ説明会
（津市）

地域の学習会の様子
（津市）

県と市町担当者の勉強会
（三重県）

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
（要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性の確保）
実施主体：三重県、津市

洪水による浸水が想定される区域や土砂災害（特別）警戒区域内で市町地域防災計画に定められた要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成および計画に基づく避難訓練を促進する。

【浸水想定区域の指定】

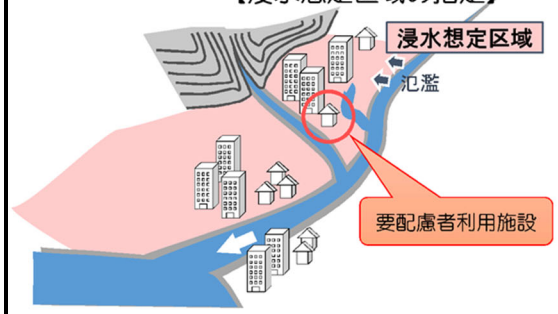

※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

【土砂災害警戒区域の指定】

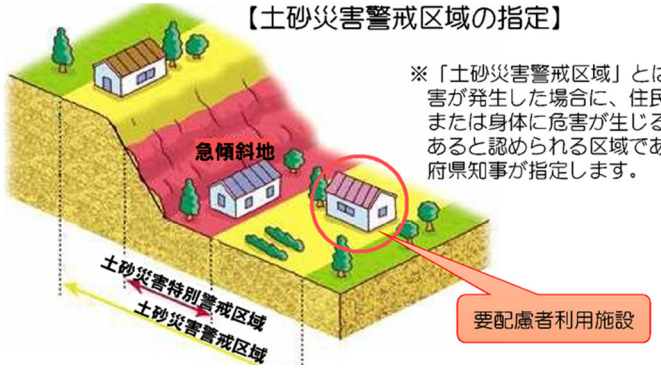

※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

避難確保計画作成促進に係る講習会・ワークショップ（津市）

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（防災訓練の実施）
実施主体：三重県

令和7年度　三重県･いなべ市･木曽岬町　総合防災訓練

1　訓練目的

（1）令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨の教訓を踏まえ、南海トラフ地震及び風水害による複合災害に対する対処能力向上を目的に県内外の関係機関が相互に連携して訓練を実施する。

（2）国や他自治体の応援を円滑に受け入れ、効果的な支援に繋げるために、受援体制を確立することを目的とする。

2　訓練概要

（1）実施日時　令和8年3月8日（日）

（2）訓練会場　（メイン会場）いなべ市藤原文化センター
（サブ会場）いなべ市防災拠点倉庫、トヨタ車体（株）いなべ工場、いなべ総合病院
木曽岬町役場、木曽川グラウンド、木曽岬町北部地区津波避難タワー
三重県広域防災拠点（北勢拠点）他

（3）参加者　三重県、いなべ市、木曽岬町、その他防災関係機関、地域住民　計　約1，000名参加

（4）訓練想定　南海トラフ地震及び風水害による複合災害の発生を想定

（5）主な訓練内容　本部運営訓練、広域避難訓練、避難所運営訓練、浸水区域からの救助訓練、航路啓開訓練、孤立地域対応訓練、空中消火訓練、土砂災害対応訓練、災害医療対応訓練、遺体安置所運営訓練、物資輸送訓練、被災者支援訓練、災害廃棄物対応訓練、防災啓発展示

津圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供）
実施主体：三重県、気象庁

■ 危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラによるリアルタイムな情報の提供（三重県）

危機管理型水位計
（三重県）

簡易型河川監視カメラ
（三重県）

危機管理型水位計
アイコンをクリック

簡易型河川監視カメラ
アイコンをクリック

「川の防災情報」 https://www.river.go.jp/からいつでも水位や河川状況を確認

■防災気象情報の改善（気象庁）

新しい防災気象情報（令和8年５月下旬から運用開始予定） 国土交通省

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を５段階の警戒レベルにあわせて発表します。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル４相当の情報として危険警報を新設します。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します。**（例：レベル４大雨危険警報 等）

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 １級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	（警戒レベルごとの）住民がとるべき行動
警戒レベル５相当	レベル５ 氾濫特別警報	レベル５ 大雨特別警報	レベル５ 土砂災害特別警報	レベル５ 高潮特別警報	命の危険　直ちに安全確保！
<警戒レベル４までに危険な場所から かならず避難！>					
警戒レベル４相当	レベル４ 氾濫危険警報	レベル４ 大雨危険警報	レベル４ 土砂災害危険警報	レベル４ 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル３相当	レベル３ 氾濫警報	レベル３ 大雨警報	レベル３ 土砂災害警報	レベル３ 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル２	レベル２ 氾濫注意報	レベル２ 大雨注意報	レベル２ 土砂災害注意報	レベル２ 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル１	早期注意情報				災害への心構えを高める

大雨キキクル 国土交通省

- 大雨に関する情報が発表された際に、**危険度が高まっている地域を確認**することができます。
- 大雨に関する情報が対象としている**河川の氾濫の危険度（洪水キキクル）や短時間強雨による浸水害の危険度（浸水キキクル）を重ねて大雨キキクル**として新規表示します。
- **洪水キキクルと浸水キキクルについて切替え表示**で、洪水災害・浸水害**それぞれの危険度の確認**が可能です。

大雨キキクル（イメージ）

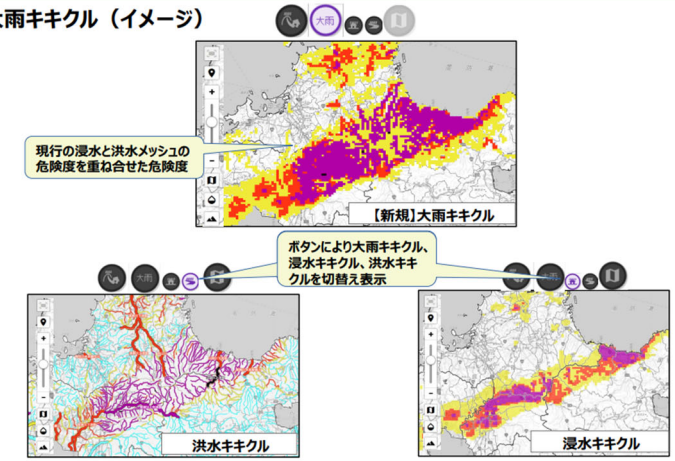

津圏域二級水系流域治水プロジェクト【流域治水の具体的な取組】

～行政・文教施設が集中する県都を守る外水・内水対策が一体となった流域治水の推進～

河川整備計画等に基づき河川改修や河床掘削を実施

河川改修の実施延長　３４２m
河床掘削による堆積土砂撤去量　11,270m3
（令和７年度実施分）
※整備が完了した延長
※撤去が完了した量

農地・農業用施設の活用

１市
たんぼダム（令和７年９月末時点）
ため池（令和６年度実施分）
※農業用ため池の洪水調整池転用
※ため池の低水管理

流出抑制対策の実施

５施設
（令和４～７年度実施分）
※整備が完了した施設

山地の保水機能向上および土砂・流木災害対策

治山対策等の実施箇所　０箇所
（令和７年度実施分）
※国直轄事業及び補助事業に限る
砂防関連施設の整備数　０施設
（令和７年度完成分）
※施行中　１施設

立地適正化計画における防災指針の作成

０市
（令和８年３月末時点）

避難のためのハザード情報の整備

洪水浸水想定区域　１９河川
（令和８年３月末時点）
内水浸水想定区域　１団体
（令和７年３月末時点）

高齢者等避難の実効性の確保

避難確保計画　洪水　２４９施設
　　　　　　　土砂　７施設
（令和７年３月末時点）
個別避難計画　１市
（令和７年４月１日時点）

氾濫をできるだけ防ぐ･減らすための対策

河川整備計画に基づく整備

【三重県】

・相川は、河川整備計画等に基づき、洪水時の河川水位の低下や、整備計画目標流量を安全に流すための断面確保等を行うため、河道拡幅等を実施する。

田んぼダムの普及・啓発

【三重県、津市】

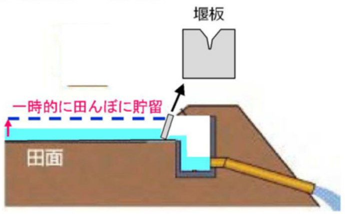

・流域上流部の田んぼにおいて、排水口（落水工）を改良することにより、大雨時に降水を一時的に田んぼに貯留し排水を調節する排水調整板を設置することにより、排水路や河川への流出を抑制し、下流域での浸水被害の軽減を図るための普及･啓発を行い被害リスクを低減する。

被害対象を減少させるための対策

立地適正化計画に基づく防災指針の検討

【津市】

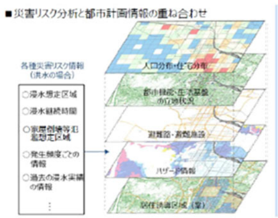

災害リスクと都市計画情報の重ね合わせ（例）

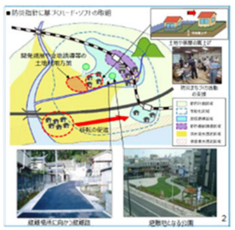

防災指針に基づく取組（例）

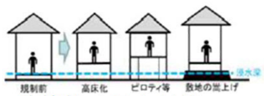

建築物の浸水対策

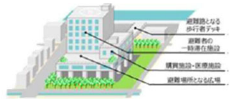

避難路･避難施設の整備（例）

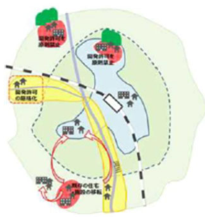

土地利用の規制、安全な区域への移転（例）

・近年の自然災害の頻発･激甚化を踏まえ、災害リスクを踏まえた防災まちづくりを進めることが重要である。
・都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年9月7日施行）に伴い、新たに立地適正化計画の居住誘導域内で行う防災対策･安全確保対策を定める｢防災指針｣の作成を実施する。

被害の軽減、早期の復旧･復興のための対策

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性の確保

【津市】

洪水による浸水が想定される区域や土砂災害（特別）警戒区域内で市町地域防災計画に定められた要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成および計画に基づく避難訓練を促進する。

避難確保計画作成促進に係る講習会･ワークショップ（津市）

流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供

【三重県、津市、気象庁】

危機管理型水位計

簡易型河川監視カメラ

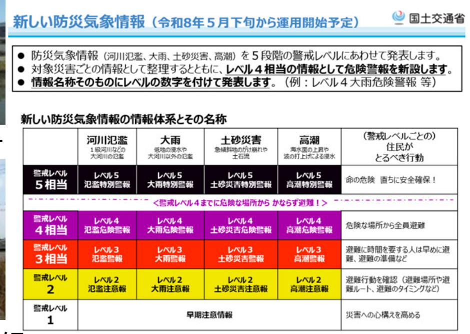

新しい防災気象情報（令和8年5月下旬から運用開始予定）　国土交通省

● 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を５段階の警戒レベルにあわせて発表します。
● 対象災害ごとの情報として整理するとともに、レベル４相当の情報として危険警報を新設します。
● 情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します。（例：レベル４大雨危険警報 等）

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	（警戒レベルごとの）住民がとるべき行動
警戒レベル５相当	レベル５ 氾濫特別警報	レベル５ 大雨特別警報	レベル５ 土砂災害特別警報	レベル５ 高潮特別警報	命の危険　直ちに安全確保！
<警戒レベル４までに危険な場所から かならず避難！>					
警戒レベル４相当	レベル４ 氾濫危険警報	レベル４ 大雨危険警報	レベル４ 土砂災害危険警報	レベル４ 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル３相当	レベル３ 氾濫警報	レベル３ 大雨警報	レベル３ 土砂災害警報	レベル３ 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル２	レベル２ 氾濫注意報	レベル２ 大雨注意報	レベル２ 土砂災害注意報	レベル２ 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル１	早期注意情報				災害への心構えを高める

・頻発する豪雨災害への備えとして、｢危機管理型水位計｣、｢簡易型河川監視カメラ｣を設置し、水災害の早期把握に資する情報提供や防災気象情報の改善を行う。

松阪圏域
二級水系流域治水プロジェクト

策定：令和４年３月
更新：令和８年６月
三重県

Mie Prefectual Government

松阪圏域二級水系流域治水プロジェクト【位置図】

～由緒ある歴史を持つ地域を守る外水・内水対策が一体となった流域治水の推進～

○ 松阪圏域では、昭和34年の伊勢湾台風、平成12年の東海豪雨、平成16年の台風21号等において、外水氾濫および内水氾濫により、大きな被害が発生している。全国的に激甚な水害が近年頻発している状況や、今後見込まれる気候変動による降雨量の増大等を踏まえ、当圏域において事前防災対策を進める必要がある。
○ 当圏域においては由緒ある名所旧跡が数多く見られ、土地利用としては、中流部から下流部にかけては市街地が広がり、上流部では農地が多く、山地の割合は少ない。
○ 当圏域の地形として、扇状地性低地や三角州性低地といった低地が広く形成されていることから自然排水が困難となる区域が存在し、内水被害が過去に多く発生している。
○ 当圏域における二級水系流域治水プロジェクトでは、河川改修による外水の氾濫対策と下水道整備による内水の氾濫対策が一体となったハード対策を中心に行うとともに、圏域全体において、ハザードマップの作成や防災訓練による被害軽減対策等を実施することで、浸水被害の低減を図る。

：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
：被害対象を減少させるための対策
：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

広域的に行う対策

- 田んぼダムの普及・啓発、農業用ため池の活用
- 治山ダムの整備
- 森林整備、保全

- 立地適正化計画における防災指針の作成・検討
- 土地利用誘導
- 松阪地区浸水対策検討
- 土砂災害特別警戒区域外への住宅移転支援

- 水害リスク情報の空白域の解消（洪水・高潮・内水・ため池ハザードマップなどの策定・周知）
- 土砂災害警戒区域等の指定・発表
- 持続的な水災害教育の実施と伝承
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性の確保
- 防災訓練の実施（図上訓練、避難訓練）
- 流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供（SNS・防災アプリを活用した防災情報の継続的な情報発信、危機管理型水位計・河川監視カメラの設置、防災気象情報の改善）
- 広報誌等を活用した継続的な情報発信
- 排水ポンプ車の配備・運用　等

三渡川水系百々川河川改修（三重県）

平成16年台風21号時浸水状況
（津屋城地内）

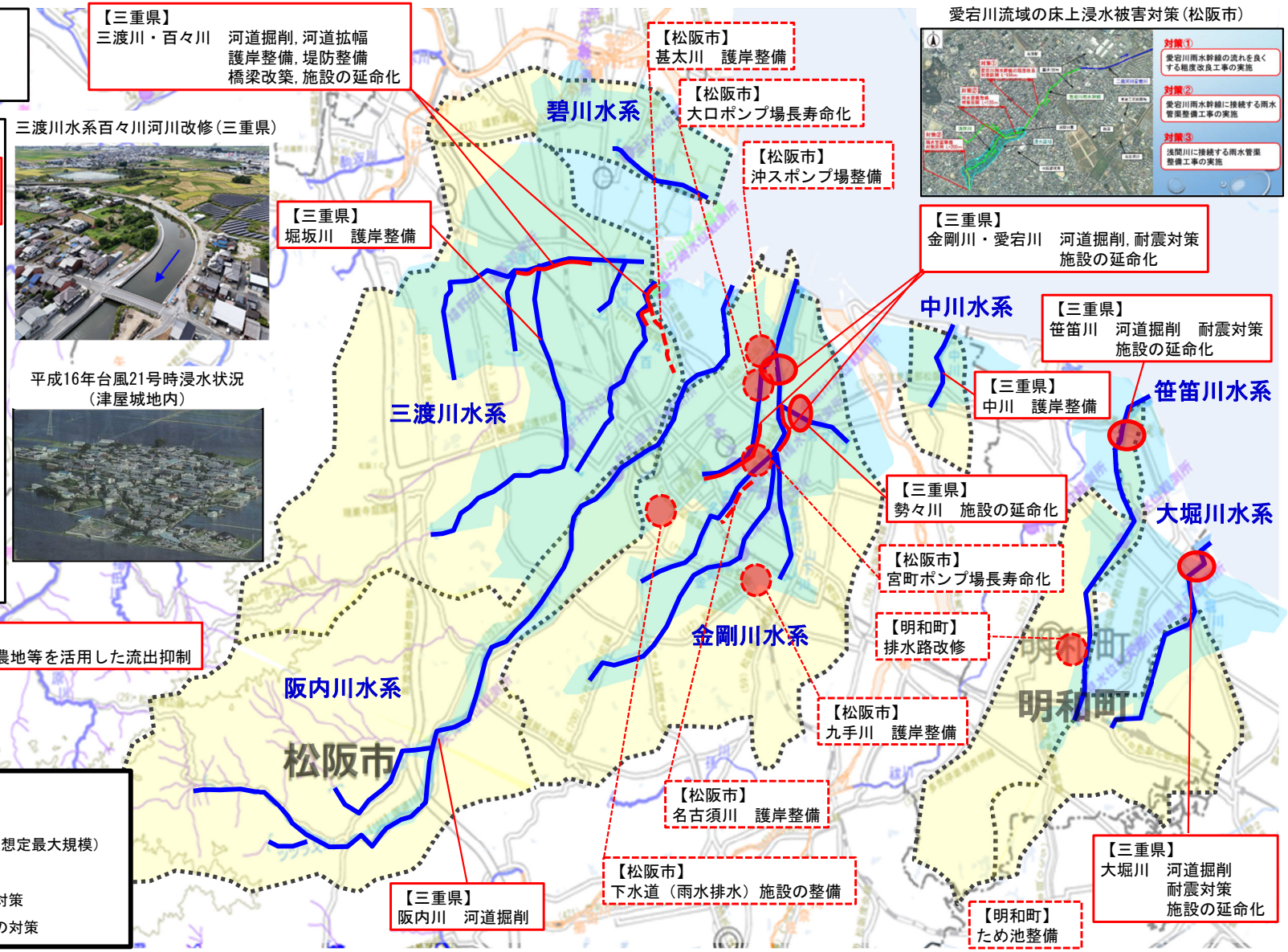

愛宕川流域の床上浸水被害対策（松阪市）

位置図

凡例
- 流域界
- 浸水想定区域（想定最大規模）
- 県管理区間
- 県管理区間の対策
- 市町管理区間の対策

松阪圏域二級水系流域治水プロジェクト【ロードマップ】

～由緒ある歴史を持つ地域を守る外水・内水対策が一体となった流域治水の推進～

■松阪圏域における二級水系全体を俯瞰し、県、市町、あらゆる関係者が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。

【短　期】松阪圏域内の市街地等での重大災害の発生を未然に防ぐため、中下流部で河道掘削や下水道施設整備等を主に実施。
被害軽減のため、立地適正化計画の作成や水害リスク情報の空白域解消等を実施。

【中　期】松阪圏域内の市街地等での重大災害の発生を未然に防ぐため、河川改修事業を主に実施。
被害軽減のため、防災マップの周知や水防災教育、要配慮者施設の避難体制強化等を継続的に実施。

【中長期】松阪圏域全体の浸水被害を防ぐため、橋梁改築、河道拡幅等を実施し、圏域全体の安全度向上を図る。
被害軽減の取り組みをあらゆる関係者と一体となって継続的に実施。

【事業費】

■河川対策

全体事業費　約32億円
対策内容　河道掘削、河道拡幅、堤防整備、護岸整備、橋梁改築、耐震対策　等

※圏域内で策定済みの河川整備計画の残事業を記載

■下水道対策

全体事業費　約8億円
対策内容　下水道施設の整備
ポンプ場整備,長寿命化

区分		対策内容	実施主体	工程 短期	工程 中期	工程 中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	洪水氾濫対策	・河道掘削、河道拡幅、堤防整備、護岸整備、橋梁改築、施設の延命化、耐震対策　等	三重県、松阪市	九手川改修事業完了		
	内水氾濫対策	・下水道（雨水排水）施設の整備、排水路改修 ポンプ場の整備・長寿命化　等	松阪市、明和町	愛宕川排水区雨水管渠工事完了 沖ス雨水ポンプ場増設事業完了 明和地区排水路改修完了		
	流域の雨水貯留機能の向上	・田んぼダムの普及・啓発、農業用ため池の活用　等	三重県、松阪市、明和町			
		・治山ダムの整備、森林整備　等	三重県	森林整備・保全		
被害対象を減少させるための対策	○水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫	・立地適正化計画における防災指針の作成・検討	松阪市、明和町			
		・土砂災害特別警戒区域内での住宅建て替え時の支援	三重県、松阪市			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	土地の水災害リスク情報の充実	・水害リスク情報の空白域の解消 （洪水・高潮・内水・ため池ハザードマップなどの策定・周知）　等	気象庁、三重県、松阪市、明和町　他あらゆる関係者	全ての二級河川における洪水浸水想定区域図の作成完了	ハザードマップの作成・更新	
	避難体制等の強化	・土砂災害警戒区域等の指定・発表 ・持続的な水災害教育の実施と伝承 ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性の確保 ・防災訓練の実施（図上訓練、避難訓練） ・流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供 （SNS・防災アプリを活用した防災情報の継続的な情報発信、危機管理型水位計・河川監視カメラの設置、防災気象情報の改善） ・広報誌等を活用した継続的な情報発信 ・排水ポンプ車の配備・運用　等				

気候変動を踏まえた更なる対策を推進

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。
各事業者の計画が見直された場合には、反映します。新たな関係者にも広く参加を呼び掛けることから、新たな関係者の計画も反映します。

松阪圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（洪水氾濫対策）
実施主体：三重県、松阪市

河川整備計画等に基づき、洪水時の河川水位の低下や、整備計画目標流量を安全に流すための断面確保等を行うため、河道拡幅、護岸整備、河道掘削等を実施することにより、浸水被害の低減を図る。

また、計画的な維持・修繕（河道掘削等）実施することで、河川の健全な機能を保全する。

百々川における河川整備
（三重県）

三渡川における河川整備
（三重県）

百々川排水機場延命化対策
（三重県）

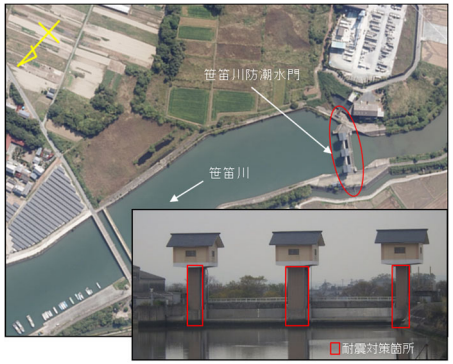

笹笛川防潮水門耐震対策
（三重県）

【実施予定箇所】

河川整備計画に基づく整備：（河道掘削、河道拡幅、護岸整備、橋梁改築、耐震対策）
【三重県】三渡川・百々川、金剛川・愛宕川、笹笛川

護岸整備：【三重県】堀坂川、中川
【松阪市】甚太川、名古須川、九手川

河道掘削：【三重県】阪内川、大堀川

耐震対策：【三重県】大堀川

施設の延命化：【三重県】百々川、金剛川、勢々川、笹笛川、大堀川

※その他、状況に応じて維持修繕を行う。

甚太川における河川整備
（松阪市）

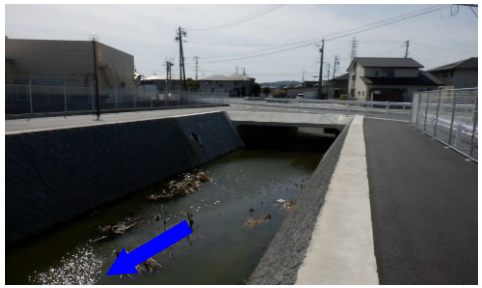

九手川における河川整備
（松阪市）

松阪圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（内水氾濫対策）
実施主体：松阪市、明和町

松阪市、明和町において、地盤高の低い市街地等で発生する内水氾濫のリスク低減のため、雨水下水道整備や排水機場の整備、長寿命化および排水路の改修を実施する。

■松阪市

【宮町雨水ポンプ場】

・昭和51年4月に供用を開始し、宮町排水区80.4haの雨水を二級河川愛宕川へ排水しています。

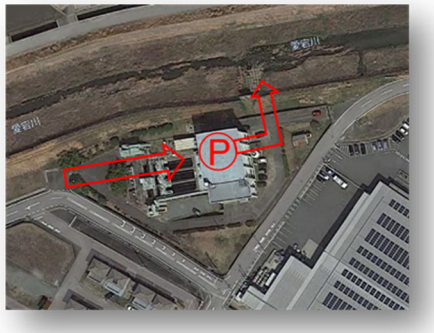

・供用開始以来45年が経過し、設備の老朽化が進行。
・平成21年度に長寿命化事業計画を策定し、 平成22年度から機械・電気設備を対象に更新工事を行っています。

【長寿命化事業】

排水ポンプや、電気設備のリニューアルなど

更新工事の実施

施設の効率的な更新工事を行うことで、施設全体の長寿命化を図り、排水施設の安定的な運用が可能となります。

■明和町

【二級河川笹笛川水系】

平成29年台風21号により道路冠水が発生し、一時明和町役場、明和消防署の防災活動が不能となった。

令和2年度より冠水対策として、緊急自然災害防止対策事業計画（道路防災）にて既設水路改修を本年度より着手、同事業の期間が延長されたことにより計画全体の完了に向けて整備予定。また、新たな調達方式ECIにより行い広く民間の技術を取り入れ施工。

排水路改修

道路防災

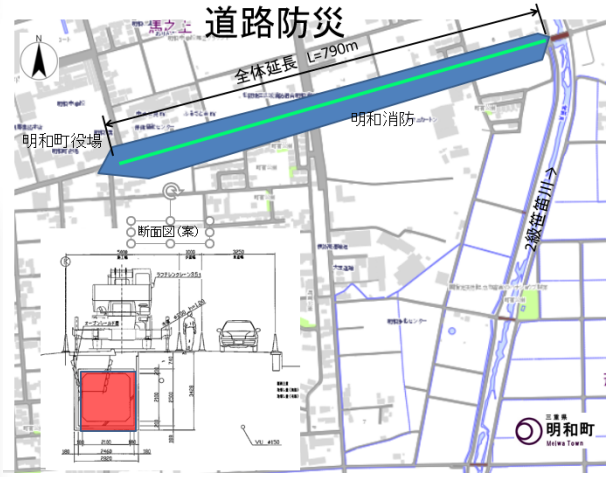

松阪圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（流域の雨水貯留機能の向上）
実施主体：三重県、松阪市、明和町

水田の貯留機能向上に向けた田んぼダムの普及・啓発を行う。
洪水調節機能を発揮するため、ため池の活用を行う。

【田んぼダムの普及･啓発】

・流域上流部の田んぼにおいて、排水口（落水工）を改良することにより、大雨時に降水を一時的に田んぼに貯留し排水を調節する排水調整板を設置することにより、排水路や河川への流出を抑制し、下流域での浸水被害の軽減を図るための普及･啓発を行い被害リスクを低減する。

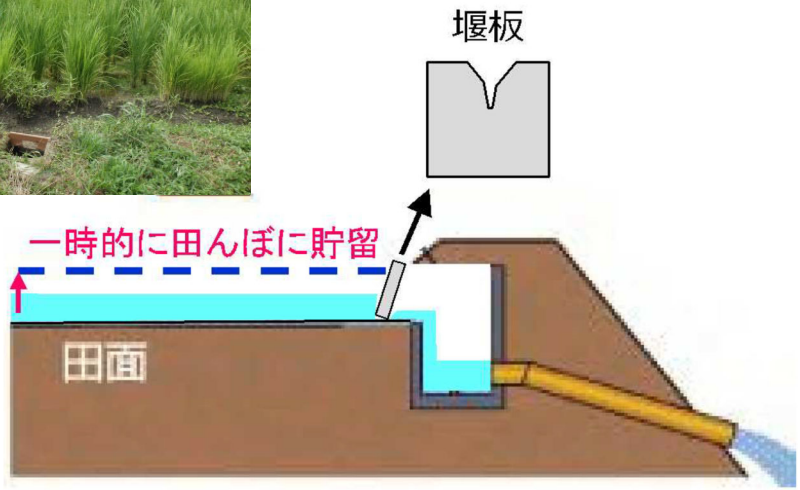

【農業用ため池の活用】

・大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることによって洪水調節機能を発揮する。
（低水位管理含む）

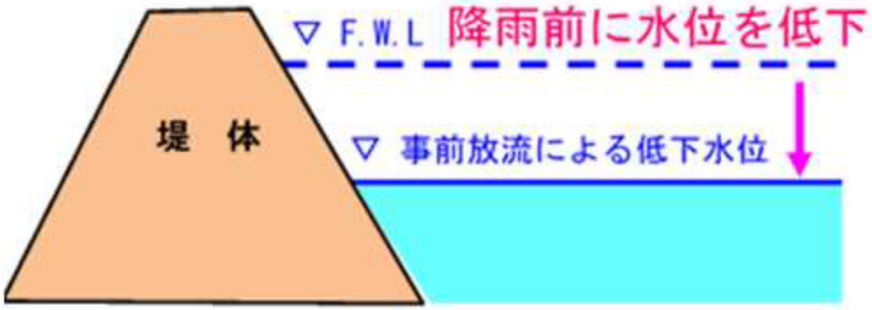

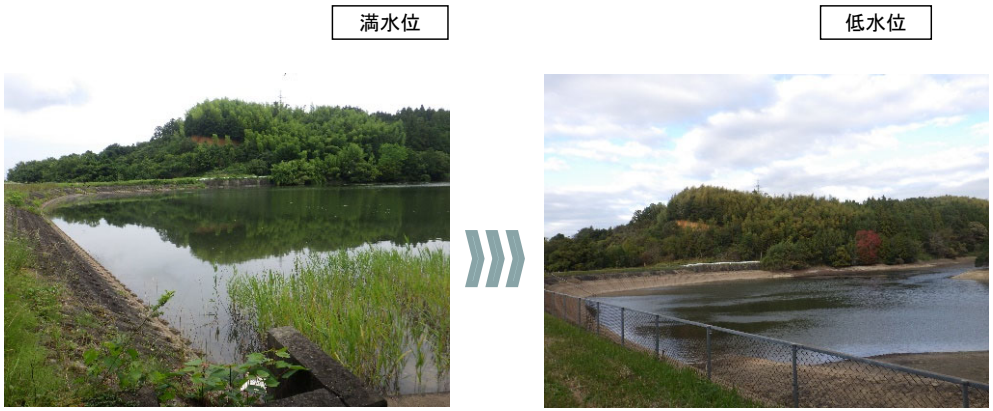

松阪圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（流域の雨水貯留機能の向上）
実施主体：三重県

【治山ダム、森林整備】

今後の気候変動の激化を見据え、森林の有する土砂流出防止機能や洪水緩和機能の適切な発揮のため、氾濫河川上流域における治山対策・森林整備を実施する。

【治山ダムの整備による土砂・流木の流出抑制効果の発揮】

治山ダムの整備により、上流側の渓床勾配を緩くすることで土砂や流木の流出を抑制し災害を防止または被害を軽減。

○治山事業の実施による流木・土砂の流出抑制効果

土砂・流木補足イメージ（県内治山ダム整備箇所）

【森林整備による水源涵養機能の適切な発揮】

手入れ不足等によりが過密状態となった林内において、森林整備を実施することで下層植生を繁茂させ、降雨等に伴う土砂流出を抑制。

○森林整備により林内の光環境の改善

整備前後イメージ（県内森林整備箇所）

※上記対策は、山地災害の発生状況や森林の荒廃状況等に応じて実施箇所を決定するものであり、その年によって実施状況が変わる対策である。

松阪圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害対象を減少させるための対策（立地適正化計画における防災指針の作成・検討）

実施主体：松阪市、明和町、伊勢市

防災を取り入れた安全なまちづくりのための方針として、災害リスク情報と都市計画情報を重ね合わせるなど、都市の災害リスクを踏まえた立地適正化計画の検討や都市マスタープランの策定を行う。

第8章　防災指針

1　防災指針について

防災指針とは、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画における居住や都市機能の誘導とあわせて都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、改正都市再生特別措置法(2020(令和 2)年 9 月施行)において、新たに位置づけられた。

都市においては、コンパクトで安全なまちづくりを推進するため、災害リスクの高い地域における新たな立地を抑制し、居住誘導区域から原則除外を行う必要がある。

しかしながら、様々な災害のうち、洪水、津波、高潮、雨水による浸水エリアは広範囲に及び、既に市街地が形成されている地域においては、これらのハザードエリアを居住誘導区域から全て除くことは現実的に困難であることが想定される。また、地震については、影響の範囲や程度を即地的に定め、居住誘導区域から除外を行うことに限界がある。

一方本市では、海岸や河川付近に形成された市街地・集落が多く存在している。こうした地域特性から、近年頻発・激甚化が著しい水災害等に対して、居住誘導区域内の安全性を高めるため、またその他区域においても災害リスクをできる限り回避あるいは低減させる防災・減災対策を計画的に実施していくことを目的に、本指針で具体的な取組を位置づけることとする。

なお、防災指針の計画期間は、立地適正化計画の計画期間と整合させることを原則とする。

前述の防災上の課題の箇所について、下図の通り整理を行う。

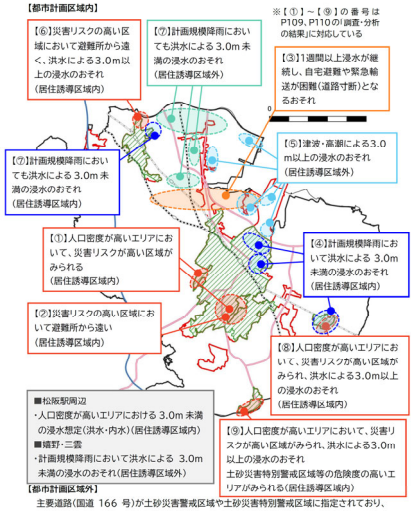

主要道路(国道 166 号)が土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されており、災害によって、孤立するおそれがある地域が存在している。

前述の取組方針を踏まえた、防災上の課題を解決するための取組の方向性を以下に示す。なお、災害リスクを低減するためのハード対策は計画規模とし、想定し得る最大規模については継続的なソフト対策を総合的に実施することで災害リスクの低減を図ることとする。

災害リスク	取組の方向性
洪水・内水	・河川堤防の強化や排水対策を促進する。 ・雨水管渠整備による浸水対策を推進する。 ・避難情報など市民への的確な情報提供、継続的な防災訓練の実施やハザードマップの周知等のソフト施策を推進する。 ・要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難の確保等をするため、避難確保計画の作成等を促進する。
津波	・防潮堤などの海岸保全施設等については、補強や適切な更新などの整備を促進する。 ・避難情報など市民への的確な情報提供、継続的な防災訓練の実施やハザードマップの周知等のソフト施策を推進する。 ・要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難の確保等をするため、避難確保計画の作成等を促進する。 ・民間施設とも連携しながら避難所を確保する。
高潮	・河川や海岸の堤防の強化を促進する。 ・避難情報など市民への的確な情報提供、継続的な防災訓練の実施やハザードマップの周知等のソフト施策を推進する。 ・要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難の確保等をするため、避難確保計画の作成等を促進する。
土砂災害	・土砂災害による家屋等の損壊・倒壊を防止するため、土砂災害対策を促進する。 ・避難情報など市民への的確な情報提供、ハザードマップの周知等のソフト施策を推進する。 ・要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難の確保等をするため、避難確保計画の作成等を促進する。

5　具体的な施策及びロードマップ

取組方針を踏まえ、「国土強靭化地域計画」や「雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策計画」、「流域治水プロジェクト」等の施策等と整合、連携を図りつつ、防災対策を整理する。

また、これら施策の計画的な進捗を図るため、短期(概ね 5 年程度)、中期(概ね 10 年程度)、長期(概ね 20 年程度)のロードマップを設定する。

項目		取組	実施主体	スケジュール(案) 短期(5 年)	中期(10 年)	長期(20 年)
ハード対策	①河川等の整備	雲出川、中村川の堤防強化、河道掘削、樹木伐開、横断工作物の改築・補強等	国			
		赤川の河道拡幅、堤防整備	県			
		百々川の河川改修	県			
		阪内川の河道掘削	県			
		甚太川の護岸整備	市			
		金剛川、愛宕川の河道掘削	県			
		櫛田川の河道掘削・堤防整備	国			
		三渡川の河川改修・河道掘削	県			
	②下水道等の整備	神道川雨水幹線の整備	市			
		ポンプ場の施設更新・長寿命化	市			
		雨水管渠整備による浸水対策	市			
	③貯留機能の充実	雨水貯留浸透施設等による流出抑制	県・市			
		農業用ため池の活用	県・市			
		「ロんぼダム」活動への支援	県・市			
	④土砂災害対策	土砂災害対策施設の整備	県			
		森林・農地・里山の保全	県・市			

出典：松阪市立地適正化計画

第4章 防災指針

4-1. 防災指針について

(1) 防災指針とは

近年、自然災害が頻発しており、その被害も激甚化しています。そのため、災害リスクを踏まえた災害に強いまちづくりの重要性が増しています。このような背景により、令和 2(2020)年に都市再生特別措置法が一部改正され、立地適正化計画に「防災指針」を定めることが必要になりました。

明和町は伊勢湾に面しており、南海トラフ巨大地震による大規模津波の発生が危惧されています。また、気候変動の影響により、大雨等の被害が甚大化する傾向にあり、河川の氾濫等による洪水被害が危惧されています。

このことから、明和町で想定されている各種災害の情報（ハザード情報）を、人口分布や避難場所・避難所等の都市情報を重ね合わせることで、町民や施設等が災害にさらされている程度（曝露）を示します。その上で、災害発生時の状況に対してどれだけ弱いか（脆弱性）を明らかにします。このように「災害リスクの分析」を行った上で、災害に強いまちづくりを実現するための基本的な考え方を示します。

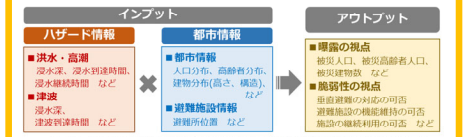

図 4-1　ハザード情報と都市情報の重ね合せによる曝露及び脆弱性を明らかにするイメージ

4-3. 防災に関する方針・施策

(1) 防災に関する基本方針

防災まちづくりを推進するためには、施策実施により災害リスクの回避・低減に努めるとともに、災害に係る情報を町民や事業者と共有するとともに、適切な居住誘導を図り、災害に対する対応力を高めていくことが重要です。

防災上の課題を踏まえ、明和町の防災に関する基本方針を、以下のとおり定めます。

【方針①】
災害リスクの低い地域への居住誘導を促進することにより、リスクの回避を図ります。

【方針②】
災害を防御するための基盤整備を、引き続き推進します。

【方針③】
災害リスクの高い地域の防災力を高めるため、既存施設の活用による拠点化を推進します。

【方針④】
人的・物的被害を最小限とするための仕組みを構築します。

【方針⑤】
災害警戒時・発生時における適切な行動につながる施策を推進し、町民の防災に対する意識向上を促進します。

(2) 防災施策に関する基本的な考え方

居住誘導区域または都市機能誘導区域以外も含めた町域で実施する防災・減災対策の取り組み方針を以下に示します。防災・減災対策は、災害発生時に被害が生じないようにする「災害リスクの回避」と、災害発生時に被害を軽減・防止するための災害リスクの低減に分類します。また、「災害リスクの低減」対策は、施設整備などによる「ハード対策」と、避難体制の整備などの「ソフト対策」に分類します。

表 4-6　防災施策の分類及び方向性

防災対策の分類		防災対策の方向性
災害リスクの回避		災害リスクのある区域の居住抑制(曝露への対応)
災害リスクの低減	ハード対策	構造物の整備・改修(ハザードへの対応)
	ソフト対策	災害発生時に確実に人命確保(脆弱性への対応)

櫛田川が氾濫した場合の被災人口（約 2,200 人）は、以下のとおり分布しています。

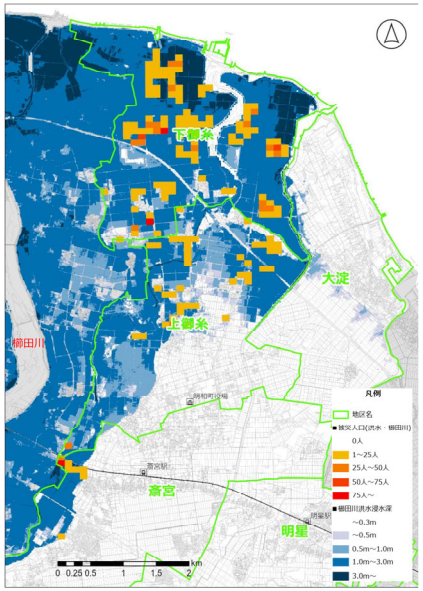

図 4-6　櫛田川の洪水による被災人口

(3) 防災施策

1) 実施施策

本計画で定める防災施策は、以下のとおりとします。防災施策における対象となるハザードは、洪水、高潮、津波のほか、下水道の内水氾濫も対象とします。

なお、実施施策の対象範囲は、明和町全域とします。

表 4-7　防災施策一覧

施策分類			施策内容
災害リスクの回避			1-1.【共通】災害リスクが高い地域の居住誘導区域からの除外 1-2.【共通】居住誘導区域外からの居住誘導(災害リスク情報提供等)
災害リスクの低減	ハード対策		2.災害発生による被害の低減に向けた施設整備	2-1.【洪水】河道掘削・護岸整備 2-2.【洪水】【高潮】【津波】河川・海岸の定期的な点検及び耐震化推進 2-3.【洪水】【高潮】【津波】河川・海岸の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化 2-4.【洪水】【内水】雨水調整機能の確保(浸透桝設置等)
			3.避難経路の確保と復旧・復興に向けた施設整備	3-1.【津波】緊急避難施設の維持(小学校跡地の活用) 3-2.【津波】狭隘道路の改善保進 3-3.【共通】避難場所等となる公園や広場の確保 3-4.【共通】緊急輸送道路の橋梁耐震化の推進 3-5.【共通】橋梁等の長寿命化対策の実施 3-6.【共通】役場庁舎的災機(仮称)の設置
		ソフト対策	4.災害対応体制の充実	4-1.【共通】必要に応じた防災マップの更新 4-2.【共通】広域的な連携体制の構築 4-3.【洪水】【高潮】【津波】町北部地域の防災拠点化 4-4.【津波】事前復興まちづくり計画の策定 4-5.【津波】交通渋滞の回避のための検討
			5.ハザードの認知向上	5-1.【共通】ハザードマップの周知 5-2.【内水】浸水想定分析及びハザードマップ(内水)の作成
			6.避難体制の整備	6-1.【共通】継続的な防災訓練・防災教育の実施 6-2.【共通】情報伝達手段の多重化・多様化の推進(町防災無線、エリアメール等) 6-3.【津波】津波避難看板等の維持
			7.自助・共助対策の強化	7-1.【共通】住民による自発的な防災訓練の実施 7-2.【共通】地域と共同で実施する防災学習プログラムの推進 7-3.【共通】要配慮者支援体制及び避難体制の拡充

出典：明和町立地適正化計画

松阪圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害対象を減少させるための対策（土砂災害特別警戒区域外への住宅移転支援）
実施主体：伊勢市・松阪市・明和町

【対策の概要】

がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険から住民の生命の安全を確保するため、土砂災害特別警戒区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転を行う者に対し支援を行い、被害の軽減を図る。

【補助対象】

（1）除却等費
- 危険住宅の除却などに要する費用で撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等

（2）建設助成費
- 危険住宅に代わる新たな住宅の建設（購入を含む。）及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額

（3）事業推進経費
- 市町が行う事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用

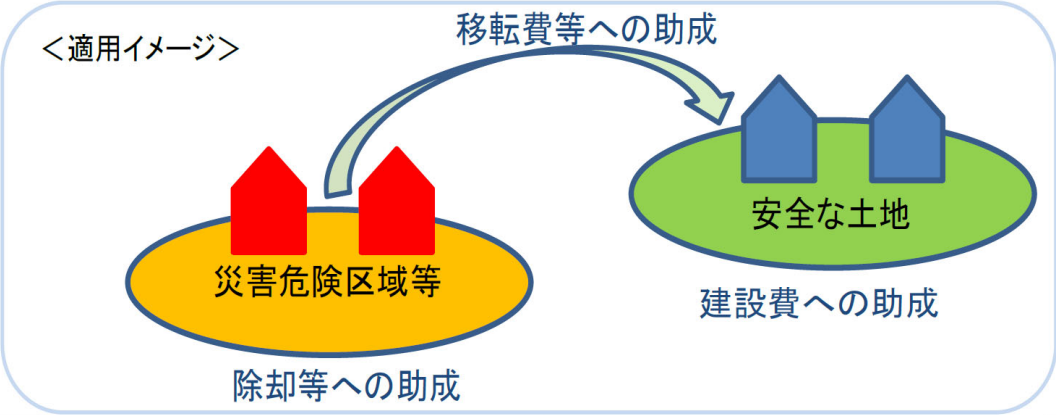

【補助要件】

（1）対象地区要件
- 都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
  （土砂災害防止法第9条）
- 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域
  （土砂災害防止法第4条）
- 地方公共団体が条例で指定した災害危険区域
  （建築基準法第39条第1項）
- 地方公共団体が条例で建築を制限している区域
  （建築基準法第40条）
- 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域
  （災害救助法第2条）

（2）対象住宅要件
- 既存不適格住宅（区域指定前に存する住宅等）
- 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行った住宅

市町によっては、支援制度を設けていない場合もありますので、詳細については、各市町担当窓口までお問合せください。

松阪圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（水害リスク情報の空白域の解消）
実施主体：三重県、松阪市、明和町

松阪圏域の二級水系流域において、水害リスク情報の空白域の解消を図るため、各種浸水想定区域図を基にハザードマップの作成・周知を行う。

【洪水】松阪圏域内の全ての県管理河川について浸水想定区域図を作成

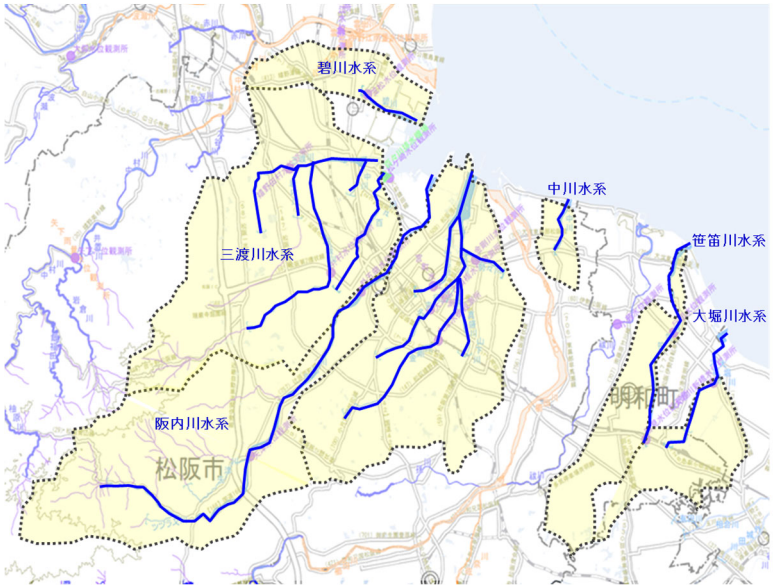

県管理河川

【高潮】伊勢湾沿岸について浸水想定区域を指定し、高潮ハザードマップ作成エリアを拡大

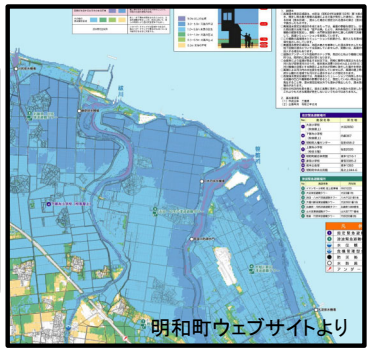

高潮ハザードマップ（例）

三重県が作成した洪水浸水想定区域図データの活用

市町へ提供

「浸水ナビ」への登録

ハザードマップ作成

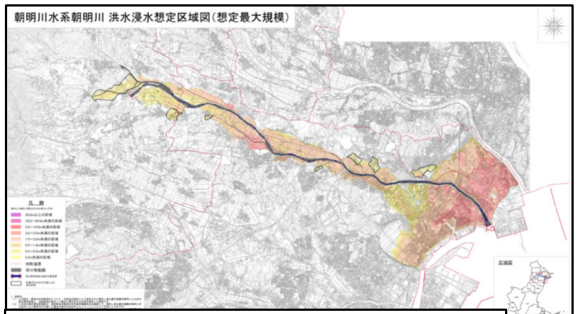

洪水浸水想定区域図（三重県）

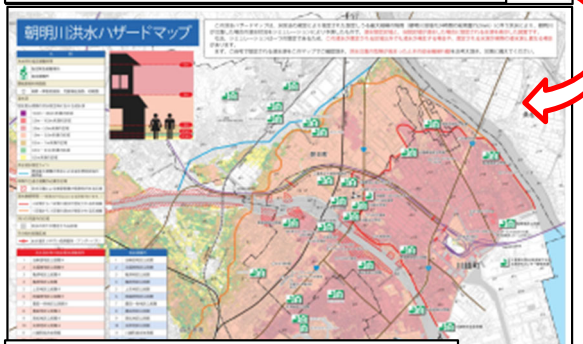

洪水ハザードマップ（市町）

「浸水ナビ」による浸水シミュレーション

「浸水ナビ」は、洪水浸水想定区域図を電子地図上に表示するシステムです。堤防決壊が想定される地点（破堤点）や堤防が決壊した後、どこが・いつ・どのくらい浸水するか、の変化をアニメーションやグラフで見ることができます。

http://suiboumap.gsi.go.jp/

松阪圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（水害リスク情報の空白域の解消）
実施主体：三重県、松阪市、明和町

■ 松阪市

ため池堤体の崩壊による浸水区域を示したため池ハザードマップを作成し、防災重点農業用ため池を有する自治会に配布。

また、市のホームページにおいても同様の情報を掲載し、人的被害防止に向けた情報の提供を行う。

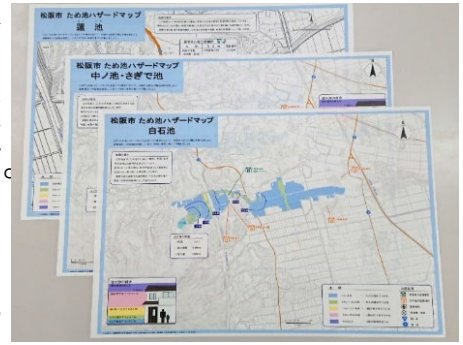

ため池ハザードマップ
（松阪市）

■ 明和町

現行の防災マップは、令和元年度に改訂し、津波・大堀川・笹笛川のハザードマップを同封し、全戸配布。

その後、令和２年度に櫛田川・高潮のハザードマップを作成し、これらも全戸配布を実施。

明和町防災マップ
（明和町）

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
（要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性の確保）
実施主体：三重県、松阪市、明和町

洪水による浸水が想定される区域や土砂災害（特別）警戒区域内で市町地域防災計画に定められた要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成および計画に基づく避難訓練を促進する。

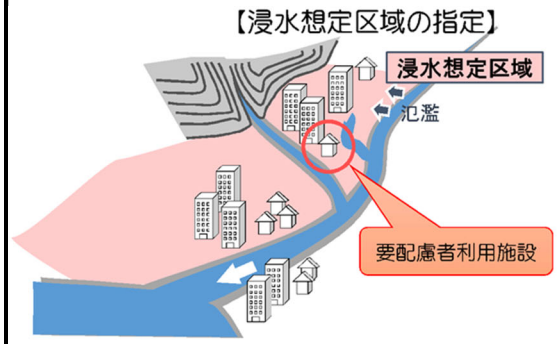

※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

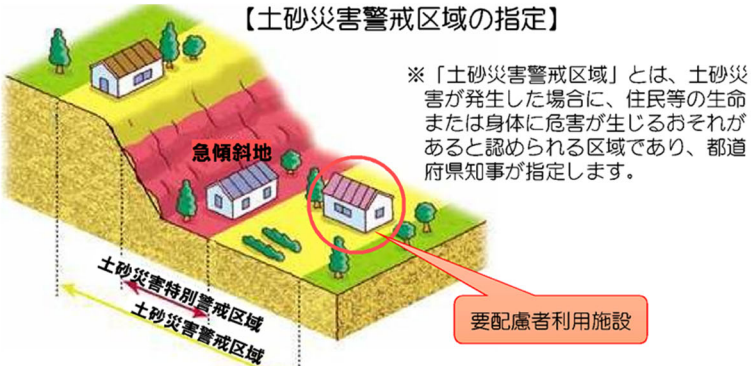

※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

地区防災計画策定に関するWEB研修
（松阪市）

松阪圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（土砂災害警戒区域等の指定・発表）
実施主体：三重県

■ 地形改変等のあった箇所について基礎調査を実施

二巡目以降の基礎調査については、おおむね五年ごとに、各区域における地形や土地利用の状況等を確認し、変化が認められた箇所等については、調査を行う。「土砂災害防止法」より

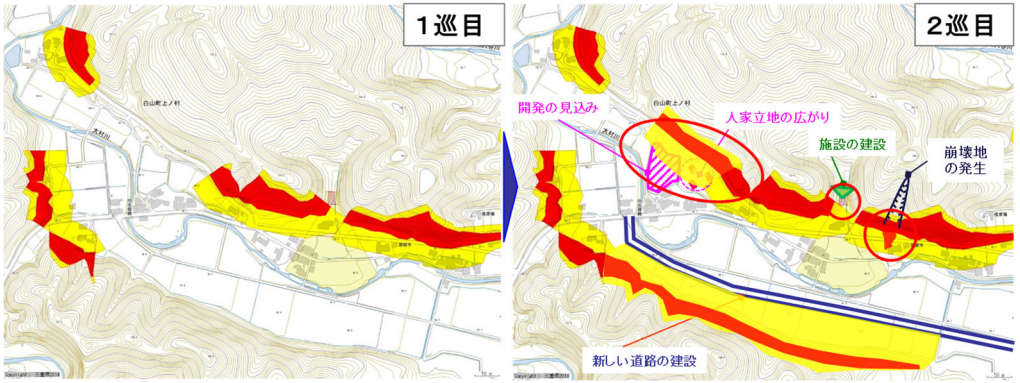

１巡目：要件を満たす箇所について、
土砂災害警戒区域等（イエロー・レッド）を指定。

２巡目：地形改変・施設整備・人家立地、周辺状況の変化（開発・道路建設）などによって、１巡目調査時と差異が生じた箇所を抽出

土砂災害警戒区域の指定

■三重県土砂災害情報提供システムによる
土砂災害警戒区域等の表示

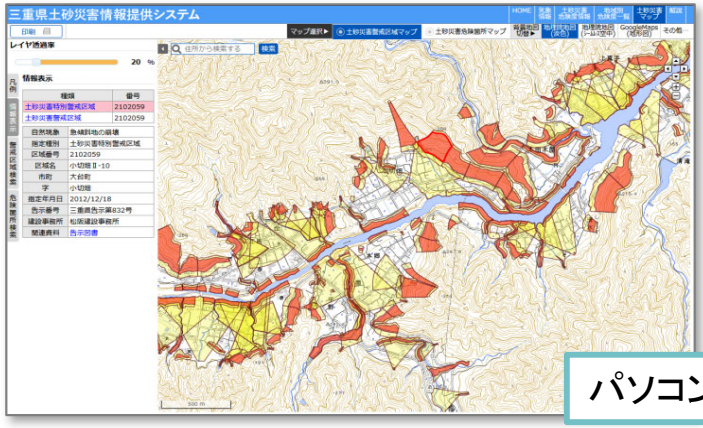

パソコン画面

指定完了箇所について「三重県土砂災害情報提供システム」での情報発信により土砂災害に対する認知度を向上

■土砂災害警戒情報の発表

三重県と津地方気象台は、土砂災害発生の危険性が高まったとき、土砂災害警戒情報を発表

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（防災訓練の実施）
実施主体：三重県

令和7年度　三重県･いなべ市･木曽岬町　総合防災訓練

1　訓練目的

（1）令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨の教訓を踏まえ、南海トラフ地震及び風水害による複合災害に対する対処能力向上を目的に県内外の関係機関が相互に連携して訓練を実施する。

（2）国や他自治体の応援を円滑に受け入れ、効果的な支援に繋げるために、受援体制を確立することを目的とする。

2　訓練概要

（1）実施日時　令和8年3月8日（日）

（2）訓練会場　（メイン会場）いなべ市藤原文化センター
（サブ会場）いなべ市防災拠点倉庫、トヨタ車体（株）いなべ工場、いなべ総合病院
木曽岬町役場、木曽川グラウンド、木曽岬町北部地区津波避難タワー
三重県広域防災拠点（北勢拠点）他

（3）参加者　三重県、いなべ市、木曽岬町、その他防災関係機関、地域住民　計　約1，000名参加

（4）訓練想定　南海トラフ地震及び風水害による複合災害の発生を想定

（5）主な訓練内容　本部運営訓練、広域避難訓練、避難所運営訓練、浸水区域からの救助訓練、航路啓開訓練、孤立地域対応訓練、空中消火訓練、土砂災害対応訓練、災害医療対応訓練、遺体安置所運営訓練、物資輸送訓練、被災者支援訓練、災害廃棄物対応訓練、防災啓発展示

松阪圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供）
実施主体：三重県、気象庁

■ 危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラによるリアルタイムな情報の提供（三重県）

危機管理型水位計
（三重県）

簡易型河川監視カメラ
（三重県）

危機管理型水位計
アイコンをクリック

簡易型河川監視カメラ
アイコンをクリック

「川の防災情報」 https://www.river.go.jp/からいつでも水位や河川状況を確認

■防災気象情報の改善（気象庁）

新しい防災気象情報（令和8年５月下旬から運用開始予定）

国土交通省

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を５段階の警戒レベルにあわせて発表します。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル４相当の情報として危険警報を新設します。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します。**（例：レベル４大雨危険警報 等）

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 １級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	（警戒レベルごとの）住民がとるべき行動
警戒レベル５相当	レベル５ 氾濫特別警報	レベル５ 大雨特別警報	レベル５ 土砂災害特別警報	レベル５ 高潮特別警報	命の危険　直ちに安全確保！
<警戒レベル４までに危険な場所から かならず避難！>					
警戒レベル４相当	レベル４ 氾濫危険警報	レベル４ 大雨危険警報	レベル４ 土砂災害危険警報	レベル４ 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル３相当	レベル３ 氾濫警報	レベル３ 大雨警報	レベル３ 土砂災害警報	レベル３ 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル２	レベル２ 氾濫注意報	レベル２ 大雨注意報	レベル２ 土砂災害注意報	レベル２ 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル１	早期注意情報				災害への心構えを高める

大雨キキクル

国土交通省

- 大雨に関する情報が発表された際に、**危険度が高まっている地域を確認**することができます。
- 大雨に関する情報が対象としている**河川の氾濫の危険度（洪水キキクル）や短時間強雨による浸水害の危険度（浸水キキクル）を重ねて大雨キキクル**として新規表示します。
- **洪水キキクルと浸水キキクルについて切替え表示**で、洪水災害・浸水害**それぞれの危険度の確認**が可能です。

大雨キキクル（イメージ）

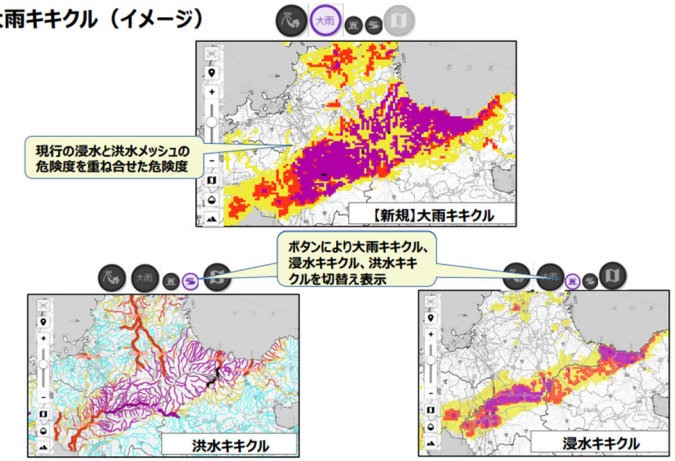

松阪圏域二級水系流域治水プロジェクト【流域治水の具体的な取組】

～由緒ある歴史を持つ地域を守る外水・内水対策が一体となった流域治水の推進～

河川整備計画等に基づき河川改修や河床掘削を実施

河川改修の実施延長　８３７ｍ
河床掘削による堆積土砂撤去量　14,420m3
（令和７年度実施分）
※整備が完了した延長
※撤去が完了した量

農地・農業用施設の活用

１市町
たんぼダム（令和７年９月末時点）
ため池（令和６年度実施分）
※農業用ため池の洪水調整池転用
※ため池の低水管理

流出抑制対策の実施

０施設
（令和４～７年度実施分）
※整備が完了した施設

山地の保水機能向上および土砂・流木災害対策

治山対策等の実施箇所　０箇所
（令和７年度実施分）
※国直轄事業及び補助事業に限る
砂防関連施設の整備数　０施設
（令和７年度完成分）
※施行中　０施設

立地適正化計画における防災指針の作成

３市町
（令和８年３月末時点）

避難のためのハザード情報の整備

洪水浸水想定区域　１６河川
（令和８年３月末時点）
内水浸水想定区域　２団体
（令和７年３月末時点）

高齢者等避難の実効性の確保

避難確保計画　洪水　１８０施設
　　　　　　　土砂　１２施設
（令和７年３月末時点）
個別避難計画　３市町
（令和７年４月１日時点）

氾濫をできるだけ防ぐ･減らすための対策

河川整備計画に基づく整備

【三重県】

・ 百々川は、河川整備計画等に基づき、洪水時の河川水位の低下や、整備計画目標流量を安全に流すための断面確保等を行うため、河道拡幅等を実施する。

ため池の活用　【松阪市･明和町】

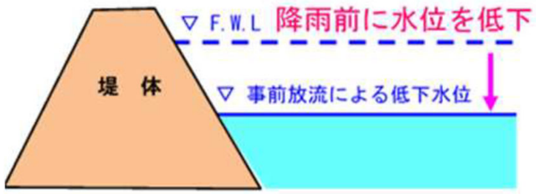

・大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることによって洪水調節機能を発揮する。（低水位管理含む）

被害対象を減少させるための対策

立地適正化計画に基づく防災指針の策定・検討

【松阪市･明和町･伊勢市】

第8章　防災指針

1　防災指針について

防災指針とは、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画における居住や都市機能の誘導とあわせて都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、改正都市再生特別措置法(2020(令和2)年９月施行)において、新たに位置づけられた。

都市においては、コンパクトで安全なまちづくりを推進するため、災害リスクの高い地域における新たな立地を抑制し、居住誘導区域から原則除外を行う必要がある。

しかしながら、様々な災害のうち、洪水、津波、高潮、雨水による浸水エリアは広範囲に及び、既に市街地が形成されている地域においては、これらのハザードエリアを居住誘導区域から全て除くことは現実的に困難であることが想定される。また、地震については、影響の範囲や程度を即地的に定め、居住誘導区域から除外を行うことに限界がある。

一方本市では、海岸や河川付近に形成された市街地・集落が多く存在している。こうした地域特性から、近年頻発・激甚化が著しい水災害等に対して、居住誘導区域内の安全性を高めるため、またその他区域においても災害リスクをできる限り回避あるいは低減させる防災・減災対策を計画的に実施していくことを目的に、本指針で具体的な取組を位置づけることとする。

なお、防災指針の計画期間は、立地適正化計画の計画期間と整合させることを原則とする。

前述の取組方針を踏まえた、防災上の課題を解決するための取組の方向性を以下に示す。なお、災害リスクを低減するためのハード対策は計画規模とし、想定し得る最大規模については継続的なソフト対策を総合的に実施することで災害リスクの低減を図ることとする。

災害リスク	取組の方向性
洪水・内水	・河川堤防の強化や排水対策を促進する。 ・雨水管渠整備による浸水対策を推進する。 ・避難情報など市民への的確な情報提供、継続的な防災訓練の実施やハザードマップの周知等のソフト施策を推進する。 ・要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難の確保等をするため、避難確保計画の作成等を促進する。
津波	・防潮堤などの海岸保全施設等については、補強や適切な更新などの整備を促進する。 ・避難情報など市民への的確な情報提供、継続的な防災訓練の実施やハザードマップの周知等のソフト施策を推進する。 ・要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難の確保等をするため、避難確保計画の作成等を促進する。 ・民間施設とも連携しながら避難所を確保する。
高潮	・河川や海岸の堤防の強化を促進する。 ・避難情報など市民への的確な情報提供、継続的な防災訓練の実施やハザードマップの周知等のソフト施策を推進する。 ・要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難の確保等をするため、避難確保計画の作成等を促進する。
土砂災害	・土砂災害による家屋等の損壊・倒壊を防止するため、土砂災害対策を促進する。 ・避難情報など市民への的確な情報提供、ハザードマップの周知等のソフト施策を推進する。 ・要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難の確保等をするため、避難確保計画の作成等を促進する。

前述の防災上の課題の箇所について、下図の通り整理を行う。

【都市計画区域内】

※【①】～【⑨】の番号はP109、P110の「調査・分析の結果」に対応している

【都市計画区域外】

主要道路（国道166号）が土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されており、災害によって、孤立するおそれがある地域が存在している。

立地適正化計画（松阪市）

・ 近年の自然災害の頻発･激甚化を踏まえ、災害リスクを踏まえた防災まちづくりを進めることが重要である。
・ 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年9月7日施行）に伴い、新たに立地適正化計画の居住誘導域内で行う防災対策･安全確保対策を定める「防災指針」の作成を実施する。

被害の軽減、早期の復旧･復興のための対策

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供）

【明和町】

避難判断を気象と河川水位に基づき経験的に行っているが、職員の確保が課題。将来的な安定した危機予測のため、危険予測のAI学習を行った。

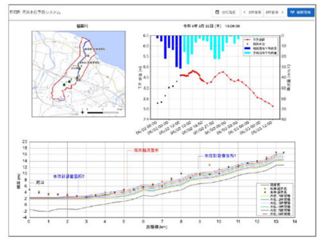

システム画面

流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供

【三重県、松阪市、明和町、伊勢市、気象庁】

危機管理型水位計

簡易型河川監視カメラ

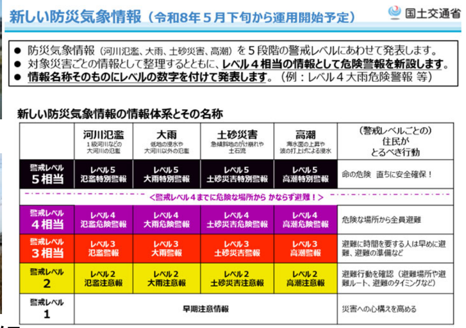

新しい防災気象情報（令和8年５月下旬から運用開始予定）　国土交通省

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を５段階の警戒レベルにあわせて発表します。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル４相当の情報として危険警報を新設します。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します。**（例：レベル４大雨危険警報 等）

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	（警戒レベルごとの）住民がとるべき行動
警戒レベル５相当	レベル５氾濫特別警報	レベル５大雨特別警報	レベル５土砂災害特別警報	レベル５高潮特別警報	命の危険　直ちに安全確保！
<警戒レベル４までに危険な場所から かならず避難！>					
警戒レベル４相当	レベル４氾濫危険警報	レベル４大雨危険警報	レベル４土砂災害危険警報	レベル４高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル３相当	レベル３氾濫警報	レベル３大雨警報	レベル３土砂災害警報	レベル３高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル２	レベル２氾濫注意報	レベル２大雨注意報	レベル２土砂災害注意報	レベル２高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル１	早期注意情報				災害への心構えを高める

・ 頻発する豪雨災害への備えとして、「危機管理型水位計」、「簡易型河川監視カメラ」を設置し、水災害の早期把握に資する情報提供や防災気象情報の改善を行う。

伊勢北部圏域
二級水系流域治水プロジェクト

策定：令和４年３月
更新：令和８年６月
三重県

Mie Prefectual Government

伊勢北部圏域二級水系流域治水プロジェクト【位置図】

～歴史ある宿場町に暮らす人々の安全・安心を守る流域治水の推進～

○ 伊勢北部圏域では、昭和34年の伊勢湾台風、昭和49年の集中豪雨、平成29年の台風第21号等において、外水氾濫および内水氾濫により、大きな被害が発生している。全国的に激甚な水害が近年頻発している状況や、今後見込まれる気候変動による降雨量の増大等を踏まえ、当圏域において事前防災対策を進める必要がある。
○ 当圏域においては伊勢神宮の宿場町として栄えた歴史ある街並みが随所に見られ、土地利用としては、中下流部の沿川に住宅地が広がり、中上流部では豊かな田園が広がっている。近年は市街地の割合が増加している傾向にある。
○ 当該圏域の地形としては、沿川は谷底平野・氾濫平野が広がり、その周囲を段丘が囲んでおり、出水時には平野部を中心に洪水が拡散しやすい地形となっており、近年では平成29年の台風21号により、玉城町市街地を中心に床上浸水、床下浸水の被害が多く発生した。
○ 当圏域における二級水系流域治水プロジェクトでは、ネック点となっている橋梁の架替や引堤、河道掘削による氾濫対策を行うとともに、災害時に円滑な避難が行えるよう、水防情報の提供、ハザードマップ作成への支援など防災意識を高めるソフト対策などの被害軽減対策を実施することで、浸水被害の低減を図る。

：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
：被害対象を減少させるための対策
：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

広域的に行う対策

- 農業用ため池の活用
- 治山ダムの整備
- 森林整備、保全

・立地適正化計画における防災指針の作成・検討

- 水害リスク情報の空白域の解消（洪水ハザードマップなどの策定・周知）
- 土砂災害警戒区域等の指定・発表
- 持続的な水災害教育の実施と伝承（防災講話、防災教育の支援の実施）
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性の確保
- 防災訓練の実施（図上訓練、避難訓練）
- 流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供（SNS・防災アプリを活用した防災情報の継続的な情報発信、危機管理型水位計・河川監視カメラの設置、防災気象情報の改善）
- 企業等と連携した避難体制等の確保
- 広報誌等を活用した継続的な情報発信
- 排水ポンプ車の配備・運用　等

江川排水機場施設の延命化（三重県）

平成29年台風21号時被災状況
（増水で落橋した無名橋（大野橋上流））

外城田川河道掘削（三重県）

外城田川河道掘削（玉城町）

位置図

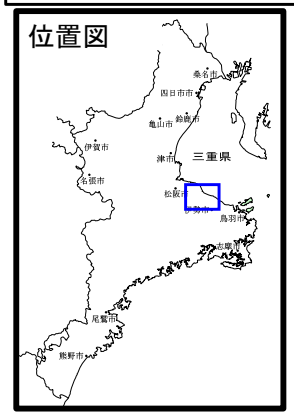

凡例
- 流域界
- 浸水想定区域（想定最大規模）
- 県管理区間
- 県管理区間の対策
- 市町管理区間の対策

伊勢北部圏域二級水系流域治水プロジェクト【ロードマップ】

～歴史ある宿場町に暮らす人々の安全・安心を守る流域治水の推進～

■ 伊勢北部圏域における二級水系全体を俯瞰し、県、市町、あらゆる関係者が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。

【短　期】伊勢北部圏域内の市街地等での重大災害の発生を未然に防ぐため、中下流部で河道掘削等を主に実施。
被害軽減のため、水害リスク情報の空白域解消等を実施。

【中　期】伊勢北部圏域内の市街地等での重大災害の発生を未然に防ぐため、河川改修事業を主に実施。
被害軽減のため、防災マップの周知や水防災教育、要配慮者施設の避難体制強化等を継続的に実施。

【中長期】伊勢北部圏域全体の浸水被害を防ぐため、橋梁改築、河道拡幅等を実施し、圏域全体の安全度向上を図る。
被害軽減の取り組みをあらゆる関係者と一体となって継続的に実施。

【事業費】
■河川対策
全体事業費　約92億円
対策内容　河道掘削、河道拡幅、堤防整備、護岸整備、橋梁改築　等
※圏域内で策定済みの河川整備計画の残事業を記載

区分	対策内容	実施内容	実施主体	工程 短期	工程 中期	工程 中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	洪水氾濫対策	・河道掘削、河道拡幅、堤防整備、護岸整備、橋梁改築 樋門整備、施設の延命化　等	三重県、 玉城町、多気町	愛宕川排水区雨水管渠工事完了 沖ス雨水ポンプ場増設事業完了 明和地区排水路改修完了		
	流域の雨水貯留機能の向上	・農業用ため池の活用　等	三重県、多気町、玉城町			
		・治山ダムの整備、森林整備　等	三重県		森林整備・保全	
被害対象を減少させるための対策	水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫	・立地適正化計画における防災指針の作成 ・立地適正化計画における防災指針の作成・検討	伊勢市 多気町、玉城町			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	土地の水災害リスク情報の充実	・水害リスク情報の空白域の解消 （洪水ハザードマップなどの策定・周知）　等	気象庁、三重県、 伊勢市、玉城町、多気町 他 あらゆる関係者	全ての二級河川における洪水浸水想定区域図の作成完了	ハザードマップの作成・更新	
	避難体制等の強化	・水害リスク情報の空白域の解消 （洪水ハザードマップなどの策定・周知） ・土砂災害警戒区域等の指定・発表 ・持続的な水災害教育の実施と伝承 （防災講話、防災教育の支援の実施） ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性の確保 ・防災訓練の実施（図上訓練、避難訓練） ・流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供 （SNS・防災アプリを活用した防災情報の継続的な情報発信、危機管理型水位計・河川監視カメラの設置、防災気象情報の改善） ・企業等と連携した避難体制等の確保 ・広報誌等を活用した継続的な情報発信 ・排水ポンプ車の配備・運用　等				

気候変動を踏まえた更なる対策を推進

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。
各事業者の計画が見直された場合には、反映します。
新たな関係者にも広く参加を呼び掛けることから、新たな関係者の計画も反映します。

伊勢北部圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（洪水氾濫対策）
実施主体：三重県、玉城町、多気町

河川整備計画等に基づき、洪水時の河川水位の低下や、整備計画目標流量を安全に流すための断面確保等を行うため、河道拡幅、護岸整備、堤防整備等を実施することにより、浸水被害の低減を図る。

また、計画的な維持・修繕（河道掘削等）実施することで、河川の健全な機能を保全する。

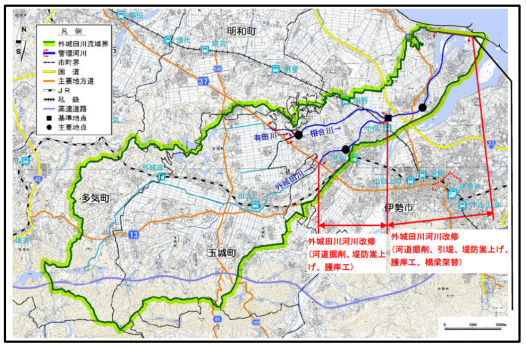

外城田川河川整備計画
（三重県）

外城田川河道掘削（左：施工前　右：施工後）
（三重県）

江川排水機場施設の延命化
（三重県）

【実施予定箇所】

河川整備計画に基づく整備：（河道掘削、河道拡幅、護岸整備、堤防整備、橋梁改築）
【三重県】外城田川
堤防整備：【玉城町】外城田川
樋門整備：【玉城町】外城田川
施設の延命化：【三重県】江川
河道掘削：【三重県】江川
【玉城町】外城田川
【多気町】外城田川
※その他、状況に応じて維持修繕を行う。

外城田川河道掘削
（玉城町）

外城田川河道掘削
（多気町）

伊勢北部圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（流域の雨水貯留機能の向上）
実施主体：三重県、多気町、玉城町

洪水調節機能を発揮するため、ため池の活用を行う。

【農業用ため池の活用】

・大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることによって洪水調節機能を発揮する。
（低水位管理含む）

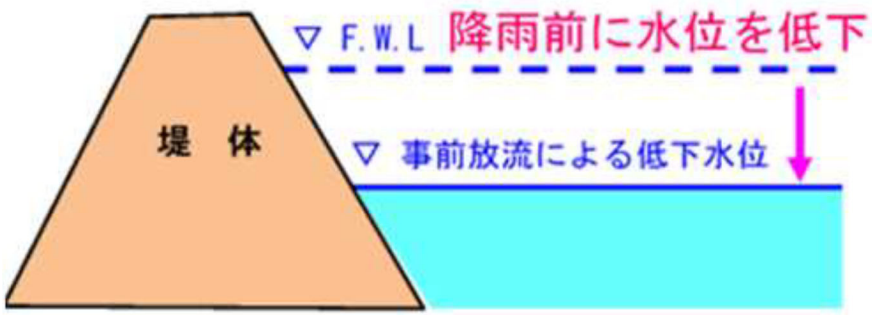

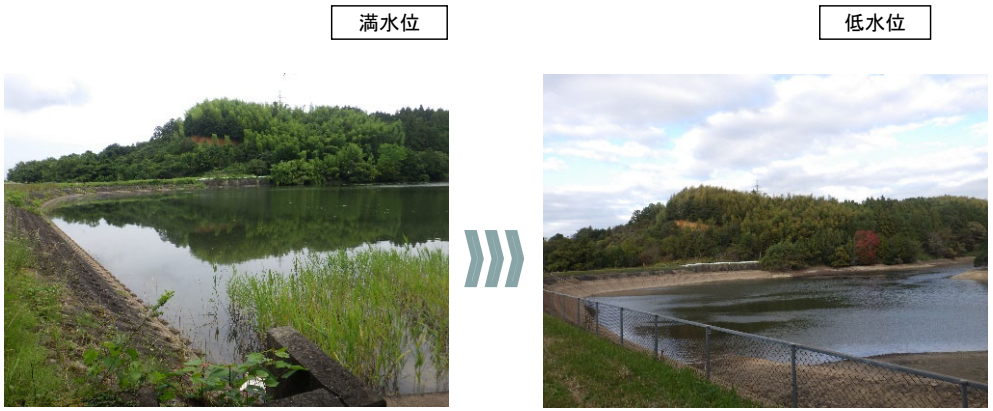

伊勢北部圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（流域の雨水貯留機能の向上）
実施主体：三重県

【治山ダム、森林整備】

今後の気候変動の激化を見据え、森林の有する土砂流出防止機能や洪水緩和機能の適切な発揮のため、氾濫河川上流域における治山対策・森林整備を実施する。

【治山ダムの整備による土砂・流木の流出抑制効果の発揮】

治山ダムの整備により、上流側の渓床勾配を緩くすることで土砂や流木の流出を抑制し災害を防止または被害を軽減。

○治山事業の実施による流木・土砂の流出抑制効果

土砂・流木補足イメージ（県内治山ダム整備箇所）

【森林整備による水源涵養機能の適切な発揮】

手入れ不足等によりが過密状態となった林内において、森林整備を実施することで下層植生を繁茂させ、降雨等に伴う土砂流出を抑制。

○森林整備により林内の光環境の改善

整備前後イメージ（県内森林整備箇所）

※上記対策は、山地災害の発生状況や森林の荒廃状況等に応じて実施箇所を決定するものであり、その年によって実施状況が変わる対策である。

伊勢北部圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害対象を減少させるための対策（立地適正化計画における防災指針の作成・検討）

実施主体：伊勢市、多気町、玉城町

防災を取り入れた安全なまちづくりのための方針として、災害リスク情報と都市計画情報を重ね合わせるなど、都市の災害リスクを踏まえた立地適正化計画の検討や都市マスタープランの策定を行う。

第４章　防災指針

4-1　防災指針の検討

（１）防災指針とは

気候変動の影響により、近年、全国各地で自然災害による被害が発生しています。頻発・激甚化する自然災害に対応するためには、堤防や下水道などのハード整備とともに、想定される災害リスクを分析し、まちづくりにおいて総合的な防災・減災対策を講じていくことが重要です。

このような背景により、令和２年に、都市再生特別措置法が一部改正され、立地適正化計画に「防災指針」を定めることが必要となりました。

都市計画運用指針において、「防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるもの」と記載されています。

伊勢市においても、平成 29 年台風第 21 号では観測史上最大の降雨量となり、市内各地の河川の氾濫や内水氾濫により、大きな被害が発生しました。今後も、市街地等を含めて洪水浸水、津波浸水、土砂災害などの各種災害の発生が想定されています。

このことから、現行の居住誘導区域について、伊勢市で想定されている各種災害のハザード情報と、避難所や建物分布、市民の生活を支える生活支援施設を重ね合わせ、災害リスクの高いエリアの抽出と課題を整理する「災害リスクの分析」を行った上で、災害に強いまちづくりに向けた考え方を整理します。

第４章　防災指針

④洪水浸水想定区域（想定最大規模）【視点１】

水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域は、居住誘導区域内に存在しています。

居住誘導区域内の洪水浸水深 3.0m以上の区域には避難所は立地していません。

居住誘導区域内にある洪水浸水深 0.5～3.0m未満の区域では、避難所の２階以上への避難が可能です。

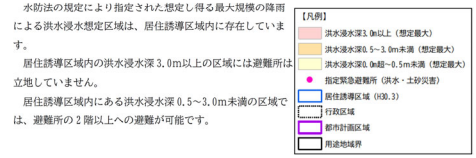

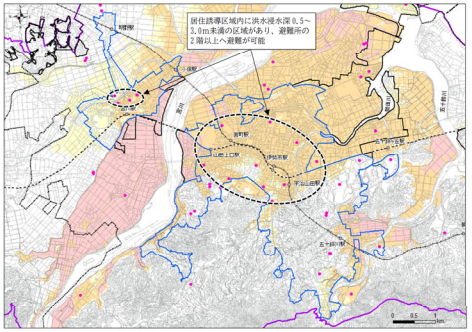

※避難所は令和３年４月１日時点

（３）洪水浸水深（想定最大規模）×（建物＋避難所＋要配慮者施設）

都市計画区域西部の避難所に 1.0m以上 3.0m未満の浸水深がみられます。

用途地域内では、相可駅北部付近で垂直避難が困難な建物が多数立地する地区がみられます。

洪水浸水深（想定最大規模）×（建物＋避難所＋要配慮者施設）

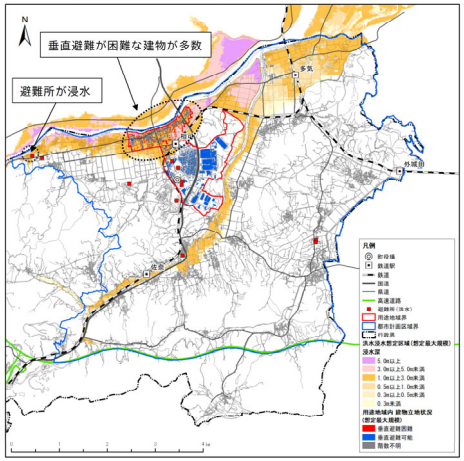

第６章　防災指針

１　策定の背景・目的

近年、台風をはじめ局地的な豪雨による水害や土砂災害が発生し、全国各地で甚大な被害が生じています。このような中、国は令和２（2020）年９月に都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画に防災指針を定めることとしました。

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となるまちの防災に関する機能の確保を図るための指針です。本町においても、大規模な豪雨災害などに備え、安全・安心なまちづくりをさらに推進するため、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のための方針を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取組を位置づけます。

（２）取組方針

災害リスクに対しては、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが重要です。

そこで、災害リスク分析で抽出した課題に対し、「災害リスクを回避する」、「災害リスクを低減する（ハード）」、「災害リスクを低減する（ソフト）」の３つの方針を設定し、防災・減災対策に取り組みます。

■課題と取組方針の関係性

第４章　防災指針

■防災施策一覧

取組方針	分類	災害ハザード		取組施策	主体	工期 短期（5年以内）	工期 中長期（10～20年程度）
①災害リスクを回避する	土地利用の見直し	災害全般		立地適正化計画（見直し）に基づく安全なエリアへの居住誘導	市	今回見直し	
②災害リスクを低減する（ハード）	ハード整備	洪水浸水対策	宮川	堤防整備・護岸整備・浸透対策	国	→	→
				宮川橋改築	市	→	→
			勢田川	河道掘削・横断工作物の改築等	国	→	→
			桧尻川	桧尻川排水機場のポンプ増設	国	→	
				河川整備	県	→	→
				河道掘削	市	→	→
			汁谷川	特殊堤の整備	県	→	
			五十鈴川	河道掘削・河道拡幅・護岸整備・堤防整備・堰改築	県	→	→
		内水浸水対策	汁谷川	汁谷川排水機場のポンプ増設	県	→	→
			勢田川	黒瀬ポンプ場のポンプ増設（宮田山排水区）	市	→	
			桧尻川	雨水幹線排水路の整備（桧尻第１排水区）	市	※整備済	
				雨水幹線排水路の整備（桧尻第２排水区）	市	→	
		土砂災害対策		砂防関係施設の整備	県	→	→
		津波浸水対策	市域	津波避難施設（タワー）の整備	市	※整備済	

４　防災まちづくりの取組方針

本計画における立地適正化に向けたまちづくりの方針や防災上の課題を踏まえ、防災まちづくりの取組方針を設定します。

取組方針１　災害をできるだけ防ぐ・減らすためのハード・ソフト対策の実施

水害・土砂災害による災害リスクを抱える本町において、対象となる災害ができるだけ起きないような取組をハード・ソフトの両面から進めます。

【取組内容】

①地域防災力の向上

②災害リスクに関する情報発信、避難体制の充実・強化

③国・県との協働による治水対策の実施

④土砂災害対策の実施

取組方針２　被害対象を減少させるための対策の実施

災害対策を進めていくことと合わせ、被害の対象となる住居などが少なくなるよう、新たに建物を建築する際の土地利用規制や災害リスクの高い地区からの居住の誘導など、安全なまちづくりに向けた取組を進めます。

【取組内容】

①土地利用規制及び誘導による被害対象の減少

５　防災に関する具体的な取組

取組方針を踏まえ、ハード・ソフトの対策に取り組みます。

取組内容		実施主体
取組方針１　災害をできるだけ防ぐ・減らすためのハード・ソフト対策の実施		
①地域防災力の向上		
町民による自発的な防災活動の促進	・地区防災計画制度の普及・啓発などにより、町民の自発的な防災活動に関する計画の策定を促進します。	町
	・身を守る行動の取り方などについて、学校や職場、地域の自主防災組織などを通じ、継続的な防災訓練や防災教育などを推進するとともに、自発的な防災活動を促進します。	町
合同訓練等の実施	・住民参加による防災力の向上及び防災関係機関などとの相互連携を強化するとともに、地域課題や重点的に取り組むべき課題に応じた実践的な訓練を実施し、災害対応機関などの対応力向上を図ります。	町
コミュニティ力の強化	・地域づくりやコミュニティ力を強化するための取組として、ハザードマップの作成や防災訓練などの防災の取組を充実させ、関係機関が連携しながら支援し走ます。	町
自主防災組織の結成・活動支援	・災害による被害の予防・軽減活動や応急対応を地域で行えるようにするため、自主防災組織の結成や活動の支援を行います。	町
要配慮者利用施設等の避難保計画の作成促進	・避難行動要支援者などの円滑かつ迅速な避難を図るため、避難行動要支援者名簿の更新や支援者などへの情報提供、個別避難計画の作成支援などを行います。	町
防災教育・人材育成	・防災講座や訓練等での指導・補助など、防災・減災につながる活動を行います。	町
②災害リスクに関する情報発信、避難体制の充実・強化		
情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化	・災害発生時に被災地の情報を迅速かつ確実に収集するため、非常時の通信手段となる防災行政無線を適正に維持管理します。	町
	・町民の迅速な避難行動を促すため、メールやＳＮＳなど、情報提供手段の多重化、情報提供サービスの普及促進に取り組みます。	町
ハザードマップによるリスクの事前周知	・洪水時などの避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップなどを作成・更新し、住民に対し事前にリスクを周知します。	町
危険情報の入手手段の周知	・町民の自主的な避難につなげるため、水害や土砂災害に関する危険情報の入手手段などを周知します。	町
危機管理型水位計・監視カメラの設置・増設	・堤防の高さや川幅などから相対的に氾濫が発生しやすい箇所などの危険度をダイレクトに把握し、櫛田川や佐奈川の氾濫などによる被害軽減を図るため、監視カメラなどを設置します。	国・県・町

出典：伊勢市立地適正化計画

出典：多気町立地適正化計画

伊勢北部圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（水害リスク情報の空白域の解消）
実施主体：三重県、伊勢市、玉城町、多気町

伊勢北部圏域の二級水系流域において、水害リスク情報の空白域の解消を図るため、各種浸水想定区域図を基にハザードマップの作成・周知を行う。

三重県が作成した洪水浸水想定区域図データの活用

【洪水】伊勢北部圏域内の全ての県管理河川について浸水想定区域図を作成

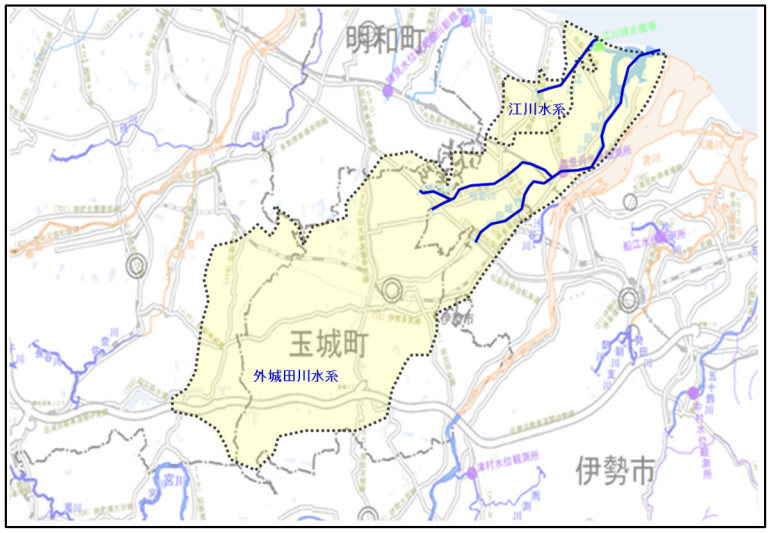

県管理河川

【高潮】伊勢湾沿岸について浸水想定区域を指定し、高潮ハザードマップ作成エリアを拡大

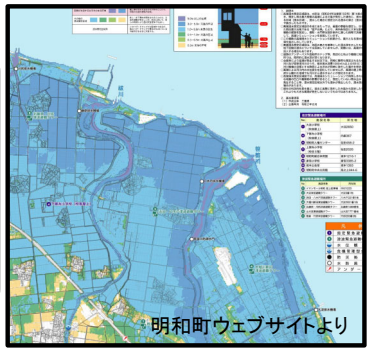

高潮ハザードマップ（例）

市町へ提供

ハザードマップ作成

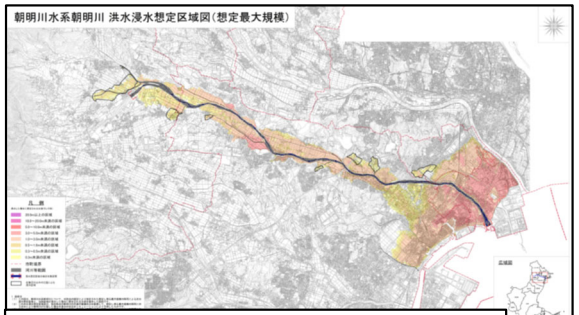

洪水浸水想定区域図（三重県）

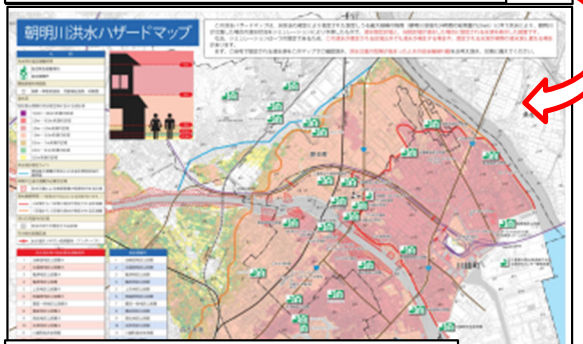

洪水ハザードマップ（市町）

「浸水ナビ」への登録

「浸水ナビ」による浸水シミュレーション

「浸水ナビ」は、洪水浸水想定区域図を電子地図上に表示するシステムです。堤防決壊が想定される地点（破堤点）や堤防が決壊した後、どこが・いつ・どのくらい浸水するか、の変化をアニメーションやグラフで見ることができます。

http://suiboumap.gsi.go.jp/

伊勢北部圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（持続的な水災害教育の実施と伝承）
実施主体：三重県、伊勢市、玉城町

自然災害に関する心構えや知識を浸透させ、災害発生時に適切な避難行動をとる能力を養うため、持続的に水災害教育を実施する。

小学校を対象とした防災教育
（玉城町）

町老人保健施設にて防災訓練
（玉城町）

避難・避難所設置・運営訓練、避難所の運営に関するワークショップ（多気町）

県と市町担当者の勉強会
（三重県）

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
（要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性の確保）
実施主体：三重県、伊勢市、玉城町、多気町

洪水による浸水が想定される区域や土砂災害（特別）警戒区域内で市町地域防災計画に定められた要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成および計画に基づく避難訓練を促進する。

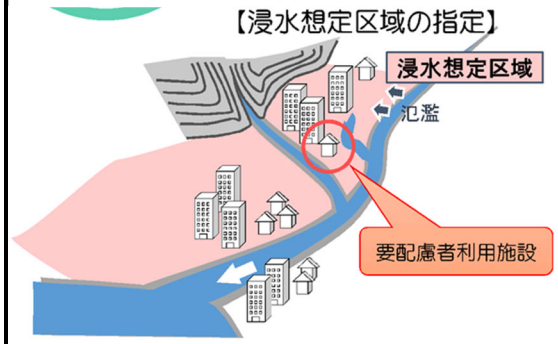

※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

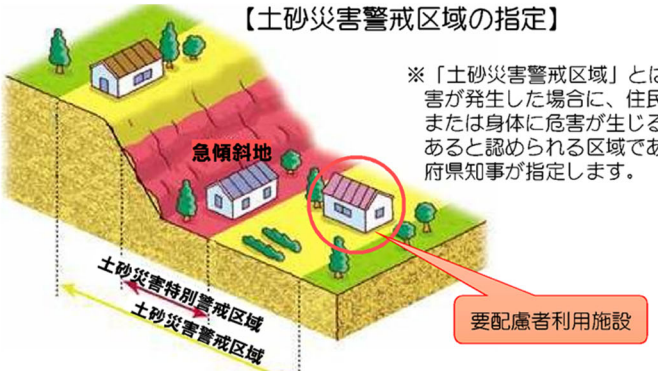

※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

保育園の避難訓練の様子（多気町）

伊勢北部圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（土砂災害警戒区域等の指定・発表）
実施主体：三重県

■ 地形改変等のあった箇所について基礎調査を実施

二巡目以降の基礎調査については、おおむね五年ごとに、各区域における地形や土地利用の状況等を確認し、変化が認められた箇所等については、調査を行う。「土砂災害防止法」より

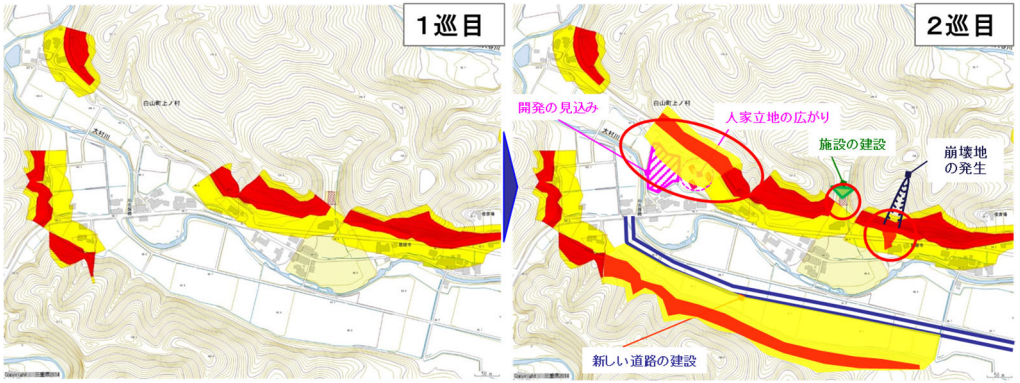

１巡目：要件を満たす箇所について、
土砂災害警戒区域等（イエロー・レッド）を指定。

２巡目：地形改変・施設整備・人家立地、周辺状況の変化（開発・道路建設）などによって、１巡目調査時と差異が生じた箇所を抽出

土砂災害警戒区域の指定

■三重県土砂災害情報提供システムによる
土砂災害警戒区域等の表示

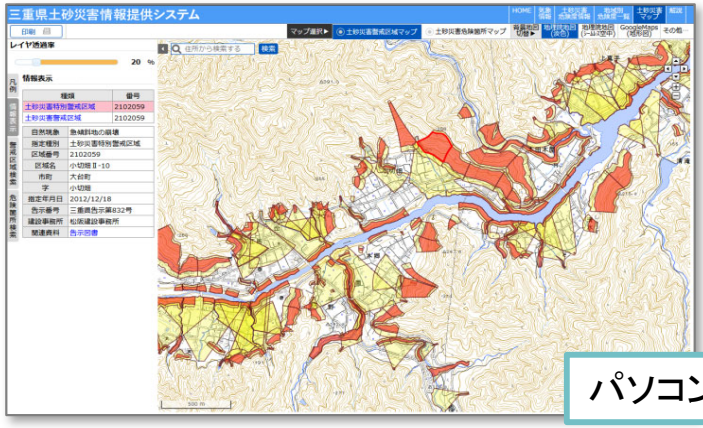

パソコン画面

指定完了箇所について「三重県土砂災害情報提供システム」での情報発信により土砂災害に対する認知度を向上

■土砂災害警戒情報の発表

三重県と津地方気象台は、土砂災害発生の危険性が高まったとき、土砂災害警戒情報を発表

伊勢北部圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（防災訓練の実施）
実施主体：三重県

令和7年度　三重県･いなべ市･木曽岬町　総合防災訓練

1　訓練目的

（1）令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨の教訓を踏まえ、南海トラフ地震及び風水害による複合災害に対する対処能力向上を目的に県内外の関係機関が相互に連携して訓練を実施する。

（2）国や他自治体の応援を円滑に受け入れ、効果的な支援に繋げるために、受援体制を確立することを目的とする。

2　訓練概要

（1）実施日時　令和8年3月8日（日）

（2）訓練会場　（メイン会場）いなべ市藤原文化センター
（サブ会場）いなべ市防災拠点倉庫、トヨタ車体（株）いなべ工場、いなべ総合病院
木曽岬町役場、木曽川グラウンド、木曽岬町北部地区津波避難タワー
三重県広域防災拠点（北勢拠点）他

（3）参加者　三重県、いなべ市、木曽岬町、その他防災関係機関、地域住民　計　約1，000名参加

（4）訓練想定　南海トラフ地震及び風水害による複合災害の発生を想定

（5）主な訓練内容　本部運営訓練、広域避難訓練、避難所運営訓練、浸水区域からの救助訓練、航路啓開訓練、孤立地域対応訓練、空中消火訓練、土砂災害対応訓練、災害医療対応訓練、遺体安置所運営訓練、物資輸送訓練、被災者支援訓練、災害廃棄物対応訓練、防災啓発展示

伊勢北部圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供）
実施主体：三重県、玉城町、気象庁

■ 危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラによるリアルタイムな情報の提供（三重県）

危機管理型水位計
（三重県）

簡易型河川監視カメラ
（三重県）

危機管理型水位計
アイコンをクリック

簡易型河川監視カメラ
アイコンをクリック

「川の防災情報」 https://www.river.go.jp/からいつでも水位や河川状況を確認

■防災気象情報の改善（気象庁）

新しい防災気象情報（令和8年５月下旬から運用開始予定）　国土交通省

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を５段階の警戒レベルにあわせて発表します。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル４相当の情報として危険警報を新設します。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します。**（例：レベル４大雨危険警報 等）

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 １級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地の崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	（警戒レベルごとの）住民がとるべき行動
警戒レベル５相当	レベル５ 氾濫特別警報	レベル５ 大雨特別警報	レベル５ 土砂災害特別警報	レベル５ 高潮特別警報	命の危険　直ちに安全確保！
<警戒レベル４までに危険な場所から かならず避難！>					
警戒レベル４相当	レベル４ 氾濫危険警報	レベル４ 大雨危険警報	レベル４ 土砂災害危険警報	レベル４ 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル３相当	レベル３ 氾濫警報	レベル３ 大雨警報	レベル３ 土砂災害警報	レベル３ 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル２	レベル２ 氾濫注意報	レベル２ 大雨注意報	レベル２ 土砂災害注意報	レベル２ 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル１	早期注意情報				災害への心構えを高める

■雨量観測装置の設置（玉城町）

【内 容】
玉城町役場屋上に設置

雨量観測情報をインターネットで公開

伊勢北部圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（企業等と連携した避難体制等の確保）
実施主体：伊勢市、玉城町

■水害時の一時避難施設使用の制定　（玉城町）
水害等、災害時の一時避難場所として施設利用に関する協定の締結

パナソニック株式会社

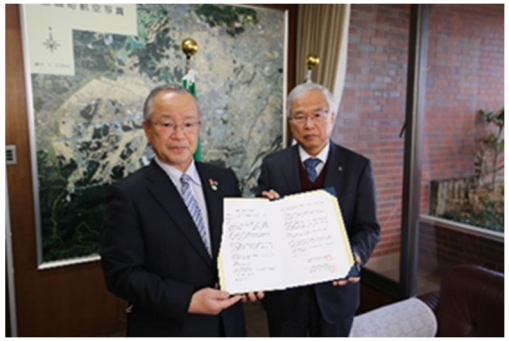

美和ロック株式会社

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（広報誌等を活用した継続的な情報発信）
実施主体：三重県、伊勢市、玉城町、多気町

日常的に防災情報を目にすることで、災害に備える意識を醸成するよう、定期的に広報誌に防災に関する情報を掲載。また、自治会などを通じた回覧や、ホームページなどでも防災に関する情報を定期的に発信。

広報誌へ防災情報を継続掲載（玉城町）

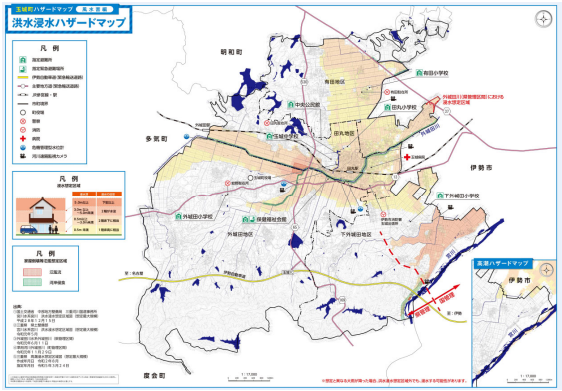

洪水ハザードマップ（玉城町）

防災アプリ（多気町）

県の広報誌
県政だよりみえ
（三重県）

伊勢北部圏域二級水系流域治水プロジェクト【流域治水の具体的な取組】

～歴史ある宿場町に暮らす人々の安全・安心を守る流域治水の推進～

河川整備計画等に基づき河川改修や河床掘削を実施

河川改修の実施延長 0ｍ
河床掘削による堆積土砂撤去量 2,250m3
（令和７年度実施分）
※整備が完了した延長
※撤去が完了した量

農地・農業用施設の活用

０市町
たんぼダム（令和７年９月末時点）
ため池（令和６年度実施分）
※農業用ため池の洪水調整池転用
※ため池の低水管理

流出抑制対策の実施

０施設
（令和４～７年度実施分）
※整備が完了した施設

山地の保水機能向上および土砂・流木災害対策

治山対策等の実施箇所 ０箇所
（令和７年度実施分）
※国直轄事業及び補助事業に限る
砂防関連施設の整備数 ０施設
（令和７年度完成分）
※施行中　０施設

立地適正化計画における防災指針の作成

２市町
（令和８年３月末時点）

避難のためのハザード情報の整備

洪水浸水想定区域 ４河川
（令和８年３月末時点）
内水浸水想定区域 １団体
（令和７年３月末時点）

高齢者等避難の実効性の確保

避難確保計画 洪水 ２４施設 土砂 ０施設
（令和７年３月末時点）
個別避難計画 ３市町
（令和７年４月１日時点）

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

河川整備計画に基づく維持管理【三重県】

外城田川河道掘削（左：施工前　右：施工後）
（三重県）

・ 計画的な維持・修繕（河道掘削等）実施することで、河川の健全な機能を保全する。

農業用ため池の活用　【三重県、多気町・玉城町】

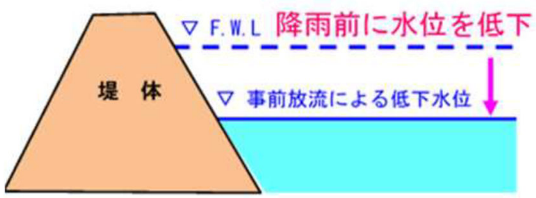

・大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることによって洪水調節機能を発揮する。（低水位管理含む）

被害対象を減少させるための対策

立地適正化計画に基づく防災指針の作成・検討

【伊勢市・多気町・玉城町】

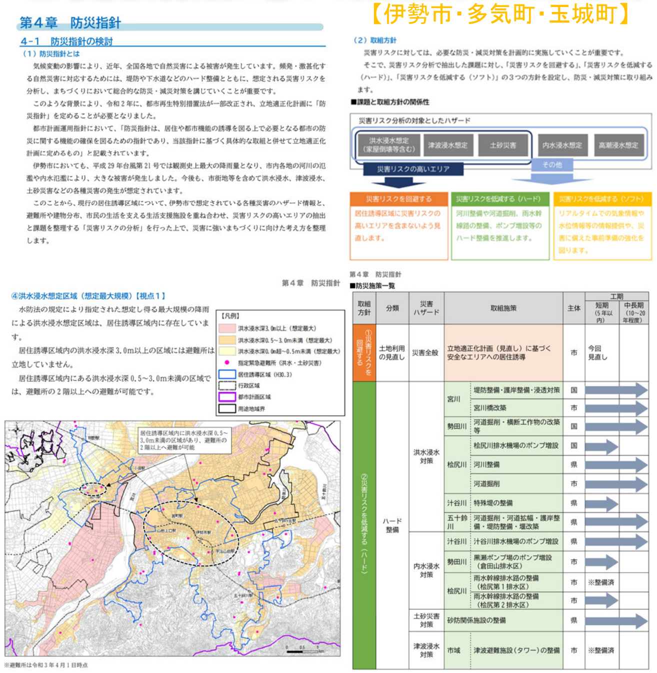

第４章　防災指針

4-1　防災指針の検討

（１）防災指針とは

気候変動の影響により、近年、全国各地で自然災害による被害が発生しています。頻発・激甚化する自然災害に対応するためには、堤防や下水道などのハード整備とともに、想定される災害リスクを分析し、まちづくりにおいて総合的な防災・減災対策を講じていくことが重要です。

このような背景により、令和２年に、都市再生特別措置法が一部改正され、立地適正化計画に「防災指針」を定めることが必要となりました。

都市計画運用指針において、「防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるもの」と記載されています。

伊勢市においても、平成29年台風第21号では観測史上最大の降雨量となり、市内各地の河川の氾濫や内水氾濫により、大きな被害が発生しました。今後も、市街地等を含めて洪水浸水、津波浸水、土砂災害などの各種災害の発生が想定されています。

このことから、現行の居住誘導区域について、伊勢市で想定されている各種災害のハザード情報と、避難所や建物分布、市民の生活を支える生活支援施設を重ね合わせ、災害リスクの高いエリアの抽出と課題を整理する「災害リスクの分析」を行った上で、災害に強いまちづくりに向けた考え方を整理します。

（２）取組方針

災害リスクに対しては、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが重要です。

そこで、災害リスク分析で抽出した課題に対し、「災害リスクを回避する」、「災害リスクを低減する（ハード）」、「災害リスクを低減する（ソフト）」の３つの方針を設定し、防災・減災対策に取り組みます。

■課題と取組方針の関係性

災害リスク分析の対象としたハザード
洪水浸水想定（家屋倒壊等含む）　津波浸水想定　土砂災害　内水浸水想定　高潮浸水想定
災害リスクの高いエリア　その他

災害リスクを回避する：居住誘導区域に災害リスクの高いエリアを含まないよう見直します。
災害リスクを低減する（ハード）：河川整備や河道掘削、雨水幹線の整備、ポンプ増設等のハード整備を推進します。
災害リスクを低減する（ソフト）：リアルタイムでの気象情報や水位情報等の情報提供や、災害に備えた事前準備の強化を図ります。

第４章　防災指針

④洪水浸水想定区域（想定最大規模）【視点１】

水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域は、居住誘導区域内に存在しています。

居住誘導区域内の洪水浸水深3.0m以上の区域には避難所は立地していません。

居住誘導区域内にある洪水浸水深0.5～3.0m未満の区域では、避難所の２階以上への避難が可能です。

【凡例】
洪水浸水深3.0m以上（想定最大）
洪水浸水深0.5～3.0m未満（想定最大）
洪水浸水深0.0m超～0.5m未満（想定最大）
指定緊急避難所（洪水・土砂災害）
居住誘導区域（H30.3）
行政区域
都市計画区域
用途地域界

居住誘導区域内に洪水浸水深0.5～3.0m未満の区域があり、避難所の２階以上へ避難が可能

※避難所は令和３年４月１日時点

第４章　防災指針

■防災施策一覧

取組方針	分類	災害ハザード		取組施策	主体	工期 短期（5年以内）	工期 中長期（10～20年程度）
①災害リスクを回避する	土地利用の見直し	災害全般		立地適正化計画（見直し）に基づく安全なエリアへの居住誘導	市	今回見直し	
②災害リスクを低減する（ハード）	ハード整備	洪水浸水対策	宮川	堤防整備・護岸整備・浸透対策	国		
			宮川	宮川橋改築	市		
			勢田川	河道掘削・横断工作物の改築等	国		
			桧尻川	桧尻川排水機場のポンプ増設	国		
			桧尻川	河川整備	県		
			桧尻川	河道掘削	市		
			汁谷川	特殊堤の整備	県		
			五十鈴川	河道掘削・河道拡幅・護岸整備・堤防整備・堰改築	県		
		内水浸水対策	汁谷川	汁谷川排水機場のポンプ増設	県		
			勢田川	黒瀬ポンプ場のポンプ増設（倉田山排水区）	市		
			桧尻川	雨水幹線排水路の整備（桧尻第１排水区）	市	※整備済	
			桧尻川	雨水幹線排水路の整備（桧尻第２排水区）	市		
		土砂災害対策		砂防関係施設の整備	県		
		津波浸水対策	市域	津波避難施設（タワー）の整備	市	※整備済	

立地適正化計画（伊勢市）

・ 近年の自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、災害リスクを踏まえた防災まちづくりを進めることが重要である。
・ 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年9月7日施行）に伴い、新たに立地適正化計画の居住誘導域内で行う防災対策・安全確保対策を定める「防災指針」の作成を実施する。

被害の軽減、早期の復旧・復興のための対策

企業等と連携した避難体制等の確保

【玉城町】

パナソニック株式会社

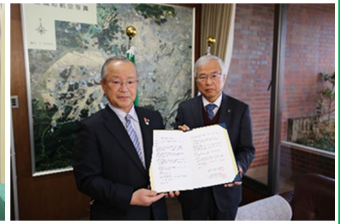

美和ロック株式会社

・水害等、災害時の一時避難場所として施設利用に関する協定の締結

流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供

【三重県、玉城町、気象庁】

危機管理型水位計

雨量観測所（玉城町）

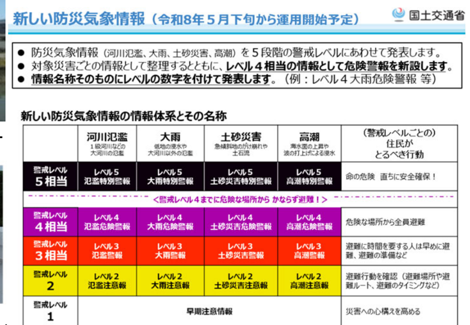

新しい防災気象情報（令和8年５月下旬から運用開始予定）　国土交通省

● 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を５段階の警戒レベルにあわせて発表します。
● 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル４相当の情報として危険警報を新設します。**
● **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します。**（例：レベル４大雨危険警報 等）

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫（１級河川などの大河川の氾濫）	大雨（低地の浸水や大河川以外の氾濫）	土砂災害（急傾斜地のがけ崩れや土石流）	高潮（海水面の上昇や波の打上げによる浸水）	（警戒レベルごとの）住民がとるべき行動
警戒レベル５相当	レベル５ 氾濫特別警報	レベル５ 大雨特別警報	レベル５ 土砂災害特別警報	レベル５ 高潮特別警報	命の危険　直ちに安全確保！
＜警戒レベル４までに危険な場所から かならず避難！＞					
警戒レベル４相当	レベル４ 氾濫危険警報	レベル４ 大雨危険警報	レベル４ 土砂災害危険警報	レベル４ 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル３相当	レベル３ 氾濫警報	レベル３ 大雨警報	レベル３ 土砂災害警報	レベル３ 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル２	レベル２ 氾濫注意報	レベル２ 大雨注意報	レベル２ 土砂災害注意報	レベル２ 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル１	早期注意情報				災害への心構えを高める

・ 頻発する豪雨災害への備えとして、「危機管理型水位計」、「簡易型河川監視カメラ」「雨量計」を設置し、水災害の早期把握に資する情報提供や防災気象情報の改善を行う。

伊勢南部圏域
二級水系流域治水プロジェクト

策定：令和４年３月
更新：令和８年６月
三重県

Mie Prefectual Government

伊勢南部圏域二級水系流域治水プロジェクト【位置図】

～豊かな自然を有する熊野灘沿岸地域における流域治水の推進～

○ 伊勢南部圏域では、昭和49年の台風第8号、昭和50年の集中豪雨において、破堤を伴う大規模な外水氾濫により、浸水被害が発生している。全国的に激甚な水害が近年頻発している状況や、今後見込まれる気候変動による降雨量の増大等を踏まえ、当圏域において事前防災対策を進める必要がある。
○ 伊勢南部圏域は、大部分が山林、急峻な地形となっており、出水時に洪水が広く拡散し、浸水が継続するような平坦地が少ないことから、洪水被害の発生頻度は少ない地域である一方、熊野灘沿岸地域は、大規模地震発生時には津波による被害が甚大となる想定がされていることから、防災・減災に対して関心が高い地域性を有している。
○ 当圏域における二級水系流域治水プロジェクトでは、出水時の氾濫被害を軽減し、河川管理施設の必要な機能が発揮できるよう、河道掘削等の維持・修繕を行うとともに、水防情報の提供や水災害教育など防災意識をさらに高めるソフト対策を実施することで、円滑な浸水被害の低減を図る。

：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
：被害対象を減少させるための対策
：被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

広域的に行う対策

・砂防堰堤、治山ダムの整備
・森林整備、保全

・立地適正化計画策定の支援・促進

・水害リスク情報の空白域の解消
（洪水ハザードマップなどの作成）
・土砂災害警戒区域等の指定・発表
・持続的な水災害教育の実施と伝承
（防災教育の支援）
・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性の確保
・防災訓練の実施（図上訓練、避難訓練）
・流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供
（SNS・防災アプリを活用した防災情報の継続的な発信、危機管理型水位計・河川監視情報カメラの設置、防災気象情報の改善）
・広報誌等を活用した継続的な情報発信
・排水ポンプ車の配備・運用　等

位置図

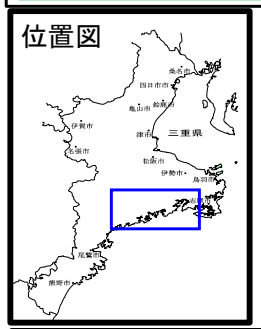

凡例
- 流域界
- 浸水想定区域（想定最大規模）
- 県管理区間
- 県管理区間の対策
- 市町管理区間の対策

介護施設の避難訓練（南伊勢町）

村山川河道掘削（三重県）

危機管理型水位計の設置（三重県）

南伊勢高校南勢校舎防災特別授業（南伊勢町）

伊勢南部圏域二級水系流域治水プロジェクト【ロードマップ】

～豊かな自然を有する熊野灘沿岸地域における流域治水の推進～

■ 伊勢南部圏域における二級水系全体を俯瞰し、県、町、あらゆる関係者が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。

【短　期】伊勢南部圏域内の河川の必要な機能が発揮できるよう、中下流部で河道掘削等を主に実施。
被害軽減のため、水害リスク情報の空白域解消等を実施。

【中　期】被害軽減のため、防災マップの周知や水防災教育、要配慮者施設の避難体制強化等を継続的に実施。

【中長期】伊勢南部圏域全体の浸水被害を防ぐため、河道掘削等を実施し、圏域全体の安全度向上を図る。
被害軽減の取り組みをあらゆる関係者と一体となって継続的に実施。

【事業費】
■河川対策
全体事業費　約45億円
対策内容　河道掘削、
水門整備　等
※圏域内で策定済みの河川整備計画の残事業を記載

区分	対策内容	実施内容	実施主体	工程 短期	工程 中期	工程 中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	洪水氾濫対策	・河道掘削、護岸整備、水門整備　等	三重県			
	土砂災害対策	・砂防堰堤の整備　等	三重県	奥出の谷砂防事業完了		
	流域の雨水貯留機能の向上	・治山ダムの整備、森林整備　等	三重県、森林整備センター		森林整備・保全	
被害対象を減少させるための対策	水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫	・立地適正化計画策定の支援・促進	三重県			
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	土地の水災害リスク情報の充実	・水害リスク情報の空白域の解消 （洪水ハザードマップなどの作成）　等	気象庁、三重県、南伊勢町、大紀町　他あらゆる関係者	全ての二級河川における洪水浸水想定区域図の作成完了	ハザードマップの作成・更新	
	避難体制等の強化	・土砂災害警戒区域等の指定・発表 ・持続的な水災害教育の実施と伝承 （防災教育の支援） ・要配慮者施設における避難確保計画の作成 促進と避難の実効性の確保 ・防災訓練の実施（図上訓練、避難訓練） ・流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供 （SNS・防災アプリを活用した防災情報の継続的な情報発信、 危機管理型水位計・河川監視カメラの設置、 防災気象情報の改善） ・広報誌等を活用した継続的な情報発信 ・排水ポンプ車の配備・運用　等				

気候変動を踏まえた更なる対策を推進

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。
各事業者の計画が見直された場合には、反映します。
新たな関係者にも広く参加を呼び掛けることから、新たな関係者の計画も反映します。

伊勢南部圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（洪水氾濫対策）
実施主体：三重県

河川整備計画等に基づき、洪水時の河川水位の低下や、整備計画目標流量を安全に流すための断面確保等を行うため、河道掘削、護岸整備等を実施することにより、浸水被害の低減を図る。
また、計画的な維持・修繕（河道掘削等）実施することで、河川の健全な機能を保全する。

押淵川における護岸整備（堤防強化）
（左：施工前　右：施工後）
（三重県）

古和川における河道掘削（左：施工前　右：施工後）
（三重県）

【実施予定箇所】
河川整備計画に基づく維持管理
【三重県】奥川

護岸整備：【三重県】中河内川、泉川、五ヵ所川、
押淵川、河内川

河道掘削：【三重県】五ヶ所川、中の谷川、伊勢路川、大江川、
村山川、小方川、古和川
※その他、状況に応じて維持修繕を行う。

奥川における流木土撤去・災害復旧
（左：施工前　右：施工後）（大紀町）

伊勢南部圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（土砂災害対策）
実施主体：三重県

伊勢路川流域内に位置する奥出の谷では荒廃が進行し、土石流による下流人家、公共施設及び道路への被害が懸念されるため、砂防堰堤を整備することで、地域の安心安全を確保する。

保全対象：人家17戸、県道伊勢路伊勢線70m、町道230m、1次避難場所

実施内容：砂防堰堤 2基

位置図

荒廃状況

流域図

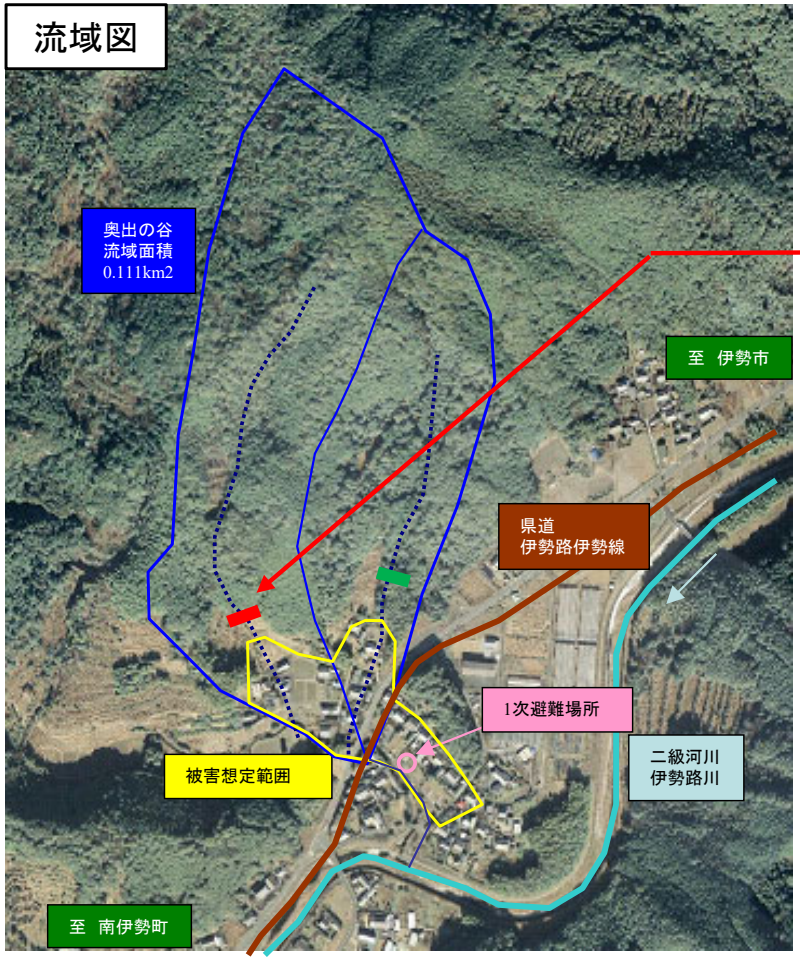

堤高H=6.0m、堤長L=72.0m

令和5年度に事業完了

伊勢南部圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策（流域の雨水貯留機能の向上）
実施主体：三重県、森林整備センター

【治山ダム、森林整備】

今後の気候変動の激化を見据え、森林の有する土砂流出防止機能や洪水緩和機能の適切な発揮のため、氾濫河川上流域における治山対策・森林整備を実施する。

【治山ダムの整備による土砂・流木の流出抑制効果の発揮】

治山ダムの整備により、上流側の渓床勾配を緩くすることで土砂や流木の流出を抑制し災害を防止または被害を軽減。

○治山事業の実施による流木・土砂の流出抑制効果

土砂・流木補足イメージ（県内治山ダム整備箇所）

【森林整備による水源涵養機能の適切な発揮】

手入れ不足等によりが過密状態となった林内において、森林整備を実施することで下層植生を繁茂させ、降雨等に伴う土砂流出を抑制。

○森林整備により林内の光環境の改善

整備前後イメージ（県内森林整備箇所）

※上記対策は、山地災害の発生状況や森林の荒廃状況等に応じて実施箇所を決定するものであり、その年によって実施状況が変わる対策である。

伊勢南部圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害対象を減少させるための対策（立地適正化計画策定の支援・促進）
実施主体：三重県

防災を取り入れた安全なまちづくりのための方針として、市町が災害リスク情報と都市計画情報を重ね合わせるなど、都市の災害リスクを踏まえた立地適正化計画を策定する際の支援または促進を行う。

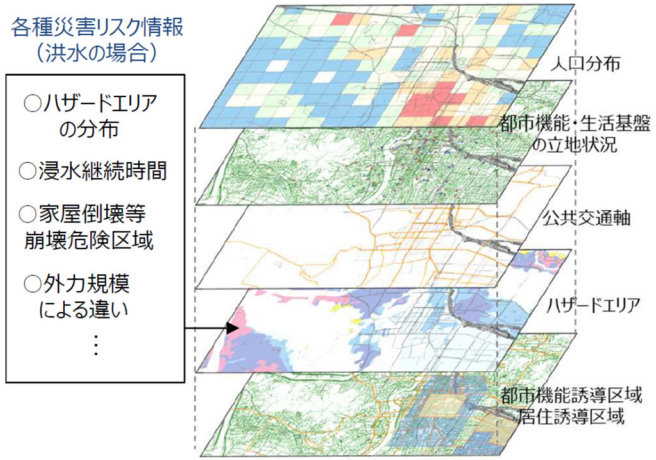

災害リスクと都市計画情報の重ね合わせ（例）

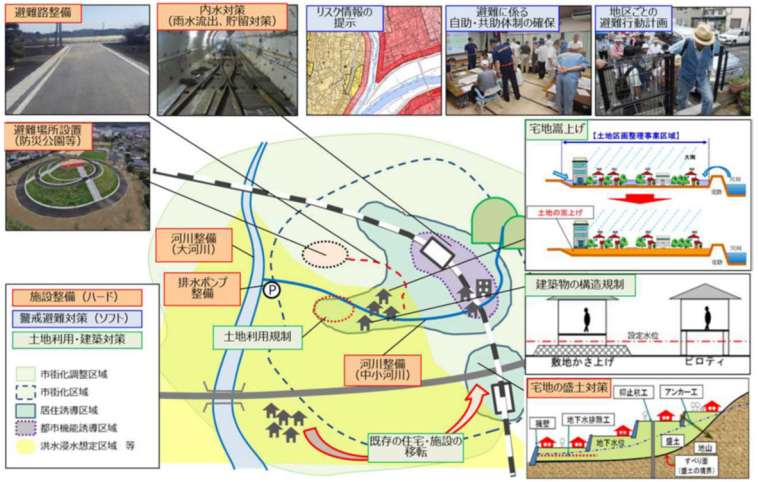

防災指針に位置付ける対策（例）

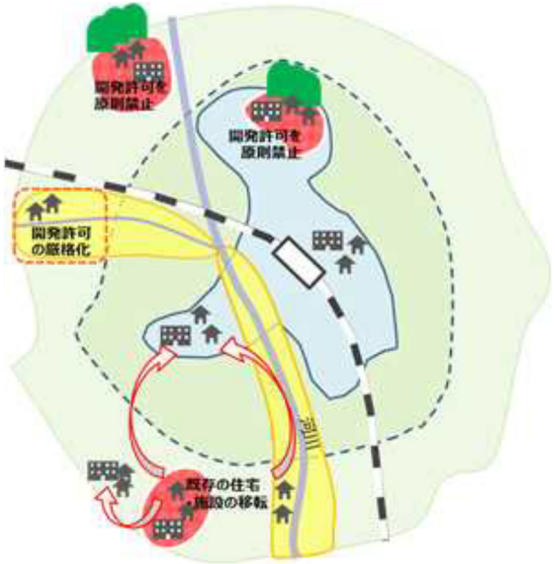

土地利用の規制、安全な区域への移転（例）

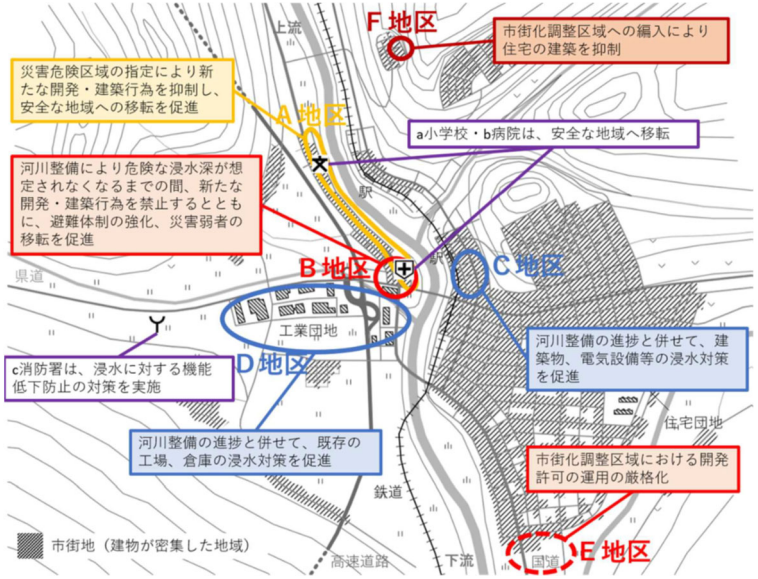

防災まちづくりの目標設定（例）

伊勢南部圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（水害リスク情報の空白域の解消）
実施主体：三重県、大紀町、南伊勢町

伊勢南部圏域の二級水系流域において、水害リスク情報の空白域の解消を図るため、各種浸水想定区域図を基にハザードマップの作成・周知を行う。

【洪水】伊勢南部圏域内の全ての県管理河川について浸水想定区域図を作成

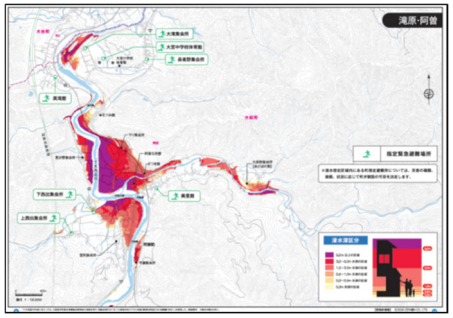

洪水ハザードマップ
（大内山川における作成事例）
（大紀町）

三重県が作成した洪水浸水想定区域図データの活用

市町へ提供

「浸水ナビ」への登録

ハザードマップ作成

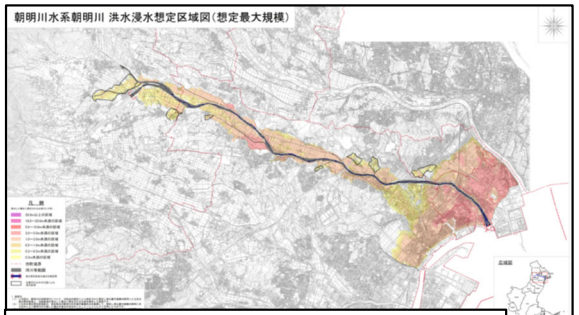

洪水浸水想定区域図（三重県）

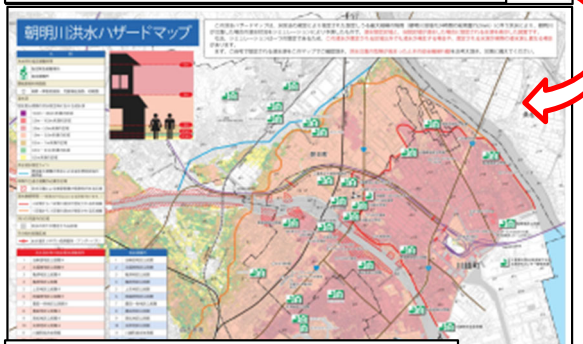

洪水ハザードマップ（市町）

「浸水ナビ」による浸水シミュレーション

「浸水ナビ」は、洪水浸水想定区域図を電子地図上に表示するシステムです。堤防決壊が想定される地点（破堤点）や堤防が決壊した後、どこが・いつ・どのくらい浸水するか、の変化をアニメーションやグラフで見ることができます。

http://suiboumap.gsi.go.jp/

伊勢南部圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（持続的な水災害教育の実施と伝承）
実施主体：三重県、大紀町、南伊勢町

自然災害に関する心構えや知識を浸透させ、災害発生時に適切な避難行動をとる能力を養うため、持続的に水災害教育を実施する。

三重大学と連携した防災特別授業（南伊勢町）

三重県と連携した防災特別授業（南伊勢町）

災害ボランティアコーディネーターと連携したタウンウォッチング（南伊勢町）

子育て支援センター・子育てサロンにおける防災講話（南伊勢町）

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
（要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性の確保）
実施主体：三重県

洪水による浸水が想定される区域や土砂災害（特別）警戒区域内で市町地域防災計画に定められた要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成および計画に基づく避難訓練を促進する。

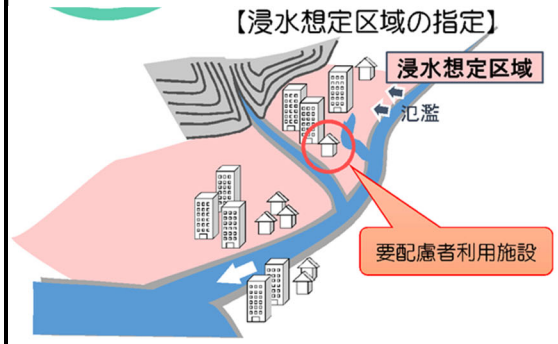

※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

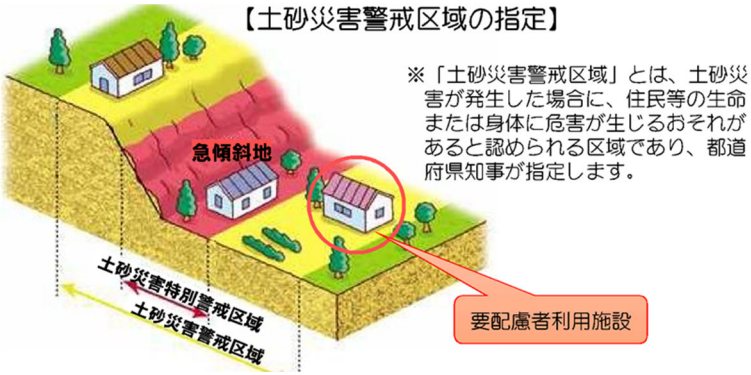

※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

市町担当者への避難確保計画作成の説明会（三重県）

伊勢南部圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（土砂災害警戒区域等の指定・発表）
実施主体：三重県

■ 地形改変等のあった箇所について基礎調査を実施

二巡目以降の基礎調査については、おおむね五年ごとに、各区域における地形や土地利用の状況等を確認し、変化が認められた箇所等については、調査を行う。「土砂災害防止法」より

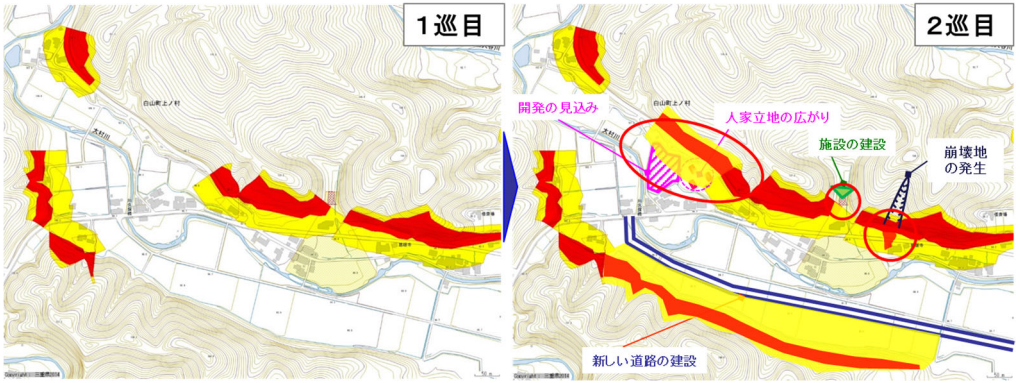

１巡目：要件を満たす箇所について、
土砂災害警戒区域等（イエロー・レッド）を指定。

２巡目：地形改変・施設整備・人家立地、周辺状況の変化（開発・道路建設）などによって、１巡目調査時と差異が生じた箇所を抽出

土砂災害警戒区域の指定

■三重県土砂災害情報提供システムによる
土砂災害警戒区域等の表示

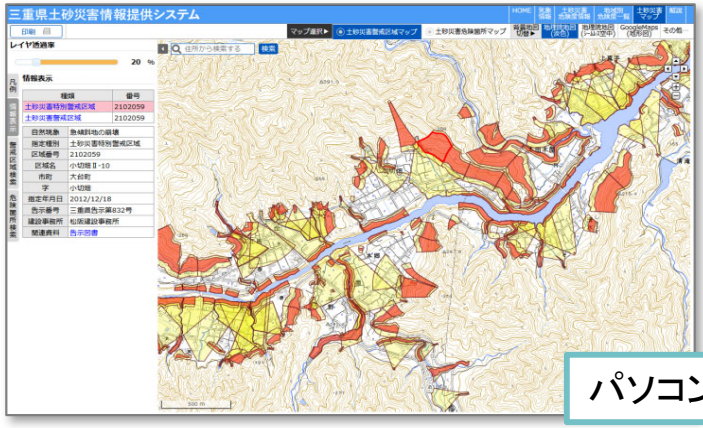

パソコン画面

指定完了箇所について「三重県土砂災害情報提供システム」での情報発信により土砂災害に対する認知度を向上

■土砂災害警戒情報の発表

三重県と津地方気象台は、土砂災害発生の危険性が高まったとき、土砂災害警戒情報を発表

伊勢南部圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（防災訓練の実施）
実施主体：三重県

令和7年度　三重県･いなべ市･木曽岬町　総合防災訓練

1　訓練目的

（1）令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨の教訓を踏まえ、南海トラフ地震及び風水害による複合災害に対する対処能力向上を目的に県内外の関係機関が相互に連携して訓練を実施する。

（2）国や他自治体の応援を円滑に受け入れ、効果的な支援に繋げるために、受援体制を確立することを目的とする。

2　訓練概要

（1）実施日時　令和8年3月8日（日）

（2）訓練会場　（メイン会場）いなべ市藤原文化センター
（サブ会場）　いなべ市防災拠点倉庫、トヨタ車体（株）いなべ工場、いなべ総合病院
木曽岬町役場、木曽川グラウンド、木曽岬町北部地区津波避難タワー
三重県広域防災拠点（北勢拠点）他

（3）参加者　三重県、いなべ市、木曽岬町、その他防災関係機関、地域住民　　計　約1，000名参加

（4）訓練想定　南海トラフ地震及び風水害による複合災害の発生を想定

（5）主な訓練内容　本部運営訓練、広域避難訓練、避難所運営訓練、浸水区域からの救助訓練、航路啓開訓練、孤立地域対応訓練、空中消火訓練、土砂災害対応訓練、災害医療対応訓練、遺体安置所運営訓練、物資輸送訓練、被災者支援訓練、災害廃棄物対応訓練、防災啓発展示

伊勢南部圏域二級水系流域治水プロジェクト【主要施策】

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策（流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供）
実施主体：三重県、気象庁

■ 危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラによるリアルタイムな情報の提供（三重県）

危機管理型水位計
（三重県）

簡易型河川監視カメラ
（三重県）

危機管理型水位計
アイコンをクリック

簡易型河川監視カメラ
アイコンをクリック

「川の防災情報」 https://www.river.go.jp/からいつでも水位や河川状況を確認

■防災気象情報の改善（気象庁）

新しい防災気象情報（令和8年５月下旬から運用開始予定） 国土交通省

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を５段階の警戒レベルにあわせて発表します。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル４相当の情報として危険警報を新設します。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します。**（例：レベル４大雨危険警報 等）

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 １級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地の崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	（警戒レベルごとの）住民がとるべき行動
警戒レベル５相当	レベル５ 氾濫特別警報	レベル５ 大雨特別警報	レベル５ 土砂災害特別警報	レベル５ 高潮特別警報	命の危険　直ちに安全確保！
<警戒レベル４までに危険な場所から かならず避難！>					
警戒レベル４相当	レベル４ 氾濫危険警報	レベル４ 大雨危険警報	レベル４ 土砂災害危険警報	レベル４ 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル３相当	レベル３ 氾濫警報	レベル３ 大雨警報	レベル３ 土砂災害警報	レベル３ 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル２	レベル２ 氾濫注意報	レベル２ 大雨注意報	レベル２ 土砂災害注意報	レベル２ 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル１	早期注意情報				災害への心構えを高める

大雨キキクル 国土交通省

- 大雨に関する情報が発表された際に、**危険度が高まっている地域を確認**することができます。
- 大雨に関する情報が対象としている**河川の氾濫の危険度（洪水キキクル）や短時間強雨による浸水害の危険度（浸水キキクル）を重ねて大雨キキクル**として新規表示します。
- **洪水キキクルと浸水キキクルについて切替え表示**で、洪水災害・浸水害**それぞれの危険度の確認**が可能です。

大雨キキクル（イメージ）

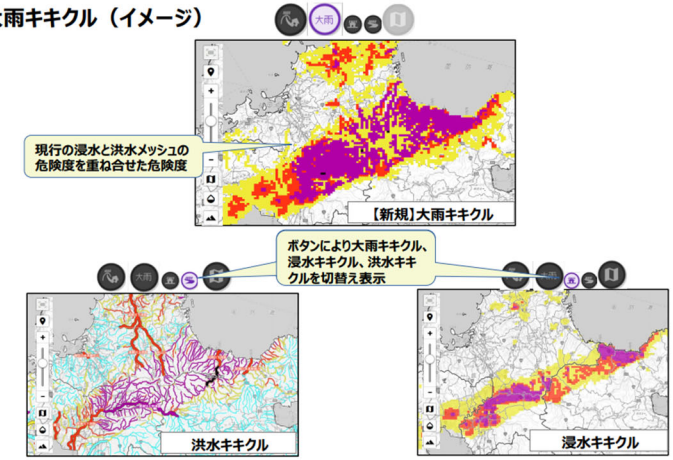

伊勢南部圏域二級水系流域治水プロジェクト【流域治水の具体的な取組】

～豊かな自然を有する熊野灘沿岸地域における流域治水の推進～

河川整備計画等に基づき河川改修や河床掘削を実施

河川改修の実施延長　３４５ｍ
河床掘削による堆積土砂撤去量　2,800m3
（令和７年度実施分）
※整備が完了した延長
※撤去が完了した量

農地・農業用施設の活用

０町
たんぼダム（令和７年９月末時点）
ため池（令和６年度実施分）
※農業用ため池の洪水調整池転用
※ため池の低水管理

流出抑制対策の実施

０施設
（令和４～７年度実施分）
※整備が完了した施設

山地の保水機能向上および土砂・流木災害対策

治山対策等の実施箇所　０箇所
（令和７年度実施分）
※国直轄事業及び補助事業に限る
砂防関連施設の整備数　０施設
（令和７年度完成分）
※施行中　３施設

立地適正化計画における防災指針の作成

０町
（令和８年３月末時点）

避難のためのハザード情報の整備

洪水浸水想定区域　１９河川
（令和８年３月末時点）
内水浸水想定区域　０団体
（令和７年３月末時点）

高齢者等避難の実効性の確保

避難確保計画　洪水　１０施設
土砂　１３施設
（令和７年３月末時点）
個別避難計画　２町
（令和７年４月１日時点）

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

河川整備計画に基づく維持管理【三重県】

古和川における河道掘削（左：施工前　右：施工後）

・ 計画的な維持・修繕（河道掘削等）実施することで、河川の健全な機能を保全する。

土砂災害対策　【三重県】

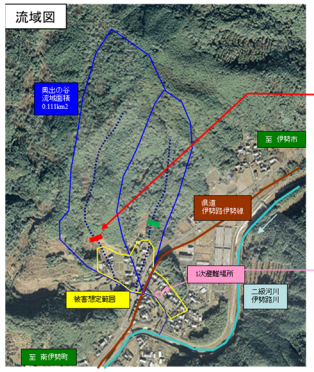

・ 土砂災害から人命・財産を守るため、砂防堰堤の整備や砂防堰堤上流部に堆積した土砂の撤去を実施する。

砂防堰堤の整備
（伊勢路川水系奥出の谷）

被害対象を減少させるための対策

立地適正化計画に基づく防災指針の検討

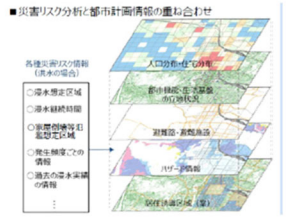

災害リスクと都市計画情報の重ね合わせ（例）

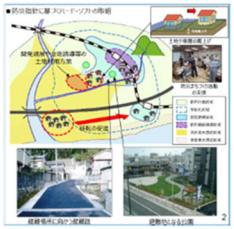

防災指針に基づく取組（例）

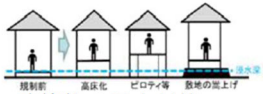

建築物の浸水対策

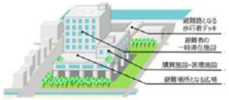

避難路・避難施設の整備（例）

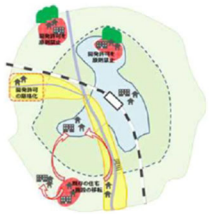

土地利用の規制、安全な区域への移転（例）

・ 近年の自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、災害リスクを踏まえた防災まちづくりを進めることが重要である。
・ 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年9月7日施行）に伴い、新たに立地適正化計画の居住誘導域内で行う防災対策・安全確保対策を定める「防災指針」の作成を実施する。

被害の軽減、早期の復旧・復興のための対策

水害リスク情報の空白域の解消

【三重県・大紀町・南伊勢町】

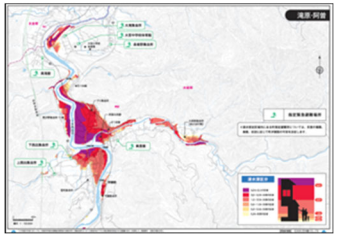

洪水浸水想定区域図
（三重県）

洪水ハザードマップ
（大紀町）

持続的な水災害教育の実施と伝承

【三重県・大紀町・南伊勢町】

三重県と連携した防災特別授業
（南伊勢町）

災害ボランティアコーディネーターと連携したタウンウォッチング
（南伊勢町）

・ 自然災害に関する心構えや知識を浸透させ、災害発生時に適切な避難行動をとる能力を養うため、持続的に水災害教育や広報誌等を活用した情報発信を実施する。